

JILPT 資料シリーズ

No.147 2015年3月

諸外国における電気事業の 争議規制に関する調査

—イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ、韓国—



独立行政法人 労働政策研究・研修機構
The Japan Institute for Labour Policy and Training

諸外国における電気事業の 争議規制に関する調査

—イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ、韓国—

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
The Japan Institute for Labour Policy and Training

ま え が き

本報告書は、厚生労働省の要請を受けて当機構が実施した「諸外国の公益事業における争議規制に関する調査」の結果をとりまとめたものである。イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ、韓国の5カ国を対象に、各国の公益事業における争議規制について、特に電気産業を中心に調査を行った。

本報告書が諸外国の公益事業における争議規制の状況について理解を深める一助となれば幸いである。

2015年3月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 菅野 和夫

執筆担当者（執筆順）

氏名	所属	担当
なかむら 中村 慎一	労働政策研究・研修機構国際研究部主任調査員	調査の概要、第5章
ひぐち 樋口 英夫	労働政策研究・研修機構国際研究部主任調査員補佐	第1章
いいた 飯田 恵子	労働政策研究・研修機構国際研究部主任調査員補佐	第2章
きたざわ 北澤 謙	労働政策研究・研修機構国際研究部主任調査員補佐	第3章
やまさき 山崎 憲	労働政策研究・研修機構国際研究部主任調査員補佐	第4章

諸外国における電気事業の争議規制に関する調査
— イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ、韓国 —
目 次

まえがき

調査の概要	1
第1章 イギリス	3
第1節 電気事業の運営体制	3
第2節 公益事業（電気事業）における労働争議の規制	3
1. 根拠法	3
2. 争議権の一部が制限される事業の範囲	5
3. 争議行為の予告制度（抜き打ちストの禁止）、その他の争議行為の制限	5
4. 職権調整制度	5
5. 争議時の代替的労働	6
6. 一定期間の争議行為の禁止（その間に争議調整を行う趣旨）	6
第3節 争議の状況	6
第2章 ドイツ	9
第1節 電気事業の運営体制	9
第2節 公益事業（電気事業）における労働争議の規制	9
1. 根拠法	9
2. 争議権の一部が制限される事業の範囲	10
3. 争議行為の予告制度（抜き打ちストの禁止）、その他の争議行為の制限	11
4. 職権調整制度	11
5. 争議時の代替的労働	12
6. 一定期間の争議行為の禁止（その間に争議調整を行う趣旨）	12
第3節 争議の状況	13
第3章 フランス	15
第1節 電気事業の運営体制	15
第2節 公益事業（電気事業）における労働争議の規制	15
1. 根拠法	15
2. 争議権の一部が制限される事業の範囲	16
3. 争議行為の予告制度（抜き打ちストの禁止）、その他の争議行為の制限	16

4. 職権調整制度	17
5. 争議時の代替的労働	18
6. 一定期間の争議行為の禁止（その間に争議調整を行う趣旨）	18
第3節 争議の状況	18
第4章 アメリカ	21
第1節 電気事業の運営体制	21
第2節 公益事業（電気事業）における労働争議の規制	21
1. 根拠法	21
2. 争議権の一部が制限される事業の範囲	22
3. 争議行為の予告制度（抜き打ちストの禁止）、その他の争議行為の制限	22
4. 職権調整制度	23
5. 争議時の代替的労働	23
6. 一定期間の争議行為の禁止（その間に争議調整を行う趣旨）	24
第3節 争議の状況	24
第5章 韓国	27
第1節 電気事業の運営体制	27
第2節 公益事業（電気事業）における労働争議の規制	27
1. 根拠法	27
2. 争議権の一部が制限される事業の範囲	27
3. 争議行為の予告制度（抜き打ちストの禁止）、その他の争議行為の制限	28
4. 職権調整制度	31
5. 争議時の代替的労働	32
6. 一定期間の争議行為の禁止（その間に争議調整を行う趣旨）	32
第3節 争議の状況	32
資料	35
イギリス 2004年民間緊急事態法	37
アメリカ 「国家緊急事態に基づくストライキ差止手続き」	73
アメリカ 全国労働関係法 国家緊急事態	75
韓国 労働組合及び労働関係調整法	77
韓国 必須維持業務（労働組合及び労働関係調整法施行令第22条の2）	107
各国参考資料	111

調査の概要

〈調査の背景〉

電力システム改革を踏まえ、電気事業の争議規制の在り方について検討が進められることとなり、平成 26 年 8 月、「労働政策審議会電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会」が設置された。当部会での議論を念頭に、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ、韓国の 5 カ国における電気事業の争議規制に関して調査をするよう、厚生労働省より当機構に対して要請があった。本報告書は、その調査内容をとりまとめたものである。

〈調査項目と方法〉

調査項目は、当該 5 カ国における、次の 3 点である。

1. 電気事業の運営体制
2. 公益事業（電気事業）における労働争議の規制
3. 争議の状況

また、2. については、「根拠法」「争議権の一部が制限される事業の範囲」「争議行為の予告制度（抜き打ちストの禁止）、その他の争議行為の制限」「職権調整制度」「争議時の代替的労働」「一定期間の争議行為の禁止（その間に争議調整を行う趣旨）」の 6 小項目に分かれている。なお、当該国に、これらの項目に合致した法令、制度、仕組み等が存在しない場合は、それに準じたものについて調べている。調査方法は、文献、資料、統計データ等を基に、項目ごとに調査し整理している。

〈調査概要〉

電気事業等を含めた公益事業の労働争議に関しては、国レベルでの規制がある国、州や地方レベルでの規制がある国、また、法令により規制している国、法令による規制はほとんどない国、あるいは法令による規制はないが、判例等から判断している国——など、規制の形は国によって様々である。さらに、電気事業の運営形態についても、当該 5 カ国の中には、純然たる国営（公営）という形態によって、したがって職員も公務員であるという形態によって運営されている国はなかったが、実質は国の所有による公社的な、国の関与を残す運営形態をとるところから、完全に民営化させているところまで、様々である。

規制の形がどうであれ、また、運営体制がどうであれ、国民の生活に必須の電気を提供するという事業であるということから、法令によるのか、判例によるのか、あるいはまた、労使間の取り決めによるのか等の違いはあるものの、国民の生活に必須のサービスについては、公益事業に限定したのではなくとも、それを完全にストップさせないようなシステムが、なんらかの形で存在している点は、この 5 カ国に共通している（ただし、そのシステムが実

際に電気事業において発動されたことがあるかどうかは別であるが)。また、法令で規制している国についても、日本の「電気事業及び石炭鉱業における争議規制に関する法律」のように、電気事業に限定して争議行為を規制しているものではなく、あくまでも、公益事業という枠組みで、その中のひとつに電気事業も含めて、規制しているものであった。

第1章 イギリス

第1節 電気事業の運営体制

発電、送電、配電、小売りを独占していた国有電気事業者である発送電局（CEGB）を、1990年に世界に先駆けて分割・民営化し、電力の自由化を実施した。発電事業と配電・小売り事業に多数の事業者が参入したが、その後、M&Aの活発化により、現在は6大グループ（イギリス系2社、ドイツ系2社、フランス系1社、スペイン系1社）に収斂されている。また、送電事業については、ガス導管網会社と合併して運営されている。

第2節 公益事業（電気事業）における労働争議の規制

1. 根拠法

（1）電気事業に限定して争議行為を規制する法令

なし。

（2）電気事業も含めた公益事業の争議行為を規制する法令

イギリスでは2004年以降、電気事業における争議権は法律上制限されていない¹。従来は、1920年緊急事態権限法²に基づいて発される緊急事態宣言により、争議権の制限が可能であったが、同法は2004年民間緊急事態法³に置き換わる形で廃止された。2004年法は、法の効力が及ぶ範疇から争議行為を除外している⁴。このため現在、電気事業における争議は、他の事業と同様、一般的な手続き等に関する1992年労働組合・労働関係（統合）法⁵が適用される。

1920年法は、コミュニティ（あるいはその一部）に対する「必要不可欠な財・サービス」（食物、水、燃料の供給、照明、交通機関など）の供給・分配の妨げとなる大規模な行為が行われたか、その恐れがあると国王がみなした場合、非常事態宣言により供給の確保あるいは規制のための措置を講じることができると規定している。岡久（2005）によれば、同法は第一次大戦後の港湾、鉱山、鉄道等におけるストライキの頻発に対応するために成立したもの

¹ 労働組合にはいわゆる争議権は付与されておらず、合法的な手続きを経て実施される争議について、労働契約違反による雇用主側の損失に関する賠償の免責、という形を取る（後述）。

² Emergency Powers Act 1920
<http://www.statewatch.org/news/2003/jun/23civil.htm>

³ Civil Contingency Act 2004 資料（37頁）のとおり。
<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2004/36/>

⁴ 国家レベルの緊急事態への対応に関する規定。

⁵ Trade Union and Labour Relations (Consolidation) Act 1992
<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1992/52/contents>

で、1926年のゼネストから1974年の炭鉱ストライキまで、12回にわたり適用された⁶。

その後、1920年法に替えて2004年に成立した民間緊急事態法は、当時の燃料危機（燃料価格の高騰にトラック運転手などが抗議、燃料の供給が滞った）や洪水などに対応するための体制整備の必要性が、政府による法案提出のきっかけとなった。同法は、地方レベルでの緊急事態に関する対応を規定した第1部と、国家レベルでの緊急事態宣言に伴う対応を規定した第2部に分かれる。

地方レベルでの緊急事態への対応に関連して、同法の附則が定義する必要不可欠なサービスの提供機関は大きく2つに区分される。市民保護の観点から、より必要度の高い第1カテゴリ（Category 1）には地方自治体のほか警察、消防、医療が、また第2カテゴリ（Category 2）には電気、ガス、上下水道、電話、交通（鉄道等）がそれぞれ含まれる。第1カテゴリに属する機関、すなわち第1カテゴリ対応者（Category 1 responder）には、緊急事態またはその可能性のある状況下において、リスク評価と対応のための計画の策定が義務付けられる。また、第2カテゴリ対応者（Category 2 responder）、すなわち電気事業者を含む公益事業者等には、第1カテゴリ対応者に協力して情報提供などを行うことが求められる。

同法は「緊急事態」について、国内で厚生または環境に深刻な被害を及ぼす可能性のある事件や状況、あるいは国の安全保障を深刻に脅かす戦争・テロリズムと定義し、このうち厚生に関連して「金銭、食料、水、エネルギー⁷または燃料の供給の壊乱」を挙げている（第1条、第22条）。地方レベルの緊急事態に際しては、閣内相（Secretary of State）またはスコットランドの大臣が、規則を定めて必要な対応を行う（第2～4条）。また国家レベルでは、緊急事態とみなされうる事象の発生を受けて、国王あるいは上位の閣内相が緊急事態規則を定めることができる（第20条）。ただし同規則は、「ストライキその他の労働争議に参加することもしくはその他これに関連する活動を禁止することまたは禁止することを可能とすること」を行うことはできないと規定している（第23条3項b）。同規定は国家レベルでの対応を規定する第2部にのみ存在し、地方レベルでの対応における位置付けは不明だが、少なくとも2004年法の下では、従来の1920年法における規定とは異なり、政府による緊急事態宣言によって争議権は制限されない。

なおこれとは別に、電力供給にかかわる何らかの緊急事態が生じた場合には、サービス維持のための対応を行うべきことが、1989年電気法に別途規定されている（96条）。所管官庁（エネルギー・気候変動省：DECC）の国务大臣は緊急事態⁸の発生に際して、電気事業ライセンス保有者等（特別の認可を受けた発電・供給事業者を含む）に対して、協議の上、電力

⁶ ただし、争議への参加自体や平和的な勧誘を違法とするわけではない。

⁷ 2004年法は同法が適用される電気事業者の範囲について、1989年電気法第6条に基づいてライセンスを授与されている事業者のうち、送電（transmission）、電力供給（distribution）または相互連結（interconnector）のライセンスを保持している者、と規定している（附則19）。

⁸ 自然災害をはじめ、国务大臣が電力供給を阻害する、またはその可能性がある緊急事態と判断した事柄（96条7項）。なお、電気法は、ストライキやその対応といった労使関係について規定した法律ではない。

供給への影響の緩和を目的に特定の行為を行うこと（または行わないこと）を定めた指令（direction）を発することができる。こうした緊急事態には、自然災害のほか、労働争議に起因するものも含むと考えられている⁹。対応にあたっては、所管官庁を中心としたサービス維持のための体制が構築され、対応策の策定・実施には電気事業者の参加が義務付けられる¹⁰。

2. 争議権の一部が制限される事業の範囲

争議権は規制されていない。

3. 争議行為の予告制度（抜き打ちストの禁止）、その他の争議行為の制限

<すべての事業>

労働組合が争議行為を行う場合には、事前に組合員による投票を行い、投票者の過半数による支持を得なければ、組合・組合員は民事免責を受けられない。労働組合は、投票の7日前までに使用者に対して投票実施を予告する義務がある。その際、投票の対象となる労働者の種類・数および職場について、使用者に通知しなければならない。また、投票結果が賛成多数であれば、争議行為の7日前までに、争議行為の期間、参加する労働者の種類・数、職場を予告しなければならない。

その他、争議行為の制限として、職場占拠・封鎖という手法は、法的保護の範囲外の行為とみなされ、民事免責を受けることはできない。また、1992年労働組合・労働関係（統合）法上、保護の対象となる争議行為の目的や手法は制限されており、二次的ストも免責が除外される行為のひとつとして規定されている。

なお使用者は、争議をめぐる手続きが適正に行われなかったことなどを理由に、裁判所に対して争議行為の差止を請求することができる。例えば、組合員の投票における不備や、使用者に対する通告・情報提供に関する遅滞あるいは情報の不正確さ等を理由に、申し立てが行われる。また、争議参加者が争議開始日から12週間以内に解雇された場合、不公正解雇の申し立てを行うことができるが、これを超えて解雇される場合は通常の解雇手続きと同様の扱いとなる。

4. 職権調整制度

<すべての事業>

⁹ 緊急事態下における電力供給への対応の手順（計画停電の実施、優先順位の高い業種（事業者）の保護等）を示した準則（Electricity Supply Emergency Code）において、労働争議がこうした緊急事態の一環として言及されている。

¹⁰ 「ガス・電気供給に関する全国緊急事態計画」（"National Emergency Plan for gas and electricity"）には、電力供給の維持に関する所管官庁や関係組織の連携体制等が盛り込まれている。電気事業者の役割としては、緊急事態に関する状況の報告（原因、規模・期間、対応策、必要とされる政府による介入など）のほか、対策の実施、消費者への対応など。

<https://www.gov.uk/government/publications/national-emergency-plan-for-gas-and-electricity>

ACAS（助言斡旋仲裁局）は、職権で、斡旋を開始することができる。ただし、斡旋に参加するか否かは、当事者が任意に決定する。

5. 争議時の代替的労働

従来 of 緊急事態権限法のもとでは、「国家的重要性を有する緊急の作業」(urgent work of national importance) を行うために、軍の人員をあたらせることができるとされていたが、2004年法では人員の確保に関して規定はない。通常の地方レベルの対応では、自治体をはじめ、各サービスの提供機関がサービス維持のために人員確保等の措置を講ずる必要がある¹¹。上述のとおり、電気事業については緊急事態（争議時を含む）対応プランが策定されているが、この中でも人員調達の方法に関する具体的な規定は設けられていない。

なお、一般的な争議に関する労組法上の規定では、代替要員を派遣労働者によって補うことは禁じられている。

また、労組側の自主的な対応として、例えば医療や消防といった市民の安全に係るサービスにおいては、ストライキ実施時に労組が経営側と共同あるいは別途に、緊急対応プラン(contingency plan) を作成し、緊急時に対応可能な体制を維持する例が見られる。

6. 一定期間の争議行為の禁止（その間に争議調整を行う趣旨）

イギリスでは、かつて緊急調整制度があったが、1974年に廃止されている。1971年労使関係法に基づいて、同年12月に設置された全国労使関係裁判所(National Industrial Relations Court) がこれを担っていた。同裁判所は、雇用相の申請を受けて、ストライキやその他の争議行為またはロックアウトの結果が社会的に非常に有害であると判断する場合、緊急事態令を発して差し止めを命令する権限を有していた¹²。1974年労働組合・労働関係法の施行による1971年法の廃止に伴い、全国労使関係裁判所は廃止された。

第3節 争議の状況

電気産業における近年の労使紛争の例は、以下の通り。争議行為は主として消費者向けサービス部門によるもので、電力供給に広範な影響が生じるケースは見られない。

- ・2012年12月にエネルギー企業E.onで賃上げをめぐるストライキが発生。労組Uniteによる事前の発表によれば、東部・西部ミッドランド、イングランド北西部、カンブリア、イングランド南部およびウェールズで、Uniteの組織するメーター担当の従業員およそ250人が

¹¹ 雇用主が軍の派遣を要請することは可能。例えば、2014年10月の全国医療サービス(NHS)における争議に際しては、救急車両の運転に軍からの人員が派遣されている。

¹² <http://discovery.nationalarchives.gov.uk/details/r/C690>

参加したとみられる¹³。Uniteはさらに、翌年1月に時間外勤務拒否などのストライキ未満の行動を予告していたが、同月に経営側が妥協案として向こう2年間の賃上げに関する新たな案を示し、労組側がこれに合意した模様¹⁴。

- ・2014年5月から6月にかけては、エネルギー企業EDF Energyで賃金をめぐり争議が発生した¹⁵。Uniteが組織する、ロンドンほか複数の地域（イングランド南東部、南西部、東部）のメーター担当従業員およそ500名が参加、6月にはACASの斡旋サービスのもとで協議が行われたが合意には至らなかった¹⁶。最終的に、8月に経営側が示した妥協案（賃上げに加えて提示していた一時金額の引き上げ）に労組側が合意し、争議は終結した¹⁷。

¹³ Unite “E.on meter staff to stage one-day strike in pay dispute” 14 December 2012

<http://www.unitetheunion.org/news/eonmeterstafftostageonedaystrikeinpaydispute/>

¹⁴ Unite (2013) “National Industrial Sector Conference 2013 ENERGY and UTILITIES”

<http://www.unitetheunion.org/uploaded/documents/EnergyAndUtilitiesAgenda2013v211-14225.pdf>

¹⁵ “Power to the people affected by people power – energy workers on strike today” 6 May 2014,

Union-News.co.uk

<http://union-news.co.uk/2014/05/power-people-affected-people-power-energy-workers-strike-today/>

¹⁶ “Acas talks to avert new EDF Energy pay dispute strikes” 10 June 2014 Unite ウェブサイト

<http://www.unitetheunion.org/news/acas-talks-to-avert-new-edf-energy-pay-dispute-strikes/>

¹⁷ “WIN: EDF workers celebrate pay bonus of 2,300% after three-day strike” 8 August 2014,

Union-News.co.uk

<http://union-news.co.uk/2014/08/win-edf-workers-celebrate-pay-bonus-2300-three-day-strike/#sthash.qCfvCmb.dpuf>

第2章 ドイツ

第1節 電気事業の運営体制

1998年の電力自由化前は、電気事業の中心的役割を担う8大電力会社が存在し、国内総発電量の約9割を独占的に供給してきた。しかし、この独占体制は、自由化によって大きく変化し、電力会社同士の合併や提携が盛んに行われた結果、E.ON、RWE、EnBW、Vattenfall¹の4大電力会社に収斂された。この他に地方公営の小規模な配電会社等、900以上の電力会社が存在する。自由化当初は、再編された4大電力会社が発電市場の8割を占めていたが、再エネ事業者の増大、脱原子力の影響などで2012年には5割弱まで低下している。4大電力会社は従来、発電、送電、配電、小売りの全てを手掛ける垂直統合型企業だったが、送電、配電を子会社化して法的分離を求める欧州委員会からの圧力や債務削減などのため、現在はほとんどの企業が送電子会社を売却している。2010年にはE.ONが送電設備をオランダの送電会社Tennetへ、Vattenfallがベルギーの送電会社Eliaへそれぞれ売却した。RWEは2011年9月に送電子会社の7割の株式をコメルツ銀行グループのコメルツリアル社へ売却し、EnBWのみが送電子会社を保有し続けている²。

第2節 公益事業（電気事業）における労働争議の規制

1. 根拠法

(1) 電気事業に限定して争議行為を規制する法令

なし。

(2) 電気事業も含めた公益事業の争議行為を規制する法令

<すべての事業>

公益事業の争議行為を規制する法令はなく、判例に準拠している。

規制ではなく、争議権保障という観点から基本法9条³が定められており、裁判所が労働争

¹ スウェーデン・ヴァッテンファル社の子会社。

² 海外電力調査会サイト「各国の電気事業 ドイツ」(http://www.jepic.or.jp/data/ele/ele_04.html) (2014年10月8日閲覧)。

³ 基本法第9条〔結社の自由〕(※基本法は日本の憲法に相当)

(1) すべてのドイツ人は、団体および組合を結成する権利を有する。

(2) 目的または活動において刑事法律に違反している結社、または憲法的秩序もしくは国際協調の思想に反する結社は、禁止される。

(3) 労働条件や経済条件の維持・改善のために団体を結成する権利は、何人に対しても、またいかなる職業に対しても、保障する。この権利を制限し、または妨害しようとする取り決めは無効であり、これを目的とする措置は、違法である。(1)の意味における団体が、労働条件や経済条件を維持・改善するために行う労働争議に対しては、第12a条(兵役義務と役務義務)、第35条2項(連邦国境警備隊の支援)および3項(連邦国境警備隊および軍隊の部隊出動)、第87a条4項(軍隊の設置と権限)及び第91条(連邦または州の存立に対する危険の防止)による措置をとることは許されない。

議に関する判決を出す際の規範的な出発点は、同条 3 項のみという状況にある⁴。この同条 3 項で保護される「協約自治（労働組合と使用者団体による労働条件や経済条件の自律的な決定）」の規定から導かれる結論は、「協約締結を目的としたストライキのみが認められる」ということである。従って、協約を締結できる労働組合のみが、ストライキの呼びかけ・実施を合法に行うことができ、協約締結能力のない個人や組織が行うストライキ—いわゆる“山猫スト”は違法となる。また、協約の締結を目指すものではない政治ストも違法である⁵。

このほか判例で整序された争議原則によると、争議行為は「一般に受け入れられる」ために一連の原則を守らなければならない。一連の原則には、例えば、協定締結のためのあらゆる可能な手段に訴えた後の最後の手段であるべきとする「最終手段原則 (letztes Mittel)」、目的を達成する上で不適切、不必要、不均衡なものであってはならないという「過剰禁止原則」などがある⁶。また、労働協約期間中の平和義務 (Friedenspflicht ; 同有効期間中は、当該労働協約で定められた事項の改廃を求める争議行為を行わない義務) も順守する必要がある⁷。

<公益事業>

レーヴィッシュ (1995) によると、連邦労働裁判所判決 (1971年 4月21日) で示された見解に従って「争議行為は、公共の福祉を顕著に侵害してはならない。つまり、個人的、社会的、国家的な需要の充足に必要な“最低限の供給”に対して深刻な影響を与えてはならない」と解されている。そして、そのような“最低限の供給”が確保されるべきなのは、電気のほか、ガス・水道、食糧・医療、交通、郵便、電報電話、ラジオ・テレビ、消防、埋葬、ごみ収集、防衛、国内の治安などの領域とされる⁸。

2. 争議権の一部が制限される事業の範囲

法令上の規定はない (判例による)。

<公益事業>

判例で整序された争議原則によると、公益事業のストライキにおける最重要義務は、「公衆の生活に不可欠なサービス (電気や水の供給、病院など) の維持」である。これには生産

⁴ 森・米津編 (2014) pp.146-147。

⁵ c.f. 公務員の争議規制について：ドイツの公務員については、公法上の勤務・忠誠関係に立ち、公権力の行使に関わる業務を担当する「官吏 (Beamte)」と、労働契約に基づく私法上の雇用関係にある「公務労働者 (Tarifbeschäftigte)」に分かれている。そのうち官吏 (Beamte) には争議権が認められていない。官吏の争議権禁止について明文規定は存在しないが、連邦憲法裁判所の判決として繰り返し確認されている (例：1958年 6月 11日)。その根拠は、官吏の法的地位、国家に対する忠誠義務、職務専念義務等とされている。ただし、職務外の各種活動 (例：抗議集会への参加) は憲法上可能。(財) 自治総合センター (2011) p.63。

⁶ 争議の原則に関する用語・概念は必ずしも統一されておらず、判例やコンメンタールによっても異なる。

⁷ Fairbrother et al.(2002) pp.62-64、労働省労政局 (1992年) pp.466~468。

⁸ レーヴィッシュ (1995) p.121。

設備を紛争開始時点の状態で維持するための作業や、生産工場（溶鉱炉、化学工場）の損傷を防止するために技術的な理由から必要な生産を（おそらく低減レベルに）維持するための継続作業、さらに操業停止中における製品と生産工場の損傷を防止するための加工作業等も含まれる。ただし、ストライキの影響を受ける企業のマーケットシェアや、顧客の保全を目的とする作業、製品の追加加工・輸送等は含まれない⁹。

「不可欠なサービス」の具体的な業務内容と範囲は、原則として団体交渉当事者（産別労使）間で決定される¹⁰。清水（1975）によると、DGBの1949年10月の労働争議指導に関する方針Ⅲでは、電気・ガス・水道などの公衆の生活に不可欠な給付を行っている事業におけるストライキには、住民への供給を確保するために労働組合自らが「緊急労働（Notarbeit）」を実行することを規定しており、「ドイツの労働組合は伝統的に他国の労働組合以上にスト権行使の限界を意識してきよように思われる」と分析している¹¹。

3. 争議行為の予告制度（抜き打ちストの禁止）、その他の争議行為の制限

法令上の規定はない¹²。

なお、その他の争議行為の制限としては、ストライキとロックアウトを超えた争議手段は、一般的法秩序を基準として評価されることになる。例えば、職場占拠や職場封鎖のような手段は、その基準からすれば違法となる¹³。

4. 職権調整制度

<すべての事業>

国家の仲裁は義務付けられておらず、大抵の場合、労働組合と使用者が協約ないし特別の調停協定により調停機関を設置することに自主的に合意する。この手続きでの対処は労働協約の問題に限られ、権利を巡る紛争は裁判所に持ち込まれる。調停機関は多くの場合、中立の委員長と同数の労使委員により構成され、同機関は拘束力のある決定を行うことができる¹⁴。

ただ、ラインラント・プファルツ州のように一部の州においては、1946年8月20日の労働争議調停仲裁手続に関する連合管理委員会法第35号に基づいて、所管大臣が調停を開始させることができると規定されている¹⁵。しかし、これはあくまで労働協約に定められた調整

⁹ Fairbrother et al.(2002) pp.62-64.

¹⁰ Ibid.,pp.62-64.

¹¹ 清水（1975）p.308。

¹² Warneck（2007）p.10.

¹³ レーヴィッシュ（1995）pp.124-125。

¹⁴ Fairbrother,op.cit., pp.62-64、労働省労政局（1992年）p.525。

¹⁵ RheinlandPfalz Landesrecht online Verfahrensregeln zum Ausgleichs-und Schiedsverfahren in Arbeitsstreitigkeiten

(<http://www.landesrecht.rlp.de/jportal/portal/t/85t/page/bsrlpprod.psml?doc.hl=1&doc.id=VVRP-VVRP00000444&documentnumber=2&numberofresults=2&showdoccase=1&doc.part=F¶mfromHL=true#focuspoint>)（2014年10月7日閲覧）。

手続が不調に終わり、紛争当事者（労使）が州政府の機関に調整を依頼した場合にのみ、当該州の調整手続が開始されるものであり、当事者の意に反する仲裁裁定は拘束力を持たない点で、ワイマール期における強制仲裁制度とは異なる。なお、この連合国管理委員会法第35号は現在においてもなお効力を有しているが、これに基づく仲裁制度は実際にはほとんど用いられていない¹⁶。

5. 争議時の代替的労働

<すべての事業>

ストライキ中の職場に使用者が労働者を配置することができるか否かについては、「ストに参加していない労働者がそのまま就労すべき義務はあるものの、スト参加者が日常行っている仕事（直接的なスト代替労働）を行う義務は、保全労働（危険防止や生産施設の維持に関する労働、後述）を除いて存在しない（つまり、一般私企業においては、ストに参加していない者を業務命令でスト職場に配置するという代替労働はできないとされている）」というのが判例法として形成されてきたドイツ争議法理である¹⁷。

「保全労働（Erhaltungsarbeit）」には、守衛・警備員業務、消防・洪水防止業務、救急待機業務、温度に過敏な設備の保護業務、暖房設備の保持業務、腐食防止業務、停止が損傷をもたらすような施設の継続的稼働業務、施設の適正な停止業務などが含まれるとされる¹⁸。

6. 一定期間の争議行為の禁止（その間に争議調整を行う趣旨）

労使が協約や協定によって行う調整手続きにおいて「平和義務（調整期間中は争議行為を行わない義務）」が生じるかどうかは、当事者の意思による。通常は、そのことが明文で規定されている。たとえば、公勤務、建設産業、化学産業などの調整協定は、調整手続の終結まで争議行為を禁止しているが、金属産業においては、協約の有効期間満了後4週間、争議行為が禁止されるにすぎない。調整協定から生じる平和義務がいかなる争議行為を禁止するかも、同じく解釈の問題である。一般的に平和義務やストライキとロックアウトに言及されているにすぎない場合には、相手方に集団的圧力をかけることになるすべての手段がとくに警告ストを含めて一禁止されているとの立場を前提にしなければならない。これに対して、争議行為を準備する行為、とくにストライキ投票は、明文で禁止されている場合に限り、調整協定から生じる平和義務に違反すると推定される¹⁹。

なお、電気事業における代表的な労働組合の一つである鉱業・化学・エネルギー労組（IG

¹⁶ 労働政策研究・研修機構(2013) p.7.

¹⁷ 辻村(1994) pp.45-47. ここでは、郵便労組がストライキを行った際に、当局（連邦郵便）が官吏をスト職場に配置したことについて、連邦憲法裁判所が「団結権の侵害である」として連邦労働裁判所の判決を取り消した判決（連邦憲法裁判所 1993年3月2日）を紹介している。

¹⁸ レーヴィッシュ(1995) p.120、労働省労政局(1992年) pp.488-489.

¹⁹ レーヴィッシュ(1995) pp.111-112.

BCE) は、交渉で労働協約を締結できなかった場合に、協定に基づいて調停機関を設置する。調停機関は、中立の委員長と同数の労使委員により構成されるアドホック機関である。この機関は全会一致か単純過半数で決定することができ、決定は両当事者（労使）を拘束する。仲裁手続きの間は、「平和義務」を遵守しなければならないが、ストライキは仲裁が失敗した場合にのみ開始することができる²⁰。

第3節 争議の状況

1. 停電スト／電源スト等の事例

停電／電源ストの事例はない。

2. 電気供給に影響しない範囲の警告ストライキ

警告ストライキ（Warnstreik）は、本格的なストライキではなく、交渉中に短期間の職場放棄等を行うもので、ドイツでは合法とみなされる。

メルクマールとして取り上げられるのは、連邦労働裁判所の1976年12月17日判決²¹で、(1) 労働組合により、(2) 平和義務の終了後に、(3) 短期間（短時間）で、(4) 協約交渉の促進を目的として行われた場合は、(5) 協約交渉や調停の可能性が尽くされていない場合にも、「適法である」と判断された。つまり、(1)～(4)の要件が整えば、警告ストについては、最終手段原則（letztes Mittel）は適用されないと判断されている²²。

電気事業における近年の警告スト事例は以下の通りである。

表1. 近年の警告スト事例

概要	目的	報道日	出典
EnBW労働者による24時間の警告スト後、賃上げで妥結。	賃金	2008年 4月1日	http://uk.reuters.com/article/2008/04/01/energy-strike-germany-idUKL0113186120080401
VattenfallとRWEと労働者による警告スト後、賃上げで妥結。	賃金	2011年 2月14日	http://www.epsu.org/cob/404
E.ON労働者による警告スト後、賃上げで妥結。	賃金	2013年 2月21日	http://www.4-traders.com/EON-AG-3818998/news/EONs-German-Workers-OK-Wage-Deal-Avert-Strike-Action-16249358/
Vattenfall労働者による警告スト後、雇用保障と賃上げで妥結。	賃金、 雇用保障	2013年 4月11日	http://www.argusmedia.com/News/Article?id=842272

出典：各サイトをもとに作成。

²⁰ Fairbrother, op.cit., pp.62-64.

²¹ BAG 1 Senat, U.v. 17.12.1976 (AP Nr.51 zu Art.9 GG Arbeitskampf).

²² 労働省労政局（1992年）pp.458-460.

第3章 フランス

第1節 電気事業の運営体制

フランスの電気事業は、国有フランス電力公社（Électricité de France (EDF)）が発電、送電、配電の一貫体制により全国に電力を供給するという体制を長年とってきた。1946年4月8日、1,450社に上る発電会社、送電会社、配電会社を統合・国有化し、EDFが設立された¹。1990年代に入ると、EUでの電力自由化の動きを受けて、フランスでも自由化が実施された。これにより、EDFは2004年11月19日、株式会社化され、翌年には株式が上場された²。2004年に送電部門を、2006年には配電部門をそれぞれ子会社化した。

株式が一般公開されたのちも、EDFに対する政府の権限は強く、2013年12月31日現在のEDFの株主構成のうち、政府が保有するものは84.49%を占める。それ以外の株主構成は、フランス以外の欧州諸国の機関投資家4.20%、欧州以外の機関投資家3.64%、フランスの機関投資家2.91%、個人株主2.87%、従業員1.80%、自己株式0.09%となっている³。

電力市場におけるEDFの存在は今なお大きい。2007年には電力市場は全面的に自由化されたが、EDFが発電コストの安い原子力発電所を保有しているため、発電部門への新規参入は進まず、現在も国内発電量の80%をEDFが占めている。また、配電部門、小売り部門においても、EDF系以外の業者は160以上参入しているが、EDF系会社のシェアは、配電では約95%、小売りでも約80%であり、圧倒的である。

第2節 公益事業（電気事業）における労働争議の規制

1. 根拠法

(1) 電気事業に限定して争議行為を規制する法令

なし。

(2) 電気事業も含めた公益事業の争議行為を規制する法令

労働法典L2512-1～L2512-5条（公共サービス部門（service public）のストライキ権に関する特別規定）

この条文は、1963年7月31日法（公共サービス部門のストライキ実施についての一定の条

¹ EDF ホームページ（La naissance d'EDF）より
<http://presentation.edf.com/profil/histoire/1946-1962-40178.html>

² EDF ホームページ（La nouvelle donne européenne et la création du groupe EDF）より
<http://presentation.edf.com/profil/histoire/1990-a-nos-jours-40182.html>

³ EDF ホームページ（Structure de l'actionariat）より
<http://finance.edf.com/action-edf/structure-de-l-actionariat-40669.html>

件に関する1963年7月31日の法律⁴⁾に基づく。

2. 争議権の一部が制限される事業の範囲

公務員（国家公務員や人口1万人以上の地方自治体の職員）や公共サービスを提供する事業所（公営・民営を問わず）⁵⁾の職員（労働法典L2512-1）⁶⁾が争議権の一部制限される事業の範囲である。

なお、フランスでは大部分の公務員にもスト権が付与されている。スト権が与えられていない公務員は、警察官（国家警察Police nationaleの隊員）や機動隊員（共和国保安機動隊CRSの隊員）、司法官（裁判官や検事など）、軍人などである。

3. 争議行為の予告制度（抜き打ちストの禁止）、その他の争議行為の制限

労働法典L2512-1で規定されている事業について、争議行為を行う場合には、少なくとも5日前の事前通告が必要である⁷⁾（労働法典L2512-2条）⁸⁾。また、波状ストを禁止する規定がある（労働法典L.2512-3）⁹⁾。

波状スト（grève tournante）について、「労働の停止時間及び再開時間は関係職員の異なる領域或は構成員について別々にすることはできない」「同一企業或は同一組織の同一施設或いは役務、もしくは異なる施設或は役務の異なる職務上の部門或は異なる領域において継続的に間隔をとり、或は協議して交替する形で行う労働の停止はなし得ないものとする」¹⁰⁾と規定されている。ただし、菊谷（1992）によれば、フランスにおいて多様な形態を採り得るストライキの類型を労働法典L.2512-3の文言にいう一定の枠内にはめ込むことは容易ではない。例えば、同一の職員により反復的にされる争議行為は禁止の対象とはならないことになる。また、異なる企業の職員による波状ストの形態が生じても、条文の文言から解すれば該当しないことになる。さらに、分割して行われる単一ストと、継続的ではあるが複数の独立

⁴⁾ Loi n°63-777 du 31 juillet 1963 relative à certaines modalités de la grève dans les services publics (<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000509742>)

⁵⁾ フランス銀行、エール・フランス、SNCF（フランス国鉄）、EDF（フランス電力会社）、GDF（フランスガス公社）、パリ空港、CFC（コルシカ鉄道）、炭鉱等。

⁶⁾ Code du travail - Article L2512-1 (<http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do?idArticle=LEGIARTI000006902373&cidTexte=LEGI TEXT000006072050>)

⁷⁾ 予告の通知は、公務員の場合は上位官庁、その他の事業体の場合はその関係企業や団体の管理者に対して行う。

⁸⁾ Code du travail - Article L2512-2 (<http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do?idArticle=LEGIARTI000006902378&cidTexte=LEGI TEXT000006072050>)

⁹⁾ Code du travail - Article L2512-3 (<http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do?idArticle=LEGIARTI000006902379&cidTexte=LEGI TEXT000006072050>)

¹⁰⁾ 菊谷（1992）61 ページ参照。

して行われる部分ストとをどのように区別するのかという論点も挙げられている¹¹。以上のように波状ストに該当する争議は限定的と言える。

その他、公共サービス部門に関して、労働法典（L 2512-1～L2512-5）は、職務上の動機によらない政治目的のスト、座り込みスト（*grève sur le tas avec occupation*）、職場占拠（*blocaje des locaux de travail*）等について制限している¹²。

4. 職権調整制度

職権調整に関わる現行の制度としての規定はない。ただ、かつてあった規定として、「電力についての公共サービスの近代化及び発展に関する法律」¹³が挙げられる。この法律の第21条には、「電力供給（網）の安全性及び確実性に対して、深刻（重大）で差し迫った危機がある場合は、エネルギー担当相は、職権で必要な保全措置を命令することが可能である」と規定されていた。しかしこの規定は、同法の他の多くの条項と共に、2011年5月に廃止されている。

また、地方自治総合法典L. 2215-1条では、「緊急事態、特に公共の安全が脅かされたり、それが予想される際に、知事はあらゆる措置をとることが可能とされており、必要な人材の動員を要求することができる」と規定している¹⁴。この規定は、治安維持のための規定であって、電力維持を明示的に規定したものではない。ただ、「必要な人材を動員」を「ストライキの中止及び職場復帰」させることができると解釈することも可能であると考えられている。

以上のように電気事業に関する法制度で職権によるストを制限する規定はないが、判例に基づいて職権によってスト権を制限することが可能な場合がある。

「公共サービスを提供する義務のある組織」において、スト権を制限できるとする国務院の判断（2013年4月12日、後述）があり、EDFの経営陣がスト参加中の従業員の一部に対して職場復帰を命じる決定が適切であったと判断している。このような権限は、電力供給に関する公共網の安全確保に重大かつ差し迫った危機がある場合に、エネルギー担当相及び県知事に認められると解釈されている。

¹¹ 菊谷（1992）62ページ参照。

¹² フランス政府ウェブサイト参照。

<http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/F499.xhtml>

その他、関連する労働法典条文は L2512-1～L2512-5

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?idArticle=LEGIARTI000006902373&idSectionTA=LEGISCTA000006177989&cidTexte=LEGITEXT000006072050>

¹³ Loi du 10 février 2000 relative à la modernisation et au développement du service public de l'électricité (<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000750321&fastPos=1&fastReqId=1206565808&categorieLien=id&oldAction=rechTexte>)

¹⁴ Code général des collectivités territoriales

(<http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do?cidTexte=LEGITEXT000006070633&idArticle=LEGIARTI000006390227&dateTexte=20091023>)

5. 争議時の代替的労働

争議中の代替的労働に関する規定はない。その一方で、争議中に派遣労働を使うことを禁じる規定がある（労働法典L1251-10）¹⁵。

6. 一定期間の争議行為の禁止（その間に争議調整を行う趣旨）

フランスにおける徴用はレキシシオン（réquisition）として規定されており、スト参加者に対して職場復帰を命じることができる条件の規定と、手続きについて規定されている。

徴用（réquisition：レキシシオン）に関する制度は、戦時の国家組織に関する1938年7月11日法第2篇第14条¹⁶に基づいて成立した。これが、1959年1月7日オルドナンス¹⁷により「職員全体が国の需要を維持するために不可欠と考えられる役務あるいは企業に所属するとき、その職務あるいは雇用を維持する者は各々ひとしく徴用に服しめられる」可能性がある」と定められた。

レキシシオンの手続きは次の三段階を経る必要がある。まず、閣議において事前に承認されるデクレがあり、これに基づいて関係企業を管轄する大臣のアレテを経て、各関係者へ個別に通知される命令という手続きである。

菊谷（1992）によれば、電気事業に関してレキシシオンが実施された例として、ガス事業とともに1950年に発せられた例が確認できる。

第3節 争議の状況

<近年のスト事例とスト中止命令に関する判例>

2009年4月、EDFの原子炉58基中17基が保守・点検作業のため停止中、EDF職員の一部が賃金の引き上げと原子力発電所における下請け業者への恒常的な業務委託の中止を求めて4月9日からストライキに突入した。ストライキは長期化し、保守・点検作業に重大な遅れが生じることになった。6月中旬時点で、ストライキが継続しており、8基の原子炉の保守・点検及び核燃料の交換作業が中断していた。そのため、電力不足に陥る可能性が懸念される事態と判断したEDFの経営陣は、6月15日、ストライキにより作業が遅滞している職場の職員に対して、スト参加者の一部の職場復帰を命じる決定を下した。この決定には、命令に従わない場合の懲罰の可能性も含まれていた。これに対して複数の労働組合は、決定及び通達

¹⁵ Code du travail - Article L1251-10

(<http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do?idArticle=LEGIARTI000006901260&cidTexte=LEGI TEXT000006072050>)

¹⁶ Loi du 11 juillet 1938 sur l'organisation générale de la nation pour le temps de guerre.

(http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=7768A2EDB58999829463AA04E071F3B8.tpdjo09v_2?cidTexte=LEGITEXT000006070686&dateTexte=19960102)

¹⁷ Ordonnance n° 59-76 du 7 janvier 1959 relative aux actions en réparation civile de l'Etat et de certaines autres personnes publiques.

(<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000886943>)

の無効確認を求めて国務院（Conseil d'État）¹⁸に提訴した。この訴えの争点は、民営企業となったEDFが、憲法上認められているスト権を制限する権限があるか否かと、その権限があるとすれば取られた措置が適当であったかという点であった。

国務院は2013年4月12日、EDFが職員のスト権を制限できるとの判断を下した。国務院は、現行法上では、（その組織に課せられたサービスを提供するために）スト権を制限する規則の設定は、「公共サービスを提供する義務のある組織」にあると判断し、スト権と公共サービスの関係についての従来法解釈を踏襲した。すなわち、現行法上では「公共サービスを提供する義務のある組織」は、スト権を制限できることを認めた。

その上で、株式会社であるEDFが、「公共サービスを提供する義務のある組織」であると見なされるかについて、「電力についての公共サービスの近代化及び発展に関する法律」を挙げて、国や自治体が十分な安全性を確保した上で、消費者の電力需要にこたえる義務があり、国土への電力供給を確保しなくてはならないと指摘している。すなわち、電力供給は国や自治体の責任であるとしている。フランスでは2009年時点で、80%近くの電力が原子力発電によるものであり、国内に設置された原子力発電所の稼働はフランス国土への電力供給に必要不可欠であるとの判断がそこにはある。それに加えて、全ての原子力発電所はEDFが運営しており、EDFは国の基本的な電力需要に応えるという公共の利益¹⁹を守る使命を負っているとしている。また、「国はEDFの株式を70%以上²⁰所有しており、社長（directeur général）や取締役会議長（président du conseil d'administration）は、国により任命されている。そのようなEDFの企業経営上の前提に基づいて、国務院はEDFが電力を生産する原子力発電所を運営し、公共（公益）サービスを確保する義務を負っている」と結論づけている。

以上の見解に基づき、国務院はEDFの経営陣が職員のスト権を制限する権限を認め、EDF経営陣が2009年のストライキに対して取った措置は、当時の状況を踏まえて正当化でき、また、その措置が合法的な手続きによって行われたと判断した。

この他のEDFが関与するストライキとして、以下のものが挙げられる。

- ・ 2012年10月8日には、フェッセンハイム原子力発電所及び石炭火力発電所の閉鎖に関連して数千人の雇用が失われる可能性に抗議して24時間ストが実施された²¹。また、2007年秋の年金改革に対する全国的なストライキの際、鉄道やガス関連事業の労働者のストとともに

¹⁸ 国務院は、法案の合法性などを審査したり、行政訴訟を担当する機関である。当該の労働組合の訴えは、公共サービスを担う株式会社による決定の無効確認を求めたものであるが、EDFの株式の8割以上を国が保有しているため、行政訴訟に準ずる手続きが採られたと考えられる。

¹⁹ intérêt général

²⁰ 国務院のコミュニケには70%以上と書かれているが、実際には80%以上である。

²¹ Le Figaro 紙 2012年10月8日付及びCGT ホームページ参照。

(<http://www.lefigaro.fr/flash-eco/2012/10/08/97002-20121008FILWWW00449-greve-ce-lundi-soir-dans-l-energie.php>)

(http://www.fnme-cgt.fr/dossier_actu/121003_9_octobre_2012/pdf/tract_9_octobre_2012_secteur_pte.pdf)

に、EDF職員もストライキを実施している²²。

＜フランスにおける電気事業関連のストの社会的意味＞

EDF 職員など電力関連産業労働者（électriciens）によるストライキは、一部地域（一部の建物）での電力供給を止めるという行為がとられることがある。これはストライキによって就業する職員が減少することによって電力供給に支障が出るというわけではなく、ストライキ参加者が抗議行動の一つとして、意図的に電力供給を停止させるというものである。

この種の停電による抗議活動の歴史は古く、例えば、1905年2月、パリ中心部のオペラ地区の電力供給が遮断された例が挙げられる。この時は、夜間に45分間のみの停電であったが、労働者は労働条件の改善（賃上げなど）を勝ち取ることができた。また、1909年3月には、コンチネンタルホテルの電源が切られたが、その際このホテルに当時の労働大臣が滞在していたことが停電の理由であるとされている。

第2次世界大戦後では、1968年の5月革命の際、シャンゼリゼーや省庁が集まる地区に絞って電源を切る行動がとられた。その後も1986年から1987年の冬や1995年の秋に、ストライキに参加しているEDF職員による停電があった。

もちろん、停電を伴わない電力関連産業労働者（EDF職員）のストライキも多く、停電を伴う場合であっても、上述のように一部地域を対象に短時間、意図的に停電させることがほとんどである。電力供給の停止は、数十分間から数時間（稀に数日間）が多かったが、社会的にインパクトがあり、労働組合側の要求を使用者に認めさせるためには一定の効果があったと言える。つまり、大部分の一般市民の生活には大きな影響を与えずに、労使交渉を有利に進めるための手段として電気事業関連のストは実施されたといえる²³。

²² La Depeche du Midi 紙 2007 年 11 月 15 日付参照。
(<http://www.ladepeche.fr/article/2007/11/15/264777-greve-les-lotois-fortement-mobilises.html>)

²³ CGT ホームページ参照。
(http://www.fnme-cgt.fr/pages/cahier_ihs.php?&id_art=90&actif=2&num=24)

第4章 アメリカ

第1節 電気事業の運営体制

米国の電気事業者は3,200社以上あり、民営、連邦・地方公営、協同組合の所有形態があるが、運営はすべて民営である。したがって、従業員のステータスは民間企業の従業員と同じであって、公務員ではない。

(社) 海外電力調査会ウェブサイトによれば、民営が200社で全米販売電力量の約6割を供給している。連邦が9社、地方公営が2,000社、共同組合が900社となっている。

民営は一貫して担ってきた発電、送電、配電、小売り供給を、1990年代から電力自由化のなかで分社化、売却、買収によって経営資源の選択と集中が進んだ。連邦は、開発、発電の卸売、州および地方自治体は主として配電、共同組合は組合員向けの電流供給を行っている。所有資産および販売価格は政府による統制を受けている。

第2節 公益事業（電気事業）における労働争議の規制

1. 根拠法

(1) 電気事業に限定して争議行為を規制する法令

なし。

(2) 電気事業も含めた公益事業の争議行為を規制する法令

アメリカでは、1935年に「全国労働関係法 (NLRA: National Labor Relations Act of 1935)」が制定され、民間部門の労働者についての団結権、団体交渉権、団体行動権の保障及び使用者の不当労働行為、全国労働関係委員会 (NLRB: National Labor Relations Board) の設置が定められた。NLRAは、鉄道労働法が適用される鉄道・航空部門など一部の例外を除き、公益事業を含む民間の事業全般に適用される。

また、1947年には、「労使関係法 (LMRA: Labor Management Relations Act of 1947)」が制定され、NLRAが改正¹されるとともに、新たな規制が定められた。NLRAの改正部分は、労働組合の不当労働行為の禁止などを定めるとともに、新たな規制として、集团的労使紛争の調整などについての規定が設けられた。

なお、その後1959年に「労使報告公開法 (Labor-management Reporting and Disclosure Act of 1959)」が制定により、NLRAの一部修正²がされている。

¹ Taft-Hartley Act.

² Landrum-Griffin Act.

2. 争議権の一部が制限される事業の範囲

NLRA第7条は、労働者に、「その他の団体行動 (other concerted activities)」に参加する権利を有するとしており、ストライキ等の争議行為は、民間労働者については、事業の種類を問わず保障されている³。公務員に関しては、連邦及び多くの州により制定法又はコモンローによりストライキは禁止されているが、民間部門においては、特定の事業分野についてストライキ等の禁止を定める法律はない。ただし、後述するように、LMRAの定める「国家緊急事態制度」により、裁判所に対するストライキ等の差止命令の制度が設けられている。

<事業の種類を問わず禁止されている争議行為>

NLRA第8条により、二次的ストライキ（労使紛争の直接の当事者以外の者に対して行なうストライキ）や縄張り争いストライキ（2つの職種の縄張り争いに起因するストライキ）などは労働組合の不当労働行為として禁止されている。

また、座り込みストライキ（Sit-Down Strike: 使用者の事業場への他の者の入構を排除しつつストライキ参加者が事業場内に止まること）は、連邦最高裁判所によって違法とされている。座り込みストライキ参加者は使用者から解雇されてもNLRAによる保護を受けることはできない。労働者がストライキに際して暴行、脅迫等を行なったような場合も、その労働者は法的保護を受けられない。

3. 争議行為の予告制度（抜き打ちストの禁止）、その他の争議行為の制限

アメリカの労働協約では、労働協約の有効期間中、労働組合及び労働者が、ストライキ、スローダウン等の争議行為を行なわないとする条項を盛り込むことが普及している。こうした条項は、「ノーストライキ条項」と呼ばれている。連邦最高裁判所の判例によれば、ストライキの原因となった労働者の苦情が仲裁に付されていることを条件に、ノーストライキ条項違反のストライキに対して裁判所が差止命令 (Injunction) を発することができるとされている。

また、労働協約の更新改廃に際しての争議行為については、これを一定の範囲で制限する規定が、NLRAに定められている。すなわち、NLRA第8条は、労働協約の当事者が団体交渉を行なうためには、当該労働協約の期間満了日（期間の定めのない労働協約にあつては、その改廃が提案されている日）の60日以前（医療事業の場合、90日前）に、その更新・改廃の提案を相手側に通知する必要がある、この期間が満了するまでの間は、労使ともストライキやロックアウトを行なってはならず、これに違反した労働者は、解雇されてもNLRAの保護を受けることはできない。さらに、医療事業については、労働組合がストライキ等を行なう場合には、10日前に予告しなければならないとされている。

³ アメリカでは、州によっては公益事業体でのストを禁じている州法 (Public Utility Anti-Strike Act) が存在しているところもある (ウィスコンシン州、バージニア州、ミズーリ州等) が、連邦法 (NLRA) との関係から、どちらが優先されるかについては、判例による。

4. 職権調整制度

LMRAは、国家緊急事態の場合に、一定の要件のもとで連邦裁判所がストライキやロックアウトの差止命令を発出することを認めている。

LMRAの定める国家緊急事態とは、ある産業の全部又は相当部分に影響を及ぼし又はそのおそれがあり、かつ、国民の健康又は安全を脅かすようなストライキやロックアウトを指す。こうした事態が生じた場合には、大統領は、当該労使紛争についての調査委員会を設置する。そして調査委員会の報告書の提出を受けたときは、大統領は司法長官に対し、連邦地方裁判所に当該ストライキ又はロックアウトの差止命令（Injunction）を請求するよう命ずることができる。連邦地方裁判所は上記の国家緊急事態に該当すると認めるときは、ストライキ又はロックアウトの差止命令を発することができる。その後、大統領により調査委員会が再召集され当該紛争についての調査が再開される。そして、差止命令が出されてから60日後に報告書が提出される。NLRBは報告書が提出されてから15日以内に、労働者に対し、使用者の最終提案を受諾するかどうかについての無記名投票を行う。その結果を投票後5日以内に司法長官に報告する。労働者側が提案を否決する結果となれば、司法長官は国家緊急事態手続きの発動から最大で80日間、ストライキやロックアウトの差止めを継続して命ずることができる。なお、手続き期間中も連邦仲裁幹旋局（FMCS）による調停が行われており、途中で自発的に紛争が解決することもあり得る。国家緊急事態に基づくストライキ差止手続については資料（73頁）のとおり。

この国家緊急事態手続⁴は1947年に創設され、それ以来2010年までに36回手続が利用され、うち29回において裁判所の差止命令が発出された⁵が、近時においては、この手続が発動されるケースは非常に少なくなっている⁶。

なお、争議調整について定めた国家緊急事態（National Emergency）206条から210条については資料（75頁）のとおりである。

5. 争議時の代替的労働

<すべての事業>

雇用条件等に関する経済ストライキを労働者が実施する場合、使用者は代替者（replacement）を対抗的に雇用することができる。その場合、恒久的代替者（permanent replacement）雇用することも可能である。恒久的代替者が雇用された場合、ストライキに

⁴ 国家緊急事態法の手続きについては、中窪（1995）を参考とした。

⁵ 7回については差止命令はなかった。7回のうち5回は大統領が実施命令を出させなかったものであり、2回は連邦地方裁判所が否定したものである（例えば炭鉱労働者によるストライキの差止めについて、カーター大統領の要請を否決した1978年のケース）。

⁶ 1978年以降、労働組合の勢力の低下などを背景に、国家緊急事態手続は実行されなくなっている。2002年にブッシュ大統領が港湾労働者のストライキに対して実行した例が1件あり、1947年の創設から2010年までの要請件数は36回となっている。36回の内訳は、港湾業務11回、航空宇宙産業5回、原子力4回、炭鉱労働4回、海運3回、金属部品製造2回、穀物倉庫2回、非鉄製錬、食肉加工、粗鋼、造船、電話で各1回であった。

参加した労働者は職場復帰する権利を失う。ただし、経済ストライキではなく、使用者が不当労働行為を行ったことに労働者が抗議することを目的とする不当労働行為ストライキの場合、ストライキ参加者は代替者を押しつけて職場に復帰することができる。

6. 一定期間の争議行為の禁止（その間に争議調整を行う趣旨）

4. における手順のとおり。

第3節 争議の状況

電気産業における近年の労働争議の事例については、以下のとおり。この中では、実際に停電が発生したのは、2011年3月18日のハワイ州のストライキだけである。

○2012年10月5日

ミシシッピ州ポート・ギブソン、グランド・ガルフ原子力ステーション
ロックアウト：United Government Security Officers of America Local 36

警備会社および他の発電施設からリプレースメント要員が送り込まれた。9月30日の労働協約の期限切れに伴い、企業側がより柔軟性を高めた運用をしようとしたことが原因。

○2012年6月20日

マサチューセッツ州プリマス、ピルグリム原子力発電所（Entergy Corp）
ロックアウト期間 2 週間：Utility Workers Union of American Local 369

健康保険コストの維持及びヘルスケアオプションの拡充に関する組合員投票、および労働協約締結までの間、組合側はピケをはる。マサチューセッツ州選出、ケリー上院議員が労使がともに交渉テーブルにつくよう求める声明。

マサチューセッツ州検事総長が高等裁判所に、原子力規制委員会（NRC; Nuclear Regulatory Committee）が周辺コミュニティに対して安全配慮を滞りなく行うように求めた。検事総長は福島第一原発事故に関連して、安全上に懸念を持っているとコメント。

○2011年3月18日

ハワイ州 Hawaiian Electric Co.

労働協約締結に伴うストライキ：3月4日～18日（18日に協約締結）国際電気工組合（IBEW）Local 1,260、1,300人

賃上げ、健康保険の自己負担増額、年金の改善についての交渉が決裂し、労働組合がストライキに突入。これに対しHECO（Hawaiian Electric Co.）は幹部や非組合員を動員して業務にあたったが、暴風雨により停電が発生。ストライキ中であつたために復旧作業が遅

れ、数日間停電となり、オアフ島、マウイ島等の8,000の世帯、事業所に影響を及ぼした。
Neil Abercrombie州知事は交渉を再開するよう促す。

○2005年5月16日

マサチューセッツ州、the eastern Massachusetts utility company

ストライキ：5月16日～31日 Utility Workers Union of America Local 369, 1,900人。

使用者側が眼科、歯科の健康保険削減案を提示したことに組合が反発し、争議となった。
最終的に、使用者側は削減案を取り下げ、またメンテナンス要員を増員する案が提示され、
組合は合意。

○2004年6月26日

ニューヨーク州 コン・エジソン社 (Consolidated Edison)

ストライキ：5月にはスト権を投票で確立済み。夏の電力需要が高まる時期を選ぶ。The
Utility Workers Union Local 1-2 8,600人。

(ラインマン、マンホール、メーター読み、緊急修理クルー、発電所、接続(スプライサ))
次期協約の締結交渉にあたって、賃上げ、4年間以上の雇用保障、年金の改善を要求する
が、次期協約を締結できないままストライキに突入し、300万人のニューヨーク市とウェ
スト・チェスター郡の顧客への影響(電気、天然ガス、蒸気)が懸念された。しかしなが
ら、労働協約の期限が切れてから短時間(4時間未満)で交渉は決着し、ストライキは終
了したため、顧客への実質的な影響はなかった。

○2001年1月

国際電気工組合 (IBEW) Local15がMidwest Generation EME LLC,社に対してストライキ
を実施。現行の労働協約が期限が切れたことによる再締結に向けた交渉を使用者側が拒絶。

*イリノイ州法「電力市場の規制緩和に伴い、企業の所有権が移転する場合、雇用条件は
30カ月前と同じものとしなければならない」

Midwest社は1999年12月に企業の所有権を取得し、30ヶ月が経過するまで労働組合と新
な労働協約を結ばずにやり過ごそうとした。全国労働関係委員会 (NLRB) は団体交渉拒
否を不当労働行為と認定したことから、交渉が開始されたものの、意見の相違から6月28
日にストライキ突入。ストライキ中に5人の従業員がピケを不正に先導したとして解雇し
た。ストライキは10月22日に従業員が職場に戻るまで継続した。

2003年8月25日、シカゴの連邦裁判所は、労働協約の期間が切れた後のストライキ中の不
正なピケを主導して解雇したことに対して「仲裁義務はない」とした裁定を出している (Starr
v. IBEW, N.D. Ill., No. 03 C 1760, 8/25/03)。

第5章 韓国

第1節 電気事業の運営体制

電気事業は、韓国電力公社（KEPCO）により運営されている。経営形態としては株式会社であるが、実質は政府の保有する公社である。従来は、国有企業形態で、発電、送電、配電の一貫した独占供給を行っていたが、2001年の経済構造改革の一環として、発電部門を子会社として分割した（5つの火力発電会社と1つの原子力・水力発電会社に分割）。韓国電力公社は、送電、配電、小売り事業を担当する。2001年から2002年にかけて分割民営化問題で労使が激しく対立。現時点ではまだ民営化には至っていないが¹、政府は引き続き民営化を推進する方針である。

第2節 公益事業（電気事業）における労働争議の規制

1. 根拠法

（1）電気事業に限定して争議行為を規制する法令

なし。

（2）電気事業も含めた公益事業の争議行為を規制する法令

- * 労働組合及び労働関係調整法（資料（77頁）のとおり）
- * 大統領令（労働組合及び労働関係調整法施行令）

2. 争議権の一部が制限される事業の範囲

労働組合及び労働関係調整法において、国民経済に及ぼす影響が大きい事業として規定されている〈公益事業〉であって、その業務の停止・廃止が著しく国民の日常生活や国民経済を阻害する事業〈必須公益事業〉のうち、特に大統領令で定めている業務〈必須維持業務〉については、必須維持業務を妨害する行為は、争議行為として行うことはできない。

なお、〈公益事業〉〈必須公益事業〉〈必須維持業務〉については以下のとおりである。

<公益事業>

公衆の日常生活と密接な関係があり、国民経済に及ぼす影響が大きい次の事業

【労働組合及び労働関係調整法第71条】

- ・ 定期路線旅客運輸事業及び航空運輸事業

¹ 各発電子会社の株式は全て韓国電力公社（KEPCO）が保有し、韓国電力公社の株式の51%は政府が保有している。

- ・水道事業、電気事業、ガス事業、石油精製事業及び石油供給事業
- ・公衆衛生事業、医療事業及び血液供給事業
- ・銀行及び造幣事業
- ・放送及び通信事業

< 必須共益事業 >

公益事業であって、その業務の停止・廃止が公衆の日常生活を著しく危険にし、国民経済を著しく阻害し、その業務の代替が容易でない次の事業

【労働組合及び労働関係調整法第71条】

- ・鉄道事業、都市鉄道事業及び航空運輸事業
- ・水道事業、電気事業、ガス事業、石油精製事業及び石油供給事業
- ・病院事業及び血液供給事業
- ・韓国銀行事業
- ・通信事業

< 必須維持業務 >

必須共益事業の業務のうち、その業務が停止・廃止された場合、公衆の生命・健康、身体の安全、公衆の日常生活を著しく危険にする業務（「労働組合及び労働関係調整法第42条の2」）で、大統領令（「労働組合及び労働関係調整法施行令第22条の2」）で定める業務（資料（107頁）のとおり）。

3. 争議行為の予告制度（抜き打ちストの禁止）、その他の争議行為の制限

（1）争議の予告を義務付ける法令等

なし。

ただし、公益事業に限ったことではないが、韓国においては、労働争議は労働委員会による調停または仲裁の調整手続きを経なければ、労働争議を行うことはできない（「調整前置主義」）と定められている。なお、調停期間（一般事業：10日、公益事業：15日）以内に調停が終了せず、または仲裁期間（15日）以内に、仲裁裁定が成り立たなかった場合は、この限りでない。

【労働組合及び労働関係調整法第45条】

また、争議行為自体も、労働組合員の投票による過半数の賛成により決定しなければ、これを行うことはできない、と定められている。

【労働組合及び労働関係調整法第41条】

（2）その他争議行為の制限

< 制限①：必須維持業務制度 >

・ 必須維持業務における争議行為の制限

107頁の資料に示すの各業務は〈必須維持業務〉であるため、これらの業務の正当な維持・運営を停止・廃止または妨害する行為は、争議行為としては行うことはできない。電気事業の必須維持業務については、第4項で指定されている。

「必須維持業務の正当な維持・運営を停止・廃止または妨害する行為は、争議行為としてこれを行うことはできない²」。

【労働組合及び労働関係調整法施行令第22条の2の第2項】

・ 必須維持業務協定

争議行為期間における必須維持業務の維持・運営のため、労使は必須維持業務の必要最小限の維持運営水準、対象業務、必要人員を定めた協定（「必須維持業務協定」）を締結しなければならない。

【労働組合及び労働関係調整法第42条の3】

必須維持業務協定が締結されないときは、労使双方またはいずれか一方は、労働委員会に必須維持業務の必要最小限の維持運営水準、対象業務、必要人員等の決定を申請しなければならない。また申請を受けた労働委員会は、必須維持業務の必要最小限の維持運営水準、対象職務、必要人員を決定する。

【労働組合及び労働関係調整法第42条の4】

必須維持業務の必要最小限の維持運営水準、対象職務、必要人員について、必須維持業務協定を締結している場合、または労働委員会による決定があった場合、労働組合は、使用者に必須維持業務に勤務する組合員のうち、争議行為期間に従事しなければならない組合員を通知しなければならない。使用者はこれにより、争議行為中も従事する労働者を指名し、労働組合と本人に通知しなければならない。

【労働組合及び労働関係調整法第42条の6】

なお、必須維持業務制度は、2007年の労働組合及び労働関係調整法改正により、導入された。改正前の状況については、以下（参考）のとおり。

<制限②：仲裁時の争議行為の禁止>

労働争議が仲裁に付されたときは、15日間は争議行為を行うことはできない。

【労働組合及び労働関係調整法第63条】

² 「必須維持業務の正当な維持・運営を停止・廃止または妨害する行為は、争議行為としてこれを行うことはできない」となっていることから、「妨害するかないか」については、個々の状況から総合的に判断されるべきであると解釈されている。例えば、ベスト、リボン、腕章等の着用といった示威行為については、その着用が「正常な維持・運営」を阻害するか否かによって判断される。すなわち、空港の機械設備を管理する労働者が着用していても業務の阻害性はないが、病院の看護師の場合、規定の服装でない衛生上の問題等から阻害性があると考えられる。必須維持業務の維持・運営のための水準、対象業務、人員等については、必須維持業務協定で定めることとされている。

(参考：必須維持業務制度の導入以前の職権仲裁制度)

2007年の労働組合及び労働関係調整法施行令の改正により、必須維持業務制度は導入された。それ以前は、労働委員会による職権仲裁制度により、必須公益事業の争議行為を制限していた。その内容は次のとおり。

公益事業の調整に関しては、労働委員会に置かれた特別調停委員会が行うが、2007年の改正以前の労働組合及び労働関係調整法では、必須公益事業において、調停が成立する見込みがないと特別調停委員会が認めた場合は、(労使の双方または一方からの申請がなくても)当該事件の仲裁を労働委員会に勧告することができ(「旧労働組合及び労働関係調整法第62条」)、この勧告に基づき、労働委員会の委員長は仲裁回付の決定をし(「同第74条、第75条」)、これにより、労働委員会の委員長は仲裁裁定を行う(「職権仲裁」)、となっていた。

必須維持業務制度は2007年より、必須公益事業に対する職権仲裁制度を廃止する代わりに導入された。これにより、争議権は保護され、代替労働も認められる(後述)など、公益事業の保護と労働組合の争議件の調和を図る目的で、導入された制度であると言える。

<制限③：緊急調整時の争議行為の禁止>

雇用労働長官による緊急調整の決定が公表された日以降の争議行為の禁止。詳細は後述。4のとおり。

<制限④：防衛産業関連企業における争議行為の禁止>

「防衛事業法」により指定された主要防衛産業関連企業に従事する労働者であって、電力、用水及び主に防衛産業物資を生産する業務に従事する者は争議行為をできない³。

【労働組合及び労働関係調整法第41条第2項】

以上の①から④による制限の他、韓国においては公益事業に限らず、一般的に正当な争議行為とされないのは、次のような争議である。

「法令や団体協約等の解釈や適用に関すること」「人事・経営権を侵害すること」「政治目的」等、労働条件の維持向上のための集団的利益事項に関する主張を貫徹するという目的から逸脱した争議行為。また、争議行為の方法として、労働組合及び労働関係調整法上、「使用者の操業の自由」や「スト不参加者の労働の権利」を侵害することは禁止されている。

したがって、争議行為は「生産その他主要業務に関連する施設及びこれに準ずる施設として大統領令で定める施設⁴を占拠する形態で行うことはできない(同法第42条第1項)」とさ

³ 「主に防衛産業物資を生産する業務に従事する者」については、大統領令(「労働組合及び労働関係調整法施行令第20条」)で、防衛産業物資の完成に必要な製造・加工・組立・整備・再生・改良・性能検査・熱処理・塗装・ガス扱い等の業務に従事する者、と定めている。

⁴ 大統領令で占拠することを禁じている施設は以下のとおりである(労働組合及び労働関係調整法施行令第21条)。

- ・電気、電子または通信施設。
- ・鉄道(都市鉄道を含む)の車両または線路。
- ・建造・修理または停泊中の船舶。ただし「船員法」による船員に該当し、船舶に乗船する場合を除く。
- ・航空機、航行安全施設または航空機の離着陸や旅客、貨物の運送のための施設。
- ・火薬、爆薬等爆発の危険がある物質または「有害化学物質管理法」による有毒物を保管・貯蔵する場所。
- ・占拠された場合、生産その他主要産業の停止または廃止をもたらすなど公益性の重大な危害を招来する憂慮がある施設として、雇用労働部長官が関係中央行政機関の長と協議し、定める施設。

れ、また「事業場の安全保護施設に関し、正常な維持・運営を停止・廃止又は妨害する行為は、争議行為としてこれを行うことはできない（同法第42条第2項）」とされている。

4. 職権調整制度

労働組合及び労働関係調整法は、公益事業に関しては、以下のように緊急調整の仕組みを定めている。

(1) 緊急調整の決定

争議行為が公益事業に関するものであること、またはその規模が大きいこと、もしくはその性質が特別のものであるために、著しく国民経済を害し、国民の日常生活を危うくするおそれがある時は、雇用労働部長官は、緊急調整を決定することができる。

雇用労働部長官が緊急調整をする時は、あらかじめ中央労働委員会委員長の意見を聴かなければならない。また、緊急調整をした場合は、遅滞なく理由を付して公表し、中央労働委員会及び関係当事者にそれを通告しなければならない。

【労働組合及び労働関係調整法第76条】

(2) 緊急調整時の争議行為の中止

雇用労働部長官による緊急調整の決定が公表された時は、関係当事者は直ちに争議行為を中止しなければならない。また公表から30日が経過しなければ争議行為を再開することはできない。

【労働組合及び労働関係調整法第77条】

(3) 中央労働委員会による調整

中央労働委員会は、雇用労働部長官の緊急調整の通告を受けた時（「労働組合及び労働関係調整法第76条」）は、遅滞なく調整を開始しなければならない。

【労働組合及び労働関係調整法第78条】

(4) 中央労働委員会の仲裁回付決定権と仲裁

中央労働委員会は、「労働組合及び労働関係調整法第78条」の規定による調整が成立する見込みがないと認められるときは、公益委員の意見を聴いて、その事件を仲裁に回付する可否を決定しなければならない。

【労働組合及び労働関係調整法第79条】

また、中央労働委員会は、仲裁回付が決定した場合は、遅滞なく仲裁を開始しなければならない。またこの他に、関係当事者の一方または双方から仲裁申請があった場合にも、遅滞なく仲裁を開始しなければならない。

【労働組合及び労働関係調整法第80条】

5. 争議時の代替的労働

労働組合及び労働関係調整法においては、使用者は、争議行為期間中、その争議行為で中断された業務の遂行のために、当該事業と関係のない者を採用し、これに代えることはできない。また、争議行為で中断された業務を請負または下請けに出すこととはできないと定めている。 【労働組合及び労働関係調整法第43条第1項及び第2項】

しかしながら、必須共益事業の争議行為においては、その例外となり、当該事業と関係のない者を採用し、これに代え、請負または下請けに出すことを禁止していない。また、使用者には、代替労働者の採用について、「ストライキ参加者の100分の50を超過しない範囲内」という制限を定めている。 【労働組合及び労働関係調整法第43条第3項及び第4項】

6. 一定期間の争議行為の禁止（その間に争議調整を行う趣旨）

（1）調整前置主義

3（1）で述べたとおり、韓国には「調整前置主義」があり、労働争議は、公益事業かそうでないかに関わらず、労働委員会による調停、仲裁の調整手続きを経なければ、行うことはできない。 【労働組合及び労働関係調整法第45条】

（2）仲裁時の争議行為の禁止

3の（2）〈仲裁時の争議行為の禁止〉で述べたとおり、労働争議が仲裁に付されたときは、15日間は争議行為を行うことはできない。 【労働組合及び労働関係調整法第63条】

（3）緊急調整時の争議行為の禁止

4（2）で述べたとおり、雇用労働部長官による緊急調整の決定が公表された時は、関係当事者は直ちに争議行為を中止しなければならない。また公表から30日が経過しなければ争議行為を再開することはできない。 【労働組合及び労働関係調整法第77条】

第3節 争議の状況

電力産業における近年の大規模な争議事例については、以下のとおり。いずれも停電は発生していない。

1. 2002年の争議

1999年、政府による韓国電力公社の分割民営化法案に対し、労働組合側が激しく抵抗した。2000年11月、電力労組としては、戦後初めてのストライキを計画したが、中央労働委員会の

調停により、ストライキは回避された。労働組合は分割民営化案を受入れ、その進め方について政労使間で協議していくことに合意した。

2001年4月、韓国電力は、送電業務を担当する韓国電力、火力発電子会社（5社）、原子力・水力発電子会社（1社）に分割し、2002年以降、子会社を順次売却（民営化）していくことを決定したが、その売却計画を巡り労使が再び対立した。

2002年2月25日、労働組合はストライキに突入。発電労組の上部団体である民主労総は、ゼネストを呼びかけた。一方、中央労働委員会は本件を仲裁に回付した（職権仲裁）⁵。また、政府・会社側は刑事告訴、仮差押など法律に基づいた原則主義で対応し、多くの逮捕者、懲戒者を出した。

最終的に、労働組合側は、民営化に関することは労使交渉から外す等の内容を含んだ仲裁案を受入れ、37日間に及んだ発電労組のストライキは終了した。ゼネスト突入の直前の4月2日であった。

2. 2006年の争議

2006年9月4日未明、韓国電力傘下の発電子会社5社で構成された発電労組が、電力会社の公共性の強化等を求めて、2002年の37日間のストライキ以来、再びストライキに突入した。集会には組合員4,000人余りが参加した。

会社側は、中央労働委員会により、本件が仲裁に回付（職権仲裁）されるだろうとの思惑もあり、ストライキ直前には交渉の場に現れることもなく、また、ストライキが長期化する場合に備えて、幹部2,800人余りを運転要員に配置し、代替人材3,500人余りの投入も決定した⁶。

結局、中央労働委員会による職権仲裁が決定したことにより、ストライキを継続することが不法となるということもあり、労働組合側は当日の夕刻、ストライキを終了した。

⁵ 2007年の改正前の労働組合及び労働関係調整法では、職権仲裁があった場合、15日間は争議行為が禁止されていた。これによって、当該ストライキは不法となる。

⁶ 2007年の改正前の労働組合及び労働関係調整法では、争議中の代替労働の投入は不法である。

資料



Civil Contingencies Act 2004

CHAPTER 36

CONTENTS

PART 1

LOCAL ARRANGEMENTS FOR CIVIL PROTECTION

Introductory

- 1 Meaning of “emergency”

Contingency planning

- 2 Duty to assess, plan and advise
- 3 Section 2: supplemental
- 4 Advice and assistance to the public

Civil protection

- 5 General measures
- 6 Disclosure of information

General

- 7 Urgency
- 8 Urgency: Scotland
- 9 Monitoring by Government
- 10 Enforcement
- 11 Enforcement: Scotland
- 12 Provision of information
- 13 Amendment of lists of responders
- 14 Scotland: consultation
- 15 Scotland: cross-border collaboration
- 16 National Assembly for Wales
- 17 Regulations and orders
- 18 Interpretation, &c.

PART 2

EMERGENCY POWERS

- 19 Meaning of “emergency”
- 20 Power to make emergency regulations
- 21 Conditions for making emergency regulations
- 22 Scope of emergency regulations
- 23 Limitations of emergency regulations
- 24 Regional and Emergency Coordinators
- 25 Establishment of tribunal
- 26 Duration
- 27 Parliamentary scrutiny
- 28 Parliamentary scrutiny: prorogation and adjournment
- 29 Consultation with devolved administrations
- 30 Procedure
- 31 Interpretation

PART 3

GENERAL

- 32 Minor and consequential amendments and repeals
- 33 Money
- 34 Commencement
- 35 Extent
- 36 Short title

-
- Schedule 1 – Category 1 and 2 Responders
 - Part 1 – Category 1 Responders: General
 - Part 2 – Category 1 Responders: Scotland
 - Part 3 – Category 2 Responders: General
 - Part 4 – Category 2 Responders: Scotland
 - Schedule 2 – Minor and Consequential Amendments and Repeals
 - Part 1 – Amendments and Repeals Consequential on Part 1
 - Part 2 – Amendments and Repeals Consequential on Part 2
 - Part 3 – Minor Amendments
 - Schedule 3 – Repeals and Revocations

ELIZABETH II

c. 36



Civil Contingencies Act 2004

2004 CHAPTER 36

An Act to make provision about civil contingencies. [18th November 2004]

BE IT ENACTED by the Queen's most Excellent Majesty, by and with the advice and consent of the Lords Spiritual and Temporal, and Commons, in this present Parliament assembled, and by the authority of the same, as follows:—

PART 1

LOCAL ARRANGEMENTS FOR CIVIL PROTECTION

Introductory

1 Meaning of "emergency"

- (1) In this Part "emergency" means—
- (a) an event or situation which threatens serious damage to human welfare in a place in the United Kingdom,
 - (b) an event or situation which threatens serious damage to the environment of a place in the United Kingdom, or
 - (c) war, or terrorism, which threatens serious damage to the security of the United Kingdom.
- (2) For the purposes of subsection (1)(a) an event or situation threatens damage to human welfare only if it involves, causes or may cause—
- (a) loss of human life,
 - (b) human illness or injury,
 - (c) homelessness,
 - (d) damage to property,
 - (e) disruption of a supply of money, food, water, energy or fuel,
 - (f) disruption of a system of communication,
 - (g) disruption of facilities for transport, or

- (h) disruption of services relating to health.
- (3) For the purposes of subsection (1)(b) an event or situation threatens damage to the environment only if it involves, causes or may cause –
- (a) contamination of land, water or air with biological, chemical or radioactive matter, or
 - (b) disruption or destruction of plant life or animal life.
- (4) A Minister of the Crown, or, in relation to Scotland, the Scottish Ministers, may by order –
- (a) provide that a specified event or situation, or class of event or situation, is to be treated as falling, or as not falling, within any of paragraphs (a) to (c) of subsection (1);
 - (b) amend subsection (2) so as to provide that in so far as an event or situation involves or causes disruption of a specified supply, system, facility or service –
 - (i) it is to be treated as threatening damage to human welfare, or
 - (ii) it is no longer to be treated as threatening damage to human welfare.
- (5) The event or situation mentioned in subsection (1) may occur or be inside or outside the United Kingdom.

Contingency planning

2 Duty to assess, plan and advise

- (1) A person or body listed in Part 1 or 2 of Schedule 1 shall –
- (a) from time to time assess the risk of an emergency occurring,
 - (b) from time to time assess the risk of an emergency making it necessary or expedient for the person or body to perform any of his or its functions,
 - (c) maintain plans for the purpose of ensuring, so far as is reasonably practicable, that if an emergency occurs the person or body is able to continue to perform his or its functions,
 - (d) maintain plans for the purpose of ensuring that if an emergency occurs or is likely to occur the person or body is able to perform his or its functions so far as necessary or desirable for the purpose of –
 - (i) preventing the emergency,
 - (ii) reducing, controlling or mitigating its effects, or
 - (iii) taking other action in connection with it,
 - (e) consider whether an assessment carried out under paragraph (a) or (b) makes it necessary or expedient for the person or body to add to or modify plans maintained under paragraph (c) or (d),
 - (f) arrange for the publication of all or part of assessments made and plans maintained under paragraphs (a) to (d) in so far as publication is necessary or desirable for the purpose of –
 - (i) preventing an emergency,
 - (ii) reducing, controlling or mitigating the effects of an emergency, or
 - (iii) enabling other action to be taken in connection with an emergency, and

- (g) maintain arrangements to warn the public, and to provide information and advice to the public, if an emergency is likely to occur or has occurred.
- (2) In relation to a person or body listed in Part 1 or 2 of Schedule 1 a duty in subsection (1) applies in relation to an emergency only if –
- (a) the emergency would be likely seriously to obstruct the person or body in the performance of his or its functions, or
 - (b) it is likely that the person or body –
 - (i) would consider it necessary or desirable to take action to prevent the emergency, to reduce, control or mitigate its effects or otherwise in connection with it, and
 - (ii) would be unable to take that action without changing the deployment of resources or acquiring additional resources.
- (3) A Minister of the Crown may, in relation to a person or body listed in Part 1 of Schedule 1, make regulations about –
- (a) the extent of a duty under subsection (1) (subject to subsection (2));
 - (b) the manner in which a duty under subsection (1) is to be performed.
- (4) The Scottish Ministers may, in relation to a person or body listed in Part 2 of Schedule 1, make regulations about –
- (a) the extent of a duty under subsection (1) (subject to subsection (2));
 - (b) the manner in which a duty under subsection (1) is to be performed.
- (5) Regulations under subsection (3) may, in particular –
- (a) make provision about the kind of emergency in relation to which a specified person or body is or is not to perform a duty under subsection (1);
 - (b) permit or require a person or body not to perform a duty under subsection (1) in specified circumstances or in relation to specified matters;
 - (c) make provision as to the timing of performance of a duty under subsection (1);
 - (d) require a person or body to consult a specified person or body or class of person or body before or in the course of performing a duty under subsection (1);
 - (e) permit or require a county council to perform a duty under subsection (1) on behalf of a district council within the area of the county council;
 - (f) permit, require or prohibit collaboration, to such extent and in such manner as may be specified, by persons or bodies in the performance of a duty under subsection (1);
 - (g) permit, require or prohibit delegation, to such extent and in such manner as may be specified, of the performance of a duty under subsection (1);
 - (h) permit or require a person or body listed in Part 1 or 3 of Schedule 1 to co-operate, to such extent and in such manner as may be specified, with a person or body listed in Part 1 of the Schedule in connection with the performance of a duty under subsection (1);
 - (i) permit or require a person or body listed in Part 1 or 3 of Schedule 1 to provide information, either on request or in other specified circumstances, to a person or body listed in Part 1 of the Schedule in connection with the performance of a duty under subsection (1);

- (j) permit or require a person or body to perform (wholly or partly) a duty under subsection (1)(a) or (b) having regard to, or by adopting or relying on, work undertaken by another specified person or body;
 - (k) permit or require a person or body, in maintaining a plan under subsection (1)(c) or (d), to have regard to the activities of bodies (other than public or local authorities) whose activities are not carried on for profit;
 - (l) make provision about the extent of, and the degree of detail to be contained in, a plan maintained under subsection (1)(c) or (d);
 - (m) require a plan to include provision for the carrying out of exercises;
 - (n) require a plan to include provision for the training of staff or other persons;
 - (o) permit a person or body to make arrangements with another person or body, as part of planning undertaken under subsection (1)(c) or (d), for the performance of a function on behalf of the first person or body;
 - (p) confer a function on a Minister of the Crown, on the Scottish Ministers, on the National Assembly for Wales, on a Northern Ireland department or on any other specified person or body (and a function conferred may, in particular, be a power or duty to exercise a discretion);
 - (q) make provision which has effect despite other provision made by or by virtue of an enactment;
 - (r) make provision which applies generally or only to a specified person or body or only in specified circumstances;
 - (s) make different provision for different persons or bodies or for different circumstances.
- (6) Subsection (5) shall have effect in relation to subsection (4) as it has effect in relation to subsection (3), but as if –
- (a) paragraph (e) were omitted,
 - (b) in paragraphs (h) and (i) –
 - (i) a reference to Part 1 or 3 of Schedule 1 were a reference to Part 2 or 4 of that Schedule, and
 - (ii) a reference to Part 1 of that Schedule were a reference to Part 2 of that Schedule, and
 - (c) in paragraph (p) the references to a Minister of the Crown, to the National Assembly for Wales and to a Northern Ireland department were omitted.

3 Section 2: supplemental

- (1) A Minister of the Crown may issue guidance to a person or body listed in Part 1 or 3 of Schedule 1 about the matters specified in section 2(3) and (5).
- (2) The Scottish Ministers may issue guidance to a person or body listed in Part 2 or 4 of Schedule 1 about the matters specified in section 2(4) and (5) (as applied by section 2(6)).
- (3) A person or body listed in any Part of Schedule 1 shall –
 - (a) comply with regulations under section 2(3) or (4), and
 - (b) have regard to guidance under subsection (1) or (2) above.
- (4) A person or body listed in Part 1 or 2 of Schedule 1 may be referred to as a “Category 1 responder”.

- (5) A person or body listed in Part 3 or 4 of Schedule 1 may be referred to as a “Category 2 responder”.

4 Advice and assistance to the public

- (1) A body specified in paragraph 1, 2 or 13 of Schedule 1 shall provide advice and assistance to the public in connection with the making of arrangements for the continuance of commercial activities by the public, or the continuance of the activities of bodies other than public or local authorities whose activities are not carried on for profit, in the event of an emergency.
- (2) A Minister of the Crown may, in relation to a body specified in paragraph 1 or 2 of that Schedule, make regulations about –
- (a) the extent of the duty under subsection (1);
 - (b) the manner in which the duty under subsection (1) is to be performed.
- (3) The Scottish Ministers may, in relation to a body specified in paragraph 13 of that Schedule, make regulations about –
- (a) the extent of the duty under subsection (1);
 - (b) the manner in which the duty under subsection (1) is to be performed.
- (4) Regulations under subsection (2) or (3) may, in particular –
- (a) permit a body to make a charge for advice or assistance provided on request under subsection (1);
 - (b) make provision of a kind permitted to be made by regulations under section 2(5)(a) to (i) and (o) to (s).
- (5) Regulations by virtue of subsection (4)(a) must provide that a charge for advice or assistance may not exceed the aggregate of –
- (a) the direct costs of providing the advice or assistance, and
 - (b) a reasonable share of any costs indirectly related to the provision of the advice or assistance.
- (6) A Minister of the Crown may issue guidance to a body specified in paragraph 1 or 2 of that Schedule about the matters specified in subsections (2) and (4).
- (7) The Scottish Ministers may issue guidance to a body specified in paragraph 13 of that Schedule about the matters specified in subsections (3) and (4).
- (8) A body shall –
- (a) comply with regulations under subsection (2) or (3), and
 - (b) have regard to guidance under subsection (6) or (7).

Civil protection

5 General measures

- (1) A Minister of the Crown may by order require a person or body listed in Part 1 of Schedule 1 to perform a function of that person or body for the purpose of –
- (a) preventing the occurrence of an emergency,
 - (b) reducing, controlling or mitigating the effects of an emergency, or
 - (c) taking other action in connection with an emergency.

- (2) The Scottish Ministers may by order require a person or body listed in Part 2 of Schedule 1 to perform a function of that person or body for the purpose of –
 - (a) preventing the occurrence of an emergency,
 - (b) reducing, controlling or mitigating the effects of an emergency, or
 - (c) taking other action in connection with an emergency.
- (3) A person or body shall comply with an order under this section.
- (4) An order under subsection (1) may –
 - (a) require a person or body to consult a specified person or body or class of person or body;
 - (b) permit, require or prohibit collaboration, to such extent and in such manner as may be specified;
 - (c) permit, require or prohibit delegation, to such extent and in such manner as may be specified;
 - (d) permit or require a person or body listed in Part 1 or 3 of Schedule 1 to co-operate, to such extent and in such manner as may be specified, with a person or body listed in Part 1 of the Schedule in connection with a duty under the order;
 - (e) permit or require a person or body listed in Part 1 or 3 of Schedule 1 to provide information in connection with a duty under the order, whether on request or in other specific circumstances to a person or body listed in Part 1 of the Schedule;
 - (f) confer a function on a Minister of the Crown, on the Scottish Ministers, on the National Assembly for Wales, on a Northern Ireland department or on any other specified person or body (and a function conferred may, in particular, be a power or duty to exercise a discretion);
 - (g) make provision which applies generally or only to a specified person or body or only in specified circumstances;
 - (h) make different provision for different persons or bodies or for different circumstances.
- (5) Subsection (4) shall have effect in relation to subsection (2) as it has effect in relation to subsection (1), but as if –
 - (a) in paragraphs (d) and (e) –
 - (i) a reference to Part 1 or 3 of Schedule 1 were a reference to Part 2 or 4 of that Schedule, and
 - (ii) a reference to Part 1 of that Schedule were a reference to Part 2 of that Schedule, and
 - (b) in paragraph (f) the references to a Minister of the Crown, to the National Assembly for Wales and to a Northern Ireland department were omitted.

6 Disclosure of information

- (1) A Minister of the Crown may make regulations requiring or permitting one person or body listed in Part 1 or 3 of Schedule 1 (“the provider”) to disclose information on request to another person or body listed in any Part of that Schedule (“the recipient”).
- (2) The Scottish Ministers may make regulations requiring or permitting one person or body listed in Part 2 or 4 of Schedule 1 (“the provider”) to disclose information on request to another person or body listed in any Part of that Schedule (“the recipient”).

- (3) Regulations under subsection (1) or (2) may be made only in connection with a function of the provider or of the recipient which relates to emergencies.
- (4) A Minister of the Crown may issue guidance to a person or body about the performance of functions under regulations made under subsection (1).
- (5) The Scottish Ministers may issue guidance to a person or body about the performance of functions under regulations made under subsection (2).
- (6) A person or body shall –
 - (a) comply with regulations under subsection (1) or (2), and
 - (b) have regard to guidance under subsection (4) or (5).

General

7 Urgency

- (1) This section applies where –
 - (a) there is an urgent need to make provision of a kind that could be made by an order under section 5(1) or by regulations under section 6(1), but
 - (b) there is insufficient time for the order or regulations to be made.
- (2) The Minister may by direction make provision of a kind that could be made by an order under section 5(1) or by regulations under section 6(1).
- (3) A direction under subsection (2) shall be in writing.
- (4) Where a Minister gives a direction under subsection (2) –
 - (a) he may revoke or vary the direction by further direction,
 - (b) he shall revoke the direction as soon as is reasonably practicable (and he may, if or in so far as he thinks it desirable, re-enact the substance of the direction by way of an order under section 5(1) or by way of regulations under section 6(1)), and
 - (c) the direction shall cease to have effect at the end of the period of 21 days beginning with the day on which it is given (but without prejudice to the power to give a new direction).
- (5) A provision of a direction under subsection (2) shall be treated for all purposes as if it were a provision of an order under section 5(1) or of regulations under section 6(1).

8 Urgency: Scotland

- (1) This section applies where –
 - (a) there is an urgent need to make provision of a kind that could be made by an order under section 5(2) or by regulations under section 6(2), but
 - (b) there is insufficient time for the order or regulations to be made.
- (2) The Scottish Ministers may by direction make provision of a kind that could be made by an order under section 5(2) or by regulations under section 6(2).
- (3) A direction under subsection (2) shall be in writing.
- (4) Where the Scottish Ministers give a direction under subsection (2) –
 - (a) they may revoke or vary the direction by further direction,

- (b) they shall revoke the direction as soon as is reasonably practicable (and they may, if or in so far as they think it desirable, re-enact the substance of the direction by way of an order under section 5(2) or by way of regulations under section 6(2)), and
 - (c) the direction shall cease to have effect at the end of the period of 21 days beginning with the day on which it is given (but without prejudice to the power to give a new direction).
- (5) A provision of a direction under subsection (2) shall be treated for all purposes as if it were a provision of an order under section 5(2) or of regulations under section 6(2).

9 Monitoring by Government

- (1) A Minister of the Crown may require a person or body listed in Part 1 or 3 of Schedule 1 –
- (a) to provide information about action taken by the person or body for the purpose of complying with a duty under this Part, or
 - (b) to explain why the person or body has not taken action for the purpose of complying with a duty under this Part.
- (2) The Scottish Ministers may require a person or body listed in Part 2 or 4 of Schedule 1 –
- (a) to provide information about action taken by the person or body for the purpose of complying with a duty under this Part, or
 - (b) to explain why the person or body has not taken action for the purpose of complying with a duty under this Part.
- (3) A requirement under subsection (1) or (2) may specify –
- (a) a period within which the information or explanation is to be provided;
 - (b) the form in which the information or explanation is to be provided.
- (4) A person or body shall comply with a requirement under subsection (1) or (2).

10 Enforcement

- (1) Any of the following may bring proceedings in the High Court or the Court of Session in respect of a failure by a person or body listed in Part 1 or 3 of Schedule 1 to comply with section 2(1), 3(3), 4(1) or (8), 5(3), 6(6), 9(4) or 15(7) –
- (a) a Minister of the Crown,
 - (b) a person or body listed in Part 1 of Schedule 1, and
 - (c) a person or body listed in Part 3 of Schedule 1.
- (2) In proceedings under subsection (1) the High Court or the Court of Session may grant any relief, or make any order, that it thinks appropriate.

11 Enforcement: Scotland

- (1) Any of the following may bring proceedings in the Court of Session in respect of a failure by a person or body listed in Part 2 or 4 of Schedule 1 to comply with section 2(1), 3(3), 4(1) or (8), 5(3), 6(6), 9(4) or 15(7) –
- (a) the Scottish Ministers,
 - (b) a person or body listed in Part 2 of Schedule 1, and
 - (c) a person or body listed in Part 4 of Schedule 1.

- (2) In proceedings under subsection (1) the Court of Session may grant any remedy, or make any order, that it thinks appropriate.

12 Provision of information

Regulations or an order under this Part may, if addressing the provision or disclosure of information, make provision about –

- (a) timing;
- (b) the form in which information is provided;
- (c) the use to which information may be put;
- (d) storage of information;
- (e) disposal of information.

13 Amendment of lists of responders

- (1) A Minister of the Crown may by order amend Schedule 1 so as to –
- (a) add an entry to Part 1 or 3;
 - (b) remove an entry from Part 1 or 3;
 - (c) move an entry from Part 1 to Part 3 or vice versa.
- (2) The Scottish Ministers may by order amend Schedule 1 so as to –
- (a) add an entry to Part 2 or 4;
 - (b) remove an entry from Part 2 or 4;
 - (c) move an entry from Part 2 to Part 4 or vice versa.
- (3) An order under subsection (1) or (2) –
- (a) may add, remove or move an entry either generally or only in relation to specified functions of a person or body, and
 - (b) may make incidental, transitional or consequential provision (which may include provision amending this Act or another enactment).

14 Scotland: consultation

- (1) A Minister of the Crown shall consult the Scottish Ministers before making regulations or an order under this Part in relation to a person or body if or in so far as the person or body exercises functions in relation to Scotland.
- (2) The Scottish Ministers shall consult a Minister of the Crown before making regulations or an order under this Part.

15 Scotland: cross-border collaboration

- (1) Where a person or body listed in Part 1 of Schedule 1 has a duty under section 2 or 4, the Scottish Ministers may make regulations –
- (a) permitting or requiring a person or body listed in Part 2 or 4 of that Schedule to co-operate, to such extent and in such manner as may be specified, with the person or body listed in Part 1 of that Schedule in connection with the performance of the duty;
 - (b) permitting or requiring a person or body listed in Part 2 or 4 of that Schedule to provide information, either on request or in other specified circumstances, to the person or body listed in Part 1 of that Schedule in connection with the performance of the duty.

- (2) The Scottish Ministers may issue guidance about a matter addressed in regulations under subsection (1).
- (3) Where a person or body listed in Part 2 of Schedule 1 has a duty under section 2 or 4, a Minister of the Crown may make regulations –
 - (a) permitting or requiring a person or body listed in Part 1 or 3 of that Schedule to co-operate, to such extent and in such manner as may be specified, with the person or body listed in Part 2 of that Schedule in connection with the performance of the duty;
 - (b) permitting or requiring a person or body listed in Part 1 or 3 of that Schedule to provide information, either on request or in other specified circumstances, to the person or body listed in Part 2 of that Schedule in connection with the performance of the duty.
- (4) A Minister of the Crown may issue guidance about a matter addressed in regulations under subsection (3).
- (5) If a Minister of the Crown makes an order under section 5(1) imposing a duty on a person or body listed in Part 1 of Schedule 1, the Scottish Ministers may make an order –
 - (a) permitting or requiring a person or body listed in Part 2 or 4 of that Schedule to co-operate, to such extent and in such manner as may be specified, with the person or body listed in Part 1 of that Schedule in connection with the duty;
 - (b) permitting or requiring a person or body listed in Part 2 or 4 of that Schedule to provide information, either on request or in other specified circumstances, to the person or body listed in Part 1 of that Schedule in connection with the duty.
- (6) If the Scottish Ministers make an order under section 5(2) imposing a duty on a person or body listed in Part 2 of Schedule 1, a Minister of the Crown may make an order –
 - (a) permitting or requiring a person or body listed in Part 1 or 3 of that Schedule to co-operate, to such extent and in such manner as may be specified, with the person or body listed in Part 2 of that Schedule in connection with the duty;
 - (b) permitting or requiring a person or body listed in Part 1 or 3 of that Schedule to provide information, either on request or in other specified circumstances, to the person or body listed in Part 2 of that Schedule in connection with the duty.
- (7) A person or body shall –
 - (a) comply with regulations or an order under this section, and
 - (b) have regard to guidance under this section.
- (8) In this Act, except where the contrary intention appears –
 - (a) a reference to an order under section 5(1) includes a reference to an order under subsection (6) above, and
 - (b) a reference to an order under section 5(2) includes a reference to an order under subsection (5) above.

16 National Assembly for Wales

- (1) A Minister of the Crown shall consult the National Assembly for Wales before –

- (a) making regulations under section 2(3), 4(2) or 6(1) which relate wholly or partly to Wales,
 - (b) issuing guidance under section 3(1), 4(6) or 6(4) which relates wholly or partly to Wales,
 - (c) giving an order under section 5(1) which relates wholly or partly to Wales,
 - (d) giving a direction under section 7(2) which makes provision relating wholly or partly to Wales of a kind that could be made by regulations under section 6(1),
 - (e) giving a direction under section 7(2) which makes provision relating wholly or partly to Wales of a kind that could be made by an order under section 5(1),
 - (f) bringing proceedings under section 10 in respect of a failure by a person or body where the failure relates wholly or partly to Wales, or
 - (g) making an order under section 13(1) in respect of a person or body with, or in so far as the person or body has, functions in relation to Wales.
- (2) A Minister of the Crown may not without the consent of the National Assembly for Wales take action of a kind specified in subsection (3) that relates wholly or partly to a person or body specified in subsection (4).
- (3) The actions referred to in subsection (2) are—
- (a) making regulations under section 2(3), 4(2) or 6(1),
 - (b) making an order under section 5(1),
 - (c) issuing guidance under section 3(1), 4(6) or 6(4),
 - (d) giving a direction under section 7,
 - (e) bringing proceedings under section 10, and
 - (f) making an order under section 13.
- (4) The persons and bodies referred to in subsection (2) are—
- (a) a council specified in paragraph 2 of Schedule 1, and
 - (b) a person or body specified in paragraph 4, 5, 8, 9, 10, 11 or 21 of that Schedule, if and in so far as the person or body has functions in relation to Wales.

17 Regulations and orders

- (1) Regulations and orders under this Part shall be made by statutory instrument.
- (2) An order under section 1(4), 5(1) or 13(1) may not be made by a Minister of the Crown unless a draft has been laid before and approved by resolution of each House of Parliament.
- (3) An order under section 1(4), 5(2) or 13(2) may not be made by the Scottish Ministers unless a draft has been laid before and approved by resolution of the Scottish Parliament.
- (4) Regulations made by a Minister of the Crown under this Part shall be subject to annulment in pursuance of a resolution of either House of Parliament.
- (5) Regulations made by the Scottish Ministers under this Part shall be subject to annulment in pursuance of a resolution of the Scottish Parliament.
- (6) Regulations or an order under this Part—

- (a) may make provision which applies generally or only in specified circumstances or for a specified purpose,
- (b) may make different provision for different circumstances or purposes, and
- (c) may make incidental, consequential or transitional provision.

18 Interpretation, &c.

- (1) In this Part –
- “enactment” includes –
- (a) an Act of the Scottish Parliament,
 - (b) Northern Ireland legislation, and
 - (c) an instrument made under an Act of the Scottish Parliament or under Northern Ireland legislation (as well as an instrument made under an Act),
- “function” means any power or duty whether conferred by virtue of an enactment or otherwise,
- “terrorism” has the meaning given by section 1 of the Terrorism Act 2000 (c. 11), and
- “war” includes armed conflict.
- (2) In this Part a reference to the United Kingdom includes a reference to the territorial sea of the United Kingdom.
- (3) Except in a case of contradiction, nothing in or done under this Part shall impliedly repeal or revoke a provision of or made under another enactment.

PART 2

EMERGENCY POWERS

19 Meaning of “emergency”

- (1) In this Part “emergency” means –
- (a) an event or situation which threatens serious damage to human welfare in the United Kingdom or in a Part or region,
 - (b) an event or situation which threatens serious damage to the environment of the United Kingdom or of a Part or region, or
 - (c) war, or terrorism, which threatens serious damage to the security of the United Kingdom.
- (2) For the purposes of subsection (1)(a) an event or situation threatens damage to human welfare only if it involves, causes or may cause –
- (a) loss of human life,
 - (b) human illness or injury,
 - (c) homelessness,
 - (d) damage to property,
 - (e) disruption of a supply of money, food, water, energy or fuel,
 - (f) disruption of a system of communication,
 - (g) disruption of facilities for transport, or
 - (h) disruption of services relating to health.

- (3) For the purposes of subsection (1)(b) an event or situation threatens damage to the environment only if it involves, causes or may cause –
 - (a) contamination of land, water or air with biological, chemical or radioactive matter, or
 - (b) disruption or destruction of plant life or animal life.
- (4) The Secretary of State may by order amend subsection (2) so as to provide that in so far as an event or situation involves or causes disruption of a specified supply, system, facility or service –
 - (a) it is to be treated as threatening damage to human welfare, or
 - (b) it is no longer to be treated as threatening damage to human welfare.
- (5) An order under subsection (4) –
 - (a) may make consequential amendment of this Part, and
 - (b) may not be made unless a draft has been laid before, and approved by resolution of, each House of Parliament.
- (6) The event or situation mentioned in subsection (1) may occur or be inside or outside the United Kingdom.

20 Power to make emergency regulations

- (1) Her Majesty may by Order in Council make emergency regulations if satisfied that the conditions in section 21 are satisfied.
- (2) A senior Minister of the Crown may make emergency regulations if satisfied –
 - (a) that the conditions in section 21 are satisfied, and
 - (b) that it would not be possible, without serious delay, to arrange for an Order in Council under subsection (1).
- (3) In this Part “senior Minister of the Crown” means –
 - (a) the First Lord of the Treasury (the Prime Minister),
 - (b) any of Her Majesty’s Principal Secretaries of State, and
 - (c) the Commissioners of Her Majesty’s Treasury.
- (4) In this Part “serious delay” means a delay that might –
 - (a) cause serious damage, or
 - (b) seriously obstruct the prevention, control or mitigation of serious damage.
- (5) Regulations under this section must be prefaced by a statement by the person making the regulations –
 - (a) specifying the nature of the emergency in respect of which the regulations are made, and
 - (b) declaring that the person making the regulations –
 - (i) is satisfied that the conditions in section 21 are met,
 - (ii) is satisfied that the regulations contain only provision which is appropriate for the purpose of preventing, controlling or mitigating an aspect or effect of the emergency in respect of which the regulations are made,
 - (iii) is satisfied that the effect of the regulations is in due proportion to that aspect or effect of the emergency,

- (iv) is satisfied that the regulations are compatible with the Convention rights (within the meaning of section 1 of the Human Rights Act 1998 (c. 42)), and
- (v) in the case of regulations made under subsection (2), is satisfied as to the matter specified in subsection (2)(b).

21 Conditions for making emergency regulations

- (1) This section specifies the conditions mentioned in section 20.
- (2) The first condition is that an emergency has occurred, is occurring or is about to occur.
- (3) The second condition is that it is necessary to make provision for the purpose of preventing, controlling or mitigating an aspect or effect of the emergency.
- (4) The third condition is that the need for provision referred to in subsection (3) is urgent.
- (5) For the purpose of subsection (3) provision which is the same as an enactment (“the existing legislation”) is necessary if, in particular –
 - (a) the existing legislation cannot be relied upon without the risk of serious delay,
 - (b) it is not possible without the risk of serious delay to ascertain whether the existing legislation can be relied upon, or
 - (c) the existing legislation might be insufficiently effective.
- (6) For the purpose of subsection (3) provision which could be made under an enactment other than section 20 (“the existing legislation”) is necessary if, in particular –
 - (a) the provision cannot be made under the existing legislation without the risk of serious delay,
 - (b) it is not possible without the risk of serious delay to ascertain whether the provision can be made under the existing legislation, or
 - (c) the provision might be insufficiently effective if made under the existing legislation.

22 Scope of emergency regulations

- (1) Emergency regulations may make any provision which the person making the regulations is satisfied is appropriate for the purpose of preventing, controlling or mitigating an aspect or effect of the emergency in respect of which the regulations are made.
- (2) In particular, emergency regulations may make any provision which the person making the regulations is satisfied is appropriate for the purpose of –
 - (a) protecting human life, health or safety,
 - (b) treating human illness or injury,
 - (c) protecting or restoring property,
 - (d) protecting or restoring a supply of money, food, water, energy or fuel,
 - (e) protecting or restoring a system of communication,
 - (f) protecting or restoring facilities for transport,
 - (g) protecting or restoring the provision of services relating to health,

- (h) protecting or restoring the activities of banks or other financial institutions,
 - (i) preventing, containing or reducing the contamination of land, water or air,
 - (j) preventing, reducing or mitigating the effects of disruption or destruction of plant life or animal life,
 - (k) protecting or restoring activities of Parliament, of the Scottish Parliament, of the Northern Ireland Assembly or of the National Assembly for Wales, or
 - (l) protecting or restoring the performance of public functions.
- (3) Emergency regulations may make provision of any kind that could be made by Act of Parliament or by the exercise of the Royal Prerogative; in particular, regulations may –
- (a) confer a function on a Minister of the Crown, on the Scottish Ministers, on the National Assembly for Wales, on a Northern Ireland department, on a coordinator appointed under section 24 or on any other specified person (and a function conferred may, in particular, be –
 - (i) a power, or duty, to exercise a discretion;
 - (ii) a power to give directions or orders, whether written or oral);
 - (b) provide for or enable the requisition or confiscation of property (with or without compensation);
 - (c) provide for or enable the destruction of property, animal life or plant life (with or without compensation);
 - (d) prohibit, or enable the prohibition of, movement to or from a specified place;
 - (e) require, or enable the requirement of, movement to or from a specified place;
 - (f) prohibit, or enable the prohibition of, assemblies of specified kinds, at specified places or at specified times;
 - (g) prohibit, or enable the prohibition of, travel at specified times;
 - (h) prohibit, or enable the prohibition of, other specified activities;
 - (i) create an offence of –
 - (i) failing to comply with a provision of the regulations;
 - (ii) failing to comply with a direction or order given or made under the regulations;
 - (iii) obstructing a person in the performance of a function under or by virtue of the regulations;
 - (j) disapply or modify an enactment or a provision made under or by virtue of an enactment;
 - (k) require a person or body to act in performance of a function (whether the function is conferred by the regulations or otherwise and whether or not the regulations also make provision for remuneration or compensation);
 - (l) enable the Defence Council to authorise the deployment of Her Majesty's armed forces;
 - (m) make provision (which may include conferring powers in relation to property) for facilitating any deployment of Her Majesty's armed forces;
 - (n) confer jurisdiction on a court or tribunal (which may include a tribunal established by the regulations);

- (o) make provision which has effect in relation to, or to anything done in –
 - (i) an area of the territorial sea,
 - (ii) an area within British fishery limits, or
 - (iii) an area of the continental shelf;
 - (p) make provision which applies generally or only in specified circumstances or for a specified purpose;
 - (q) make different provision for different circumstances or purposes.
- (4) In subsection (3) “specified” means specified by, or to be specified in accordance with, the regulations.
- (5) A person making emergency regulations must have regard to the importance of ensuring that Parliament, the High Court and the Court of Session are able to conduct proceedings in connection with –
- (a) the regulations, or
 - (b) action taken under the regulations.

23 Limitations of emergency regulations

- (1) Emergency regulations may make provision only if and in so far as the person making the regulations is satisfied –
- (a) that the provision is appropriate for the purpose of preventing, controlling or mitigating an aspect or effect of the emergency in respect of which the regulations are made, and
 - (b) that the effect of the provision is in due proportion to that aspect or effect of the emergency.
- (2) Emergency regulations must specify the Parts of the United Kingdom or regions in relation to which the regulations have effect.
- (3) Emergency regulations may not –
- (a) require a person, or enable a person to be required, to provide military service, or
 - (b) prohibit or enable the prohibition of participation in, or any activity in connection with, a strike or other industrial action.
- (4) Emergency regulations may not –
- (a) create an offence other than one of the kind described in section 22(3)(i),
 - (b) create an offence other than one which is triable only before a magistrates’ court or, in Scotland, before a sheriff under summary procedure,
 - (c) create an offence which is punishable –
 - (i) with imprisonment for a period exceeding three months, or
 - (ii) with a fine exceeding level 5 on the standard scale, or
 - (d) alter procedure in relation to criminal proceedings.
- (5) Emergency regulations may not amend –
- (a) this Part of this Act, or
 - (b) the Human Rights Act 1998 (c. 42).

24 Regional and Emergency Coordinators

- (1) Emergency regulations must require a senior Minister of the Crown to appoint –

- (a) for each Part of the United Kingdom, other than England, in relation to which the regulations have effect, a person to be known as the Emergency Coordinator for that Part, and
 - (b) for each region in relation to which the regulations have effect, a person to be known as the Regional Nominated Coordinator for that region.
- (2) Provision made in accordance with subsection (1) may, in particular, include provision about the coordinator's –
- (a) terms of appointment,
 - (b) conditions of service (including remuneration), and
 - (c) functions.
- (3) The principal purpose of the appointment shall be to facilitate coordination of activities under the emergency regulations (whether only in the Part or region for which the appointment is made or partly there and partly elsewhere).
- (4) In exercising his functions a coordinator shall –
- (a) comply with a direction of a senior Minister of the Crown, and
 - (b) have regard to guidance issued by a senior Minister of the Crown.
- (5) A coordinator shall not be regarded as the servant or agent of the Crown or as enjoying any status, immunity or privilege of the Crown.

25 Establishment of tribunal

- (1) Emergency regulations which establish a tribunal may not be made unless a senior Minister of the Crown has consulted the Council on Tribunals.
- (2) But –
- (a) a senior Minister of the Crown may disapply subsection (1) if necessary by reason of urgency,
 - (b) subsection (1) shall not apply where the Council on Tribunals have consented to the establishment of the Tribunal, and
 - (c) a failure to satisfy subsection (1) shall not affect the validity of regulations.
- (3) Where the Council on Tribunals are consulted by a senior Minister of the Crown under subsection (1) –
- (a) the Council shall make a report to the Minister, and
 - (b) the Minister shall not make the emergency regulations to which the consultation relates before receiving the Council's report.
- (4) But –
- (a) a senior Minister of the Crown may disapply subsection (3)(b) if necessary by reason of urgency, and
 - (b) a failure to comply with subsection (3)(b) shall not affect the validity of regulations.
- (5) Where a senior Minister of the Crown receives a report under subsection (3)(a) he shall lay before Parliament as soon as is reasonably practicable after the making of the regulations to which the report relates –
- (a) a copy of the report,
 - (b) a statement of the extent to which the regulations give effect to any recommendations in the report, and
 - (c) an explanation for any departure from recommendations in the report.

- (6) Where a senior Minister of the Crown makes emergency regulations without consulting the Council on Tribunals (in reliance on subsection (2)(a)) –
- (a) he shall consult the Council about the regulations as soon as reasonably practicable after they are made,
 - (b) the Council shall make a report to the Minister, and
 - (c) subsection (5) shall apply (with any necessary modifications).

26 Duration

- (1) Emergency regulations shall lapse –
- (a) at the end of the period of 30 days beginning with the date on which they are made, or
 - (b) at such earlier time as may be specified in the regulations.
- (2) Subsection (1) –
- (a) shall not prevent the making of new regulations, and
 - (b) shall not affect anything done by virtue of the regulations before they lapse.

27 Parliamentary scrutiny

- (1) Where emergency regulations are made –
- (a) a senior Minister of the Crown shall as soon as is reasonably practicable lay the regulations before Parliament, and
 - (b) the regulations shall lapse at the end of the period of seven days beginning with the date of laying unless during that period each House of Parliament passes a resolution approving them.
- (2) If each House of Parliament passes a resolution that emergency regulations shall cease to have effect, the regulations shall cease to have effect –
- (a) at such time, after the passing of the resolutions, as may be specified in them, or
 - (b) if no time is specified in the resolutions, at the beginning of the day after that on which the resolutions are passed (or, if they are passed on different days, at the beginning of the day after that on which the second resolution is passed).
- (3) If each House of Parliament passes a resolution that emergency regulations shall have effect with a specified amendment, the regulations shall have effect as amended, with effect from –
- (a) such time, after the passing of the resolutions, as may be specified in them, or
 - (b) if no time is specified in the resolutions, the beginning of the day after that on which the resolutions are passed (or, if they are passed on different days, the beginning of the day after that on which the second resolution is passed).
- (4) Nothing in this section –
- (a) shall prevent the making of new regulations, or
 - (b) shall affect anything done by virtue of regulations before they lapse, cease to have effect or are amended under this section.

28 Parliamentary scrutiny: prorogation and adjournment

- (1) If when emergency regulations are made under section 20 Parliament stands prorogued to a day after the end of the period of five days beginning with the date on which the regulations are made, Her Majesty shall by proclamation under the Meeting of Parliament Act 1797 (c. 127) require Parliament to meet on a specified day within that period.
- (2) If when emergency regulations are made under section 20 the House of Commons stands adjourned to a day after the end of the period of five days beginning with the date on which the regulations are made, the Speaker shall arrange for the House to meet on a day during that period.
- (3) If when emergency regulations are made under section 20 the House of Lords stands adjourned to a day after the end of the period of five days beginning with the date on which the regulations are made, the Lord Chancellor shall arrange for the House to meet on a day during that period.
- (4) In subsections (2) and (3) a reference to the Lord Chancellor or the Speaker includes a reference to a person authorised by Standing Orders of the House of Lords or of the House of Commons to act in place of the Lord Chancellor or the Speaker in respect of the recall of the House during adjournment.

29 Consultation with devolved administrations

- (1) Emergency regulations which relate wholly or partly to Scotland may not be made unless a senior Minister of the Crown has consulted the Scottish Ministers.
- (2) Emergency regulations which relate wholly or partly to Northern Ireland may not be made unless a senior Minister of the Crown has consulted the First Minister and deputy First Minister.
- (3) Emergency regulations which relate wholly or partly to Wales may not be made unless a senior Minister of the Crown has consulted the National Assembly for Wales.
- (4) But—
 - (a) a senior Minister of the Crown may disapply a requirement to consult if he thinks it necessary by reason of urgency, and
 - (b) a failure to satisfy a requirement to consult shall not affect the validity of regulations.

30 Procedure

- (1) Emergency regulations shall be made by statutory instrument (whether or not made by Order in Council).
- (2) Emergency regulations shall be treated for the purposes of the Human Rights Act 1998 (c. 42) as subordinate legislation and not primary legislation (whether or not they amend primary legislation).

31 Interpretation

- (1) In this Part—

“British fishery limits” has the meaning given by the Fishery Limits Act 1976 (c. 86),

“the continental shelf” means any area designated by Order in Council under section 1(7) of the Continental Shelf Act 1964 (c. 29),

“emergency” has the meaning given by section 19,

“enactment” includes –

- (a) an Act of the Scottish Parliament,
- (b) Northern Ireland legislation, and
- (c) an instrument made under an Act of the Scottish Parliament or under Northern Ireland legislation (as well as an instrument made under an Act),

“function” means any power or duty whether conferred by virtue of an enactment or otherwise,

“Part” in relation to the United Kingdom has the meaning given by subsection (2),

“public functions” means –

- (a) functions conferred or imposed by or by virtue of an enactment,
- (b) functions of Ministers of the Crown (or their departments),
- (c) functions of persons holding office under the Crown,
- (d) functions of the Scottish Ministers,
- (e) functions of the Northern Ireland Ministers or of the Northern Ireland departments, and
- (f) functions of the National Assembly for Wales,

“region” has the meaning given by subsection (2),

“senior Minister of the Crown” has the meaning given by section 20(3),

“serious delay” has the meaning given by section 20(4),

“territorial sea” means the territorial sea adjacent to, or to any Part of, the United Kingdom, construed in accordance with section 1 of the Territorial Sea Act 1987 (c. 49),

“terrorism” has the meaning given by section 1 of the Terrorism Act 2000 (c. 11), and

“war” includes armed conflict.

(2) In this Part –

(a) “Part” in relation to the United Kingdom means –

- (i) England,
- (ii) Northern Ireland,
- (iii) Scotland, and
- (iv) Wales,

(b) “region” means a region for the purposes of the Regional Development Agencies Act 1998 (c. 45), and

(c) a reference to a Part or region of the United Kingdom includes a reference to –

- (i) any part of the territorial sea that is adjacent to that Part or region,
- (ii) any part of the area within British fishery limits that is adjacent to the Part or region, and
- (iii) any part of the continental shelf that is adjacent to the Part or region.

(3) The following shall have effect for the purpose of subsection (2) –

(a) an Order in Council under section 126(2) of the Scotland Act 1998 (c. 46) (apportionment of sea areas),

- (b) an Order in Council under section 98(8) of the Northern Ireland Act 1998 (c. 47) (apportionment of sea areas), and
 - (c) an order under section 155(2) of the Government of Wales Act 1998 (c. 38) (apportionment of sea areas);
- but only if or in so far as it is expressed to apply for general or residual purposes of any of those Acts or for the purposes of this section.

PART 3

GENERAL

32 Minor and consequential amendments and repeals

- (1) Schedule 2 (minor and consequential amendments and repeals) shall have effect.
- (2) The enactments listed in Schedule 3 are hereby repealed or revoked to the extent specified.

33 Money

There shall be paid out of money provided by Parliament –

- (a) any expenditure incurred by a Minister of the Crown in connection with this Act, and
- (b) any increase attributable to this Act in the sums payable under any other enactment out of money provided by Parliament.

34 Commencement

- (1) The preceding provisions of this Act shall come into force in accordance with provision made by a Minister of the Crown by order.
- (2) But the following provisions of this Act shall come into force in accordance with provision made by the Scottish Ministers by order –
 - (a) section 1(4) in so far as it relates to the Scottish Ministers,
 - (b) sections 2(4) and (6), 3(2), 4(3) and (7), 5(2) and (5), 6(2) and (5), 8, 9(2), 11, 13(2), 14(2), 17(3) and (5), and
 - (c) a provision of section 2, 3, 4, 5, 6, 9, 13 or 17 in so far as it relates to a provision specified in paragraph (b) above.
- (3) An order under subsection (1) or (2) –
 - (a) may make provision generally or for specific purposes only,
 - (b) may make different provision for different purposes,
 - (c) may make incidental, consequential or transitional provision, and
 - (d) shall be made by statutory instrument.

35 Extent

- (1) This Act extends to –
 - (a) England and Wales,
 - (b) Scotland, and
 - (c) Northern Ireland.

- (2) But where this Act amends or repeals an enactment or a provision of an enactment, the amendment or repeal has the same extent as the enactment or provision.

36 Short title

This Act may be cited as the Civil Contingencies Act 2004.

SCHEDULES

SCHEDULE 1

Part 1

CATEGORY 1 AND 2 RESPONDERS

PART 1

CATEGORY 1 RESPONDERS: GENERAL

Local authorities

- 1 In relation to England –
 - (a) a county council,
 - (b) a district council,
 - (c) a London borough council,
 - (d) the Common Council of the City of London, and
 - (e) the Council of the Isles of Scilly.
- 2 In relation to Wales –
 - (a) a county council, and
 - (b) a county borough council.

Emergency services

- 3 (1) A chief officer of police within the meaning of section 101(1) of the Police Act 1996 (c. 16).
 - (2) The Chief Constable of the Police Service of Northern Ireland.
 - (3) The Chief Constable of the British Transport Police Force.
- 4 A fire and rescue authority within the meaning of section 1 of the Fire and Rescue Services Act 2004 (c. 21).

Health

- 5 A National Health Service trust established under section 5 of the National Health Service and Community Care Act 1990 (c. 19) if, and in so far as, it has the function of providing –
 - (a) ambulance services,
 - (b) hospital accommodation and services in relation to accidents and emergencies, or
 - (c) services in relation to public health in Wales.
- 6 An NHS foundation trust (within the meaning of section 1 of the Health and Social Care (Community Health and Standards) Act 2003 (c. 43)) if, and in so

24

Civil Contingencies Act 2004 (c. 36)
Schedule 1 – Category 1 and 2 Responders
Part 1 – Category 1 Responders: General

far as, it has the function of providing hospital accommodation and services in relation to accidents and emergencies.

- 7 A Primary Care Trust established under section 16A of the National Health Service Act 1977 (c. 49).
- 8 A Local Health Board established under section 16BA of the National Health Service Act 1977.
- 9 (1) The Health Protection Agency established by section 1 of the Health Protection Agency Act 2004 (c. 17).
- (2) Until its dissolution consequent upon the coming into force of section 1 of that Act, the Special Health Authority established under section 11 of the National Health Service Act 1977 and known as the Health Protection Agency.
- 10 A port health authority constituted under section 2(4) of the Public Health (Control of Disease) Act 1984 (c. 22).

Miscellaneous

- 11 The Environment Agency.
- 12 The Secretary of State, in so far as his functions include responding to maritime and coastal emergencies (excluding the investigation of accidents).

PART 2

CATEGORY 1 RESPONDERS: SCOTLAND

Local authorities

- 13 A council constituted under section 2 of the Local Government etc. (Scotland) Act 1994 (c. 39).

Emergency services

- 14 A chief constable of a police force maintained under the Police (Scotland) Act 1967 (c. 77).
- 15 (1) A fire authority.
- (2) In sub-paragraph (1) “fire authority” means –
- (a) a council constituted under section 2 of the Local Government etc. (Scotland) Act 1994, or
- (b) a joint board constituted under an administration scheme made by virtue of the Local Government (Scotland) Act 1973 (c. 65) or section 36 of the Fire Services Act 1947 (c. 41).
- 16 The Scottish Ambulance Service Board.

Health

- 17 A Health Board constituted under section 2 of the National Health Service (Scotland) Act 1978 (c. 29).

Miscellaneous

- 18 The Scottish Environment Protection Agency.

PART 3

CATEGORY 2 RESPONDERS: GENERAL

Utilities

- 19 (1) A person holding a licence of a kind specified in sub-paragraph (2) and granted under section 6 of the Electricity Act 1989 (c. 29).
 (2) Those licences are –
 (a) a transmission licence,
 (b) a distribution licence, and
 (c) an interconnector licence.
 (3) Expressions used in this paragraph and in the Electricity Act 1989 shall have the same meaning in this paragraph as in that Act.
- 20 (1) A person holding a licence of a kind specified in sub-paragraph (2).
 (2) Those licences are –
 (a) a licence under section 7 of the Gas Act 1986 (c. 44), and
 (b) a licence under section 7ZA of that Act.
- 21 A water undertaker or sewerage undertaker appointed under section 6 of the Water Industry Act 1991 (c. 56).
- 22 (1) A person who provides a public electronic communications network which makes telephone services available (whether for spoken communication or for the transmission of data).
 (2) In sub-paragraph (1) –
 (a) the reference to provision of a network shall be construed in accordance with section 32(4)(a) and (b) of the Communications Act 2003 (c. 21), and
 (b) “public electronic communications network” shall have the meaning given by sections 32(1) and 151(1) of that Act.

Transport

- 23 A person who holds a licence under section 8 of the Railways Act 1993 (c. 43) (operation of railway assets) in so far as the licence relates to activity in Great Britain.
- 24 A person who provides services in connection with railways in Great Britain –
 (a) without holding a licence under section 8 of that Act, but
 (b) in reliance on Council Directive 95/18/EC on the licensing of railway undertakings.
- 25 (1) Transport for London.
 (2) London Underground Limited (being a subsidiary of Transport for London).

26

Civil Contingencies Act 2004 (c. 36)
Schedule 1 – Category 1 and 2 Responders
Part 3 – Category 2 Responders: General

- 26 An airport operator, within the meaning of section 82(1) of the Airports Act 1986 (c. 31), in Great Britain.
- 27 A harbour authority, within the meaning of section 46(1) of the Aviation and Maritime Security Act 1990 (c. 31), in Great Britain.
- 28 The Secretary of State, in so far as his functions relate to matters for which he is responsible by virtue of section 1 of the Highways Act 1980 (c. 66) (highway authorities).

Health and safety

- 29 The Health and Safety Executive.

PART 4

CATEGORY 2 RESPONDERS: SCOTLAND

Utilities

- 30 (1) A person holding a licence of a kind specified in sub-paragraph (2) and granted under the Electricity Act 1989 (c. 29), in so far as the activity under the licence is undertaken in Scotland.
- (2) Those licences are –
- (a) a transmission licence,
 - (b) a distribution licence, and
 - (c) an interconnector licence.
- (3) Expressions used in this paragraph and in the Electricity Act 1989 shall have the same meaning in this paragraph as in that Act.
- 31 (1) A person holding a licence of a kind specified in sub-paragraph (2), in so far as the activity under the licence is undertaken in Scotland.
- (2) Those licences are –
- (a) a licence under section 7 of the Gas Act 1986 (c. 44), and
 - (b) a licence under section 7ZA of that Act.
- 32 Scottish Water, established by section 20 of, and Schedule 3 to, the Water Industry (Scotland) Act 2002 (asp 3).
- 33 (1) A person who provides a public electronic communications network which makes telephone services available (whether for spoken communication or for the transmission of data) in so far as the services are made available in Scotland.
- (2) In sub-paragraph (1) –
- (a) the reference to provision of a network shall be construed in accordance with section 32(4)(a) and (b) of the Communications Act 2003 (c. 21), and
 - (b) “public electronic communications network” shall have the meaning given by sections 32(1) and 151(1) of that Act.

Transport

- 34 A person who holds a licence to operate railway assets under section 8 of the Railways Act 1993 (c. 43) in so far as such operation takes place in Scotland.

Civil Contingencies Act 2004 (c. 36)
Schedule 1 – Category 1 and 2 Responders
Part 4 – Category 2 Responders: Scotland

27

- 35 A person who provides services in connection with railways –
 (a) without holding a licence under section 8 of that Act, but
 (b) in reliance on Council Directive 95/18/EC on the licensing of railway undertakings,
 in so far as such services are provided in Scotland.
- 36 An airport operator within the meaning of section 82(1) of the Airports Act 1986 (c. 31) in so far as it has responsibility for the management of an airport in Scotland.
- 37 A harbour authority, within the meaning of section 46(1) of the Aviation and Maritime Security Act 1990 (c. 31) in so far as it has functions in relation to improving, maintaining and managing a harbour in Scotland.

Health

- 38 The Common Services Agency established by section 10 of the National Health Service (Scotland) Act 1978 (c. 29).

SCHEDULE 2

Section 32

MINOR AND CONSEQUENTIAL AMENDMENTS AND REPEALS

PART 1

AMENDMENTS AND REPEALS CONSEQUENTIAL ON PART 1

Civil Defence Act 1939 (c. 31)

- 1 The Civil Defence Act 1939 shall cease to have effect.

Civil Defence Act (Northern Ireland) 1939 (c. 15 (N.I.))

- 2 The Civil Defence Act (Northern Ireland) 1939 shall cease to have effect.

Civil Defence Act 1948 (c. 5)

- 3 The Civil Defence Act 1948 shall cease to have effect.

Civil Defence Act (Northern Ireland) 1950 (c. 11 (N.I.))

- 4 The Civil Defence Act (Northern Ireland) 1950 shall cease to have effect.

Defence Contracts Act 1958 (c. 38)

- 5 In section 6(1) of the Defence Contracts Act 1958 (interpretation, &c.), in the definition of “defence materials” omit paragraph (b).

Public Expenditure and Receipts Act 1968 (c. 14)

- 6 Section 4 of the Public Expenditure and Receipts Act 1968 (compensation to civil defence employees for loss of employment, &c.) shall cease to have effect.

Local Government Act 1972 (c. 70)

- 7 In section 138 of the Local Government Act 1972 (emergency powers) –
- (a) subsection (1A) shall cease to have effect, and
 - (b) in subsection (3) for “subsections (1) and (1A) above” substitute “subsection (1) above”.

Civil Protection in Peacetime Act 1986 (c. 22)

- 8 The Civil Protection in Peacetime Act 1986 shall cease to have effect.

Road Traffic Act 1988 (c. 52)

- 9 In section 65A(5) of the Road Traffic Act 1988 (light passenger vehicles and motor cycles not to be sold without EC certificate of conformity) omit paragraph (c).

Metropolitan County Fire and Rescue Authorities

- 10 (1) The bodies established by section 26 of the Local Government Act 1985 (c. 51) and known as metropolitan county fire and civil defence authorities shall be known instead as metropolitan county fire and rescue authorities.
- (2) So far as necessary or appropriate in consequence of sub-paragraph (1), a reference in an enactment, instrument, agreement or other document to a metropolitan county fire and civil defence authority shall be treated as a reference to a metropolitan county fire and rescue authority.
- (3) In the following provisions for “(fire services, civil defence and transport)” substitute “(fire and rescue services and transport)” –
- (a) paragraph 29 of Schedule 1A to the Race Relations Act 1976 (c. 74),
 - (b) sections 21(1)(i), 39(1)(g), 67(3)(k) and 152(2)(i) of the Local Government and Housing Act 1989 (c. 42),
 - (c) section 1(10)(d) of the Local Government (Overseas Assistance) Act 1993 (c. 25),
 - (d) paragraph 19 of Schedule 1 to the Freedom of Information Act 2000 (c. 36), and
 - (e) sections 23(1)(k) and 33(1)(j) of the Local Government Act 2003 (c. 26).

PART 2

AMENDMENTS AND REPEALS CONSEQUENTIAL ON PART 2

Emergency Powers Act 1920 (c. 55)

- 11 The Emergency Powers Act 1920 shall cease to have effect.

Emergency Powers Act (Northern Ireland) 1926 (c. 8)

- 12 The Emergency Powers Act (Northern Ireland) 1926 shall cease to have effect.

Civil Contingencies Act 2004 (c. 36)
Schedule 2 – Minor and Consequential Amendments and Repeals
Part 2 – Amendments and Repeals Consequential on Part 2

29

Northern Ireland Act 1998 (c. 47)

- 13 In paragraph 14 of Schedule 3 to the Northern Ireland Act 1998 (reserved matters) for “the Emergency Powers Act (Northern Ireland) 1926” substitute “Part 2 of the Civil Contingencies Act 2004”.

PART 3

MINOR AMENDMENTS

Energy Act 1976 (c. 76)

- 14 After sections 1 to 4 of the Energy Act 1976 (powers to control production and supply of fuel, &c.) insert –

“5 Sections 1 to 4: territorial application

- (1) A power under sections 1 to 4 may be exercised in relation to anything which is wholly or partly situated in, or to activity wholly or partly in –
- (a) the United Kingdom,
 - (b) the territorial sea of the United Kingdom, or
 - (c) an area designated under the Continental Shelf Act 1964 (c. 29).
- (2) Subsection (1) is without prejudice to section 2(2)(b).”

Highways Act 1980 (c. 66)

- 15 15 (1) At the end of section 90H(2) of the Highways Act 1980 (traffic calming works regulations) add –
- “(d) provide that, in such cases or circumstances as the regulations may specify, works may be constructed or removed only with the consent of a police officer of such class as the regulations may specify.”
- (2) In section 329(1) of that Act (interpretation) for the definition of “traffic calming works” substitute –
- ““traffic calming works”, in relation to a highway, means works affecting the movement of vehicular or other traffic for the purpose of –
- (a) promoting safety (including avoiding or reducing, or reducing the likelihood of, danger connected with terrorism within the meaning of section 1 of the Terrorism Act 2000 (c. 11)), or
 - (b) preserving or improving the environment through which the highway runs;”.

Road Traffic Regulation Act 1984 (c. 27)

- 16 (1) The Road Traffic Regulation Act 1984 shall be amended as follows.

(2) In Part 2 (traffic regulation: special cases) after section 22B insert –

“22C Terrorism

- (1) An order may be made under section 1(1)(a) for the purpose of avoiding or reducing, or reducing the likelihood of, danger connected with terrorism (for which purpose the reference to persons or other traffic using the road shall be treated as including a reference to persons or property on or near the road).
- (2) An order may be made under section 1(1)(b) for the purpose of preventing or reducing damage connected with terrorism.
- (3) An order under section 6 made for a purpose mentioned in section 1(1)(a) or (b) may be made for that purpose as qualified by subsection (1) or (2) above.
- (4) An order may be made under section 14(1)(b) for a purpose relating to danger or damage connected with terrorism.
- (5) A notice may be issued under section 14(2)(b) for a purpose relating to danger or damage connected with terrorism.
- (6) In this section “terrorism” has the meaning given by section 1 of the Terrorism Act 2000 (c. 11).
- (7) In Scotland an order made, or notice issued, by virtue of this section is to be made or issued not by the traffic authority, if the traffic authority is the Scottish Ministers, but by the Secretary of State.
- (8) In Wales an order made, or notice issued, by virtue of this section may be made or issued only with the consent of the Secretary of State if the traffic authority is the National Assembly for Wales.

22D Section 22C: supplemental

- (1) An order may be made by virtue of section 22C only on the recommendation of the chief officer of police for the area to which the order relates.
- (2) The following shall not apply in relation to an order made by virtue of section 22C –
 - (a) section 3,
 - (b) section 6(5),
 - (c) the words in section 14(4) from “but” to the end,
 - (d) section 121B, and
 - (e) paragraph 13(1)(a) of Schedule 9.
- (3) Sections 92 and 94 shall apply in relation to an order under section 14 made by virtue of section 22C as they apply in relation to an order under section 1 or 6.
- (4) An order made by virtue of section 22C, or an authorisation or requirement by virtue of subsection (3) above, may authorise the undertaking of works for the purpose of, or for a purpose ancillary to, another provision of the order, authorisation or requirement.
- (5) An order made by virtue of section 22C may –

- (a) enable a constable to direct that a provision of the order shall (to such extent as the constable may specify) be commenced, suspended or revived;
- (b) confer a discretion on a constable;
- (c) make provision conferring a power on a constable in relation to the placing of structures or signs (which may, in particular, apply a provision of this Act with or without modifications)."
- (3) In section 67 (traffic signs: emergencies &c.) after subsection (1) insert –
- “(1A) In subsection (1) –
- (a) “extraordinary circumstances” includes terrorism or the prospect of terrorism within the meaning of section 1 of the Terrorism Act 2000 (c. 11), and
- (b) the reference to 7 days shall, in the application of the subsection in connection with terrorism or the prospect of terrorism, be taken as a reference to 28 days;
- but this subsection does not apply to a power under subsection (1) in so far as exercisable by a traffic officer by virtue of section 7 of the Traffic Management Act 2004 (c. 18).”
- (4) In Schedule 9 (reserve powers of Secretary of State, Scottish Ministers and National Assembly for Wales) –
- (a) in paragraph 1, after “sections 1, 6, 9,” insert “14 (in so far as the power under that section is exercisable by virtue of section 22C),”, and –
- (b) after paragraph 12 insert –
- “12A Article 2 of the Scotland Act 1998 (Transfer of Functions to the Scottish Ministers etc.) Order 1999 (SI 1999/1750) shall not apply to a provision of this Schedule in so far as it relates to the exercise of a power under this Act by virtue of section 22C.
- 12B A power conferred upon the Secretary of State by this Schedule shall, in so far as it relates to the exercise of a power under this Act by virtue of section 22C, be exercisable in relation to Wales by the National Assembly for Wales with the consent of the Secretary of State.”.

Roads (Scotland) Act 1984 (c. 66)

- 17 (1) After section 39B of the Roads (Scotland) Act 1984 (traffic calming works regulations) insert –

“39BA Prescribing of works for anti-terrorism purposes

- (1) Where –
- (a) the construction of any traffic calming works is for the purpose of avoiding or reducing, or reducing the likelihood of, danger connected with terrorism within the meaning of section 1 of the Terrorism Act 2000, and
- (b) the function of constructing those works would, but for this section, be exercisable by the Scottish Ministers,
- that function shall instead be exercisable by the Secretary of State.
- (2) The power to make regulations under section 39B of this Act –

- (a) for the purpose of, or in connection with, avoiding or reducing, or reducing the likelihood of, danger connected with terrorism within the meaning of section 1 of the Terrorism Act 2000, and
- (b) which would, but for this section, be exercisable by the Scottish Ministers,
- shall instead be exercisable by the Secretary of State.
- (3) Regulations under section 39B of this Act may, if they are made by virtue of subsection (2) above, provide that, in such circumstances as the regulations may specify, works may be constructed or removed only with the consent of a police officer of such class as the regulations may specify.”
- (2) In section 40 of that Act (interpretation of sections 36 to 39C) for the definition of “traffic calming works” substitute –
- ““traffic calming works”, in relation to a road, means works affecting the movement of vehicular or other traffic for the purpose of –
- (a) promoting safety (including avoiding or reducing, or reducing the likelihood of, danger connected with terrorism within the meaning of section 1 of the Terrorism Act 2000 (c. 11)), or
- (b) preserving or improving the environment through which the road runs.”

SCHEDULE 3

Section 32

REPEALS AND REVOCATIONS

<i>Short title and chapter</i>	<i>Repeal or revocation</i>
The Emergency Powers Act 1920 (c. 55).	The whole Act.
The Emergency Powers Act (Northern Ireland) 1926 (c. 8).	The whole Act.
The Air-Raid Precautions Act (Northern Ireland) 1938 (c. 26 (N.I.)).	The whole Act.
The Civil Defence Act 1939 (c. 31).	The whole Act.
The Civil Defence Act (Northern Ireland) 1939 (c. 15 (N.I.)).	The whole Act.
The Civil Defence Act 1948 (c. 5).	The whole Act.
The Civil Defence Act (Northern Ireland) 1950 (c. 11 (N.I.)).	The whole Act.

<i>Short title and chapter</i>	<i>Repeal or revocation</i>
The Criminal Justice Act (Northern Ireland) 1953 (c. 14 (N.I.)).	In Schedule 2, the entry relating to the Civil Defence Act (Northern Ireland) 1950.
The Civil Defence (Armed Forces) Act 1954 (c. 66).	The whole Act.
The Defence Contracts Act 1958 (c. 38).	In section 6(1), in the definition of “defence materials”, paragraph (b).
The Town and Country Planning (Scotland) Act 1959 (c. 70).	In paragraph 2 of Schedule 4, the entry relating to the Civil Defence Act 1948.
The Emergency Powers Act 1964 (c. 38).	Section 1.
The Lands Tribunal and Compensation Act (Northern Ireland) 1964 (c. 29 (N.I.)).	In Schedule 1, the entry relating to the Civil Defence Act (Northern Ireland) 1939.
The Emergency Powers (Amendment) Act (Northern Ireland) 1964 (c. 34 (N.I.)).	The whole Act.
The Police (Scotland) Act 1967 (c. 77).	In Schedule 4, the entry relating to the Civil Defence Act 1948.
The Public Expenditure and Receipts Act 1968 (c. 14).	Section 4.
The Land Charges Act 1972 (c. 61).	In Schedule 2, paragraph 1(f).
The Local Government Act 1972 (c. 70).	Section 138(1A).
The Drainage (Northern Ireland) Order 1973 (S.I. 1973/69 (N.I. 1)).	In Schedule 8, paragraphs 3 and 4.
The Statute Law (Repeals) Act 1976 (c. 16).	In Schedule 2, in Part II, the entry relating to the Civil Defence Act 1939.
The Road Traffic (Northern Ireland) Order 1981 (S.I. 1981/154 (N.I. 1)).	Article 31G(5)(c).
The Civil Aviation Act 1982 (c. 16).	In Schedule 2, paragraph 2.
The Criminal Justice Act 1982 (c. 48).	Section 41.
The Police and Criminal Evidence Act 1984 (c. 60).	In Schedule 2, the entry relating to section 2 of the Emergency Powers Act 1920.
The Fines and Penalties (Northern Ireland) Order 1984 (S.I. 1984/703 (N.I. 3)).	Article 12.
The Civil Protection in Peacetime Act 1986 (c. 22).	The whole Act.

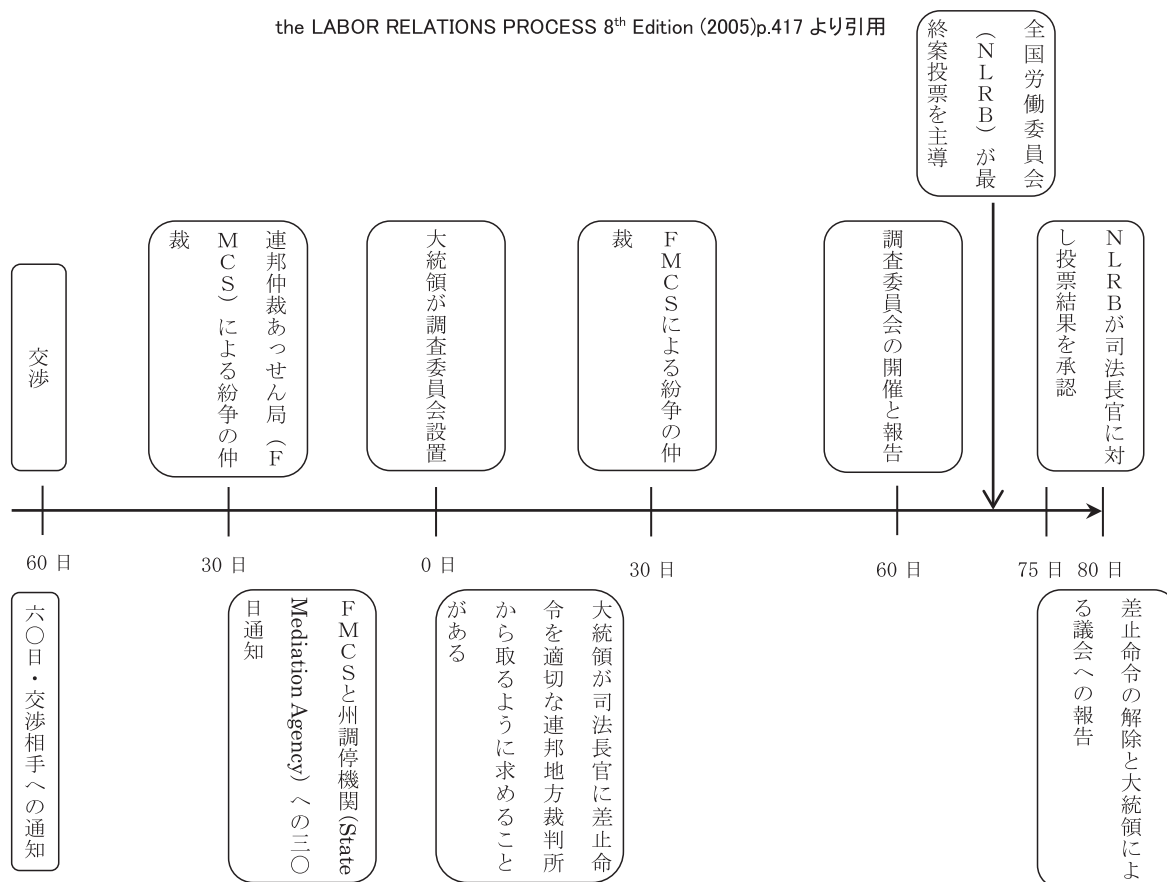
<i>Short title and chapter</i>	<i>Repeal or revocation</i>
The Road Traffic Act 1988 (c. 52).	Section 65A(5)(c).
The Water Act 1989 (c. 15).	In Schedule 25, paragraph 1(4).
The Electricity Act 1989 (c. 29).	In Schedule 16, paragraph 1(3) and paragraph 4.
The Police and Criminal Evidence (Northern Ireland) Order 1989 (S.I. 1989/1341 (N.I. 12)).	In Schedule 2, the entry relating to the Emergency Powers Act (Northern Ireland) 1926.
The Local Government Finance Act 1992 (c. 14).	In Schedule 13, paragraph 6.
The Local Government etc. (Scotland) Act 1994 (c. 39).	In Schedule 13, paragraph 24.
The Gas Act 1995 (c. 45).	In Schedule 4, paragraph 2(5).
The Police Act 1997 (c. 50).	In Schedule 9, paragraphs 2 and 17.
The Greater London Authority Act 1999 (c. 29).	Section 330.
The Transport Act 2000 (c. 38).	In Schedule 5, paragraph 3.
The Civil Defence (Grant) Act 2002 (c. 5).	The whole Act.

?Crowncopyright2004

Printed in the UK by The Stationery Office Limited
under the authority and superintendence of Carol Tullo, Controller of
Her Majesty's Stationery Office and Queen's Printer of Acts of Parliament

11/2004 992358 19585

「国家緊急事態に基づくストライキ差止手続き」

the LABOR RELATIONS PROCESS 8th Edition (2005)p.417 より引用

* 大統領が調査委員会を設置した日が、0日として起点となり、それ以降が国家緊急事態の手続きとなる。

全国労働関係法 国家緊急事態 (NATIONAL EMERGENCIES)

Sec. 206. [§ 176. Appointment of board of inquiry by President; report; contents; filing with Service] Whenever in the opinion of the President of the United States, a threatened or actual strike or lockout affecting an entire industry or a substantial part thereof engaged in trade, commerce, transportation, transmission, or communication among the several States or with foreign nations, or engaged in the production of goods for commerce, will, if permitted to occur or to continue, imperil the national health or safety, he may appoint a board of inquiry to inquire into the issues involved in the dispute and to make a written report to him within such time as he shall prescribe. Such report shall include a statement of the facts with respect to the dispute, including each party's statement of its position but shall not contain any recommendations. The President shall file a copy of such report with the Service and shall make its contents available to the public.

Sec. 207. [§ 177. Board of inquiry]

(a) [Composition] A board of inquiry shall be composed of a chairman and such other members as the President shall determine, and shall have power to sit and act in any place within the United States and to conduct such hearings either in public or in private, as it may deem necessary or proper, to ascertain the facts with respect to the causes and circumstances of the dispute.

(b) [Compensation] Members of a board of inquiry shall receive compensation at the rate of \$50 for each day actually spent by them in the work of the board, together with necessary travel and subsistence expenses.

(c) [Powers of discovery] For the purpose of any hearing or inquiry conducted by any board appointed under this title, the provisions of sections 49 and 50 of title 15, United States Code [sections 49 and 50 of title 15] (relating to the attendance of witnesses and the production of books, papers, and documents) are made applicable to the powers and duties of such board.

Sec. 208. [§ 178. Injunctions during national emergency]

(a) [Petition to district court by Attorney General on direction of President] Upon receiving a report from a board of inquiry the President may direct the Attorney General to petition any district court of the United States having jurisdiction of the parties to enjoin such strike or lockout or the continuing thereof, and if the court finds that such threatened or actual strike or lockout--

(i) affects an entire industry or a substantial part thereof engaged in trade, commerce, transportation, transmission, or communication among the several States or with foreign nations, or engaged in the production of goods for commerce; and

(ii) if permitted to occur or to continue, will imperil the national health or safety, it shall have jurisdiction to enjoin any such strike or lockout, or the continuing thereof, and to make such other orders as may be appropriate.

(b) [Inapplicability of chapter 6] In any case, the provisions of sections 101 to 115 of title 29, United States Code [chapter 6 of this title] [known as the "Norris-LaGuardia Act"] shall not be applicable.

(c) [Review of orders] The order or orders of the court shall be subject to review by the appropriate United States court of appeals and by the Supreme Court upon writ of certiorari or certification as provided in section 1254 of title 28, United States Code [section 1254 of title 28].

Sec. 209. [§ 179. Injunctions during national emergency; adjustment efforts by parties during injunction period]

(a) [Assistance of Service; acceptance of Service's proposed settlement] Whenever a district court has issued an order under section 208 [section 178 of this title] enjoining acts or practices which imperil or threaten to imperil the national health or safety, it shall be the duty of the parties to the labor dispute giving rise to such order to make every effort to adjust and settle their differences, with the assistance of the Service created by this Act [chapter]. Neither party shall be under any duty to accept, in whole or in part, any proposal of settlement made by the Service.

(b) [Reconvening of board of inquiry; report by board; contents; secret ballot of employees by National Labor Relations Board; certification of results to Attorney General] Upon the issuance of such order, the President shall reconvene the board of inquiry which has previously reported with respect to the dispute. At the end of a sixty-day period (unless the dispute has been settled by that time), the board of inquiry shall report to the President the current position of the parties and the efforts which have been made for settlement, and shall include a statement by each party of its position and a statement of the employer's last offer of settlement. The President shall make such report available to the public. The National Labor Relations Board, within the succeeding fifteen days, shall take a secret ballot of the employees of each employer involved in the dispute on the question of whether they wish to accept the final offer of settlement made by their employer, as stated by him and shall certify the results thereof to the Attorney General within five days thereafter.

Sec. 210. [§ 180. Discharge of injunction upon certification of results of election or settlement; report to Congress] Upon the certification of the results of such ballot or upon a settlement being reached, whichever happens sooner, the Attorney General shall move the court to discharge the injunction, which motion shall then be granted and the injunction discharged. When such motion is granted, the President shall submit to the Congress a full and comprehensive report of the proceedings, including the findings of the board of inquiry and the ballot taken by the National Labor Relations Board, together with such recommendations as he may see fit to make for consideration and appropriate action.

労働組合及び労働関係調整法

[施行 2014.5.20.]

[法律第 12630 号、2014.5.20,一部改正]

雇用労働部（労使関係法制課）,044-202-7612

雇用労働部HP：法令—52

第1章 総則

第1条（目的） この法律は、憲法による勤労者の団結権・団体交渉権及び団体行動権を保障し、勤労条件の維持・改善及び勤労者の経済的・社会的地位の向上を図るとともに、労働関係を公正に調整し、労働争議を予防・解決することにより、産業平和の維持及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。

第2条（定義） この法律で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

1. 「勤労者」とは、職業の種類を問わず賃金・給料その他これに対し準ずる収入によって生活する者をいう。
2. 「使用者」とは、事業主、事業の経営担当者又はその事業の勤労者に関する事項に関して事業主のために行動する者をいう。
3. 「使用者団体」とは、労働関係に関して、その構成員である使用者に対し調整し、又は規制することができる権限を有する使用者の団体をいう。
4. 「労働組合」とは、勤労者が主体となって自主的に団結し、勤労条件の維持・改善その他勤労者の経済的・社会的地位の向上を図ることを目的に組織する団体又はその連合団体をいう。ただし、次のいずれかに該当する場合には、労働組合とはみなさない。
 - イ. 使用者又は常にその利益を代表して行動する者の参加を許容する場合
 - ロ. 経費の主要な部分を使用者から援助を受ける場合
 - ハ. 共済・修養その他福利事業のみを目的とする場合
 - ニ. 勤労者でない者の加入を許容する場合。ただし、解雇された者が労働委員会に不当労働行為の救済申請をした場合には、中央労働委員会の再審判定がある時まで、勤労者でない者と解釈してはならない。
 - ホ. 主に政治運動を目的とする場合
5. 「労働争議」とは、労働組合と使用者又は使用者団体（以下「労働関係当事者」という。）との間に賃金・勤労時間・福祉・解雇その他の待遇等勤労条件の決定に関する主張の不一致によって発生した紛争状態をいう。この場合において、主張の不一致とは、当事者間に合意のための努力を継続してもこれ以上自主的交渉による合意の余地がない場合をいう。

6. 「争議行為」とは、ストライキ・怠業・職場閉鎖その他労働関係当事者がその主張を貫徹する目的で行う行為及びこれに対抗する行為であって、業務の正常な運営を阻害する行為をいう。

第3条（損害賠償請求の制限） 使用者は、この法律による団体交渉又は争議行為によって損害を被った場合に、労働組合又は勤労者に対しその賠償を請求することができない。

第4条（正当行為） 刑法第20条の規定は、労働組合が団体交渉・争議行為その他の行為であって第1条の目的を達成するために行われた正当な行為に対し適用される。ただし、いかなる場合にも、暴力及び破壊行為は、正当な行為と解釈されてはならない。

※刑法第20条とは、「正当行為は罰せず」を規定したものである。

第2章 労働組合

第1節 通則

第5条（労働組合の組織・加入） 勤労者は、自由に労働組合を組織し、又はこれに加入することができる。ただし、公務員及び教員に関しては、別に法律で定める。

第6条（法人格の取得） ①労働組合は、その規約で定めるところにより、法人とすることができる。

② 労働組合は、当該労働組合を法人にしようと思うときは、大統領令で定めるところにより、登記をしなければならない。

③ 法人である労働組合については、この法律で規定されたものを除き、民法中社団法人に関する規定を適用する。

第7条（労働組合の保護要件） ①この法律により設立された労働組合でなければ、労働委員会に労働争議の調整及び不当労働行為の救済を申し込むことはできない。

② 前項の規定は、第81条第1号・第2号及び第5号の規定による勤労者の保護を否認する趣旨に解釈されてはならない。

③ この法律により設立された労働組合でなければ、労働組合という名称を使うことはできない。

第8条（租税の免除） 労働組合に対しては、その事業体を除いて、税法で定めるところに

より租税を賦課しない。

第 9 条（差別待遇の禁止） 労働組合の組合員は、いかなる場合にも、人種、宗教、性別、年齢、身体的条件、雇用形態、政党又は身分によって差別待遇を受けない。

<改正 2008.3.28>

[題名改正 2008.3.28]

第 2 節 労働組合の設立

第 10 条（設立の申告） ①労働組合を設立しようとする者は、次の各号の事項を記載した申告書に次条の規定による規約を添えて、連合団体である労働組合及び 2 以上の特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道に係る単位労働組合は雇用労働部長官に、2 以上の市・郡・区（自治区をいう。）に係る単位労働組合は特別市長・広域市長・道知事に、その他の労働組合は特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長（自治区の区庁長をいう。以下第 12 条第 1 項で同じ。）に提出しなければならない。

<改正 1998.2.20.2006.12.30.2010.6.4.2014.5.20.>

1. 名称
 2. 主な事務所の所在地
 3. 組合員数
 4. 役員の姓名及び住所
 5. 所属する連合団体がある場合には、その名称
 6. 連合団体である労働組合にあつては、その構成労働団体の名称、組合員数、主な事務所の所在地及び役員の姓名・住所
- ② 前項の規定による連合団体である労働組合は、同種産業の単位労働組合を構成員とする産業別連合団体及び産業別連合団体又は全国規模の産業別単位労働組合を構成員とする総連合団体をいう。

第 11 条（規約） 労働組合は、その組織の自主的・民主的運営を保障するために、当該労働組合の規約に次の各号の事項を記載しなければならない。 <改正 2006.12.30>

1. 名称
2. 目的及び事業
3. 主な事務所の所在地
4. 組合員に関する事項（連合団体である労働組合にあつては、その構成団体に関する事項）
5. 所属する連合団体がある場合には、その名称

6. 代議員会を置く場合には、代議員会に関する事項
7. 会議に関する事項
8. 代表者及び役員に関する事項
9. 組合費その他会計に関する事項
10. 規約変更に関する事項
11. 解散に関する事項
12. 争議行為に関連した賛否投票結果の公開、投票者名簿及び投票用紙等の保存・閲覧に関する事項
13. 代表者及び役員の規約違反に対する弾劾に関する事項
14. 役員及び代議員の選挙手続きに関する事項
15. 規律と統制に関する事項

第12条（申告証の交付）①雇用労働部長官、特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事・特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長（以下「行政官庁」という。）は、第10条第1項の規定による設立申告書を受け付けたときは、次項前段及び第3項の場合を除き、3日以内に申告証を交付しなければならない。

<改正 1998.2.20,2006.12.30,2010.6.4,2014.5.20.>

- ② 行政官庁は、設立申告書又は規約が記載事項の脱落等により補完が必要な場合には、大統領令で定めるところにより、20日以内の期間を定めて補完を求めなければならない。この場合において、補完された設立申告書又は規約を受け付けたときには、3日以内に申告証を交付しなければならない。 <改正 1998.2.20>
- ③ 行政官庁は、設立しようとする労働組合が次の各号の1に該当する場合には、設立申告書を返還しなければならない。 <改正 1998.2.20>
 1. 第2条第4号カからマまでのいずれかに該当する場合
 2. 前項の規定により補完を求めたにもかかわらず、その期間内に補完がされない場合
- ④ 労働組合が申告証を交付された場合には、設立申告書を受け付けられた時に設立されたものとみなす。

第13条（変更事項の申告等）①労働組合は、第10条第1項の規定により設立申告された事項中次の各号の1に該当する事項に変更があったときは、その日から30日以内に行政官庁に変更申告をしなければならない。 <改正 1998.2.20,2001.3.28>

1. 名称
2. 主な事務所の所在地
3. 代表者の姓名
4. 所属する連合団体の名称

- ② 労働組合は、毎年1月31日までに、次の各号の事項を行政官庁に通知しなければならない。ただし、前項の規定により前年度に変更申告された事項は、この限りでない。

<改正 1998.2.20,2001.3.28>

1. 前年度に規約の変更があった場合には、変更された規約の内容
2. 前年度に役員の変更があった場合には、変更された役員の姓名
3. 前年度12月31日現在の組合員数（連合団体である労働組合にあっては、構成団体別組合員数）

第3節 労働組合の管理

第14条（書類の備置等） ①労働組合は、組合設立日から30日以内に、次の各号の書類を作成し、その主な事務所に備えつけなければならない。

1. 組合員名簿（連合団体である労働組合にあっては、その構成団体の名称）
2. 規約
3. 役員の姓名・住所録
4. 会議録
5. 財政に関する帳簿及び書類

② 前項第4号及び第5号の書類は、3年間保存しなければならない。

第15条（総会の開催） ①労働組合は、毎年1回以上総会を開催しなければならない。

② 労働組合の代表者は、総会の議長となる。

第16条（総会の議決事項） ①次の各号の事項は、総会の議決を経なければならない。

1. 規約の制定及び変更に関する事項
2. 役員の選挙及び解任に関する事項
3. 団体協約に関する事項
4. 予算・決算に関する事項
5. 基金の設置・管理又は処分に関する事項
6. 連合団体の設立・加入又は脱退に関する事項
7. 合併・分割又は解散に関する事項
8. 組織形態の変更に関する事項
9. その他重要な事項

② 総会は、在籍組合員の過半数の出席及び出席組合員過半数の賛成で議決する。ただし、規約の制定・変更、役員解任、合併・分割・解散及び組織形態の変更に関する事項は、在籍組合員過半数の出席及び出席組合員3分の2以上の賛成がなければならない。

- ③ 役員選挙において出席組合員過半数の賛成を得た者がいない場合には、前項本文の規定にかかわらず、規約で定めるところにより、決選投票を実施し、多数の賛成を得た者を役員に選出することができる。
- ④ 規約の制定・変更及び役員選挙・解任に関する事項は、組合員の直接・秘密・無記名投票によらなければならない。

第 17 条（代議員会） ①労働組合は、規約で総会に代えて代議員会を置くことができる。

- ② 代議員は、組合員の直接・秘密・無記名投票によって選出されなければならない。
- ③ 代議員の任期は、規約で定めるものとし、3年を超過できない。
- ④ 代議員会を置いたときは、総会に関する規定は、代議員会にこれを準用する。

第 18 条（臨時総会等の招集） ①労働組合の代表者は、必要であると認めるときは、臨時総会又は臨時代議員会を招集することができる。

- ② 労働組合の代表者は、組合員又は代議員の3分の1以上（連合団体である労働組合にあってはその構成団体の3分の1以上）が会議に付議する事項を提示して会議の招集を要求したときには、遅滞なく臨時総会又は臨時代議員会を招集しなければならない。
- ③ 行政官庁は、労働組合の代表者が前項の規定による会議の招集を故意に忌避し、又はこれを懈怠し、組合員又は代議員の3分の1以上が招集権者の指名を要求したときには、15日以内に労働委員会の議決を要請し、労働委員会の議決があったときには遅滞なく会議の招集権者を指名しなければならない。 <改正 1998.2.20>
- ④ 行政官庁は、労働組合に総会又は代議員会の招集権者がいない場合に、組合員又は代議員の3分の1以上が会議に付議する事項を提示して招集権者の指名を要求したときには、15日以内に会議の招集権者を指名しなければならない。 <改正 1998.2.20>

第 19 条（招集の手続き） 総会又は代議員会は、会議開催日の7日前までに、その会議に付議する事項を公告し、規約に定めた方法によって招集しなければならない。ただし、労働組合が同じ事業場内の勤労者で構成されている場合には、その規約で公告期間を短縮することができる。

第 20 条（表決権の特例） 労働組合が特定の組合員に関する事項を議決する場合には、その組合員には表決権がない。

第 21 条（規約及び決議処分は是正） ①行政官庁は、労働組合の規約が労働関係法令に違反している場合には、労働委員会の議決を得て、その是正を命じることができる。

<改正 1998.2.20>

- ② 行政官庁は、労働組合の決議又は処分が労働関係法令又は規約に違反すると認める場合は、労働委員会の議決を得て、その是正を命じることができる。ただし、規約違反のときの是正命令は、利害関係者の申請がある場合に限る。 <改正 1998.2.20>
- ③前2項の規定により是正命令を受けた労働組合は、30日以内にこれを履行しなければならない。ただし、正当な理由がある場合には、その期間を延長することができる。

第22条（組合員の権利と義務） 労働組合の組合員は、均等にその労働組合のすべての問題に参加する権利及び義務を有する。ただし、労働組合は、その規約で組合費を納付しない組合員の権利を制限することができる。

- 第23条（役員の選挙等）** ①労働組合の役員は、その組合員の中から選出されなければならない。
- ② 役員の任期は、規約で定めるものとし、3年を超過できない。

第24条（労働組合の選任者） ①勤労者は、団体協約で定め、又は使用者の同意がある場合には、勤労契約所定の勤労を提供せずに労働組合の業務にのみ従事することができる。

- ② 前項の規定により労働組合の業務にのみ従事する者（以下「選任者」という。）は、その専任期間の間、使用者からいかなる給与も支給されてはならない。
- ③ 使用者は、選任者の正当な労働組合活動を制限してはならない。 <新設 2010.1.1>
- ④ 第2項にかかわらず、団体協約で定め、又は使用者が同意する場合には、事業又は事業場別の組合員数等を考慮し、次条により決定された勤労時間免除限度（以下「勤労時間免除限度」という。）を超過しない範囲で、勤労者は、賃金の損失なしで使用者との協議・交渉、苦情処理、産業安全活動等この法律又は他の法律で定める業務及び健全な労使関係発展のための労働組合の維持・管理業務を遂行することができる。

<新設 2010.1.1>

- ⑤ 労働組合は、第2項及び前項に違反する給与の支給を要求し、これを貫徹する目的で争議行為をしてはならない。 <新設 2010.1.1>

第24条の2（勤労時間免除審議委員会） ①勤労時間免除限度を定めるために、勤労時間免除審議委員会（以下この条において「委員会」という。）を雇用労働部に置く。

<改正 2010.6.4>

- ② 勤労時間免除限度は、委員会が審議・議決したところにより、雇用労働部長官が告示するものとし、3年ごとにその適正性の可否を再審議して定めることができる。

<改正 2010.6.4>

- ③ 委員会は、労働界及び経営界が推薦する委員各5人、政府が推薦する公益委員5人で構

成される。

- ④ 委員長は、公益委員のうちから委員会が選出する。
- ⑤ 委員会は、在籍委員過半数の出席及び出席委員過半数の賛成で議決する。
- ⑥ 委員の資格、委嘱及び委員会の運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2010.1.1]

- 第 25 条（会計監査）** ①労働組合の代表者は、その会計監査員院により 6 月に 1 回以上当該労働組合のすべての財源及び用途、主要な寄付者の姓名、現在の経理状況等に関する会計監査を実施することとし、その内容及び監査結果を全組合員に公開しなければならない。
- ② 労働組合の会計監査員は、必要であると認める場合には、当該労働組合の会計監査を実施し、その結果を公開することができる。

第 26 条（運営状況の公開） 労働組合の代表者は、会計年度ごとに決算結果及び運営状況を公表しなければならない。組合員の要求があったときには、これを閲覧できるようにしなければならない。

第 27 条（資料の提出） 労働組合は、行政官庁が求める場合には、決算結果と運営状況を報告しなければならない。 <改正 1998.2.20>

第 4 節 労働組合の解散

第 28 条（解散理由） ①労働組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、解散する。
<改正 1998.2.20>

1. 規約で定めた解散理由が発生した場合
 2. 合併又は分割により消滅した場合
 3. 総会又は代議員会の解散決議があった場合
 4. 労働組合の役員がおらず、労働組合としての活動を 1 年以上行っていないものと認められる場合であって、行政官庁が労働委員会の議決を得た場合
- ② 前項第 1 号から第 3 号までの理由により労働組合が解散したときは、その代表者は、解散した日から 15 日以内に行政官庁にこれを申告しなければならない。

<改正 1998.2.20>

第 3 章 団体交渉及び団体協約

第 29 条（交渉及び締結権限） ①労働組合の代表者は、その労働組合又は組合員のために使用

者及び使用者団体と交渉して団体協約を締結する権限を有する。

- ② 次条により決定された交渉代表労働組合（以下「交渉代表労働組合」という。）の代表者は、交渉を要求したすべての労働組合又は組合員のために、使用者と交渉して団体協約を締結する権限を有する。 <新設 2010.1.1>
- ③ 労働組合及び使用者又は使用者団体から交渉又は団体協約の締結に関する権限を委任された者は、その労働組合及び使用者又は使用者団体のために、委任された範囲内でその権限を行使することができる。 <改正 2010.1>
- ④ 労働組合及び使用者又は使用者団体は、前項により交渉又は団体協約の締結に関する権限を委任したときは、その事実を相手方に通知しなければならない。

<改正 2010.1.1>

第 29 条の 2（交渉窓口単一化手続き） ①一つの事業又は事業場において、組織形態に関係なく、勤労者が設立し、又は加入している労働組合が 2 個以上ある場合に、労働組合は、交渉代表労働組合（2 個以上の労働組合の組合員を構成員にする交渉代表機構を含む。以下同じ。）を決めて交渉を要求しなければならない。ただし、次項により交渉代表労働組合を自律的に決定する期限内に、使用者がこの条で定める交渉窓口単一化手続きを踏まないことに同意した場合には、この限りでない。

- ② 交渉代表労働組合の決定手続き（以下「交渉窓口単一化手続き」という。）に参加したすべての労働組合は、大統領令で定める期限内に、自律的に交渉代表労働組合を決定する。
- ③ 前項による期限内に交渉代表労働組合を決定することができず、かつ、第 1 項ただし書きによる使用者の同意を得ることが出来なかった場合は、交渉窓口単一化手続きに参加した労働組合の全組合員の過半数で組織された労働組合（2 個以上の労働組合が委任又は連合等の方法によって交渉窓口単一化手続きに参加した労働組合の全組合員の過半数となる場合を含む。）が交渉代表労働組合になる。
- ④ 前 2 項により交渉代表労働組合を決めることが出来なかった場合は、交渉窓口単一化手続きに参加したすべての労働組合は、共同で交渉代表団（以下この条において「共同交渉代表団」という。）を構成して使用者と交渉しなければならない。この場合において、共同交渉代表団に参加できる労働組合は、その組合員数が交渉窓口単一化手続きに参加した労働組合の全組合員の 100 分の 10 以上である労働組合とする。
- ⑤ 前項による共同交渉代表団の構成に合意できない場合には、労働委員会は、当該労働組合の申請により、組合員比率を考慮してこれを定めることができる。
- ⑥ 第 1 項から第 4 項までの規定により交渉代表労働組合を決める場合において、交渉要求事実、組合員数等に関する異議があるときは、労働委員会は、大統領令で定めるところにより、労働組合の申請を受けてその異議に関する決定をすることができる。
- ⑦ 第 5 項及び前項による労働委員会の決定に対する不服手続き及び効力は、第 69 条及び

第70条第2項を準用する。

- ⑧ 労働組合の交渉要求・参加方法、交渉代表労働組合決定のための組合員数算定基準等交渉窓口単一化手続き及び交渉費用増加防止等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2010.1.1]

第29条の3(交渉単位決定) ①前条により交渉代表労働組合を決めなければならない単位(以下「交渉単位」という。)は、一つの事業又は事業場とする。

- ② 前項にもかかわらず、一つの事業又は事業場における顕著な勤労条件の差、雇用形態、交渉慣行等を考慮して交渉単位を分離する必要があると認められる場合は、労働委員会は、労働関係当事者の両方又はいずれか一方の申請を受けて、交渉単位を分離する決定をすることができる。
- ③ 前項による労働委員会の決定に対する不服手続き及び効力は、第69条及び第70条第2項を準用する。
- ④ 交渉単位分離申請及び労働委員会の決定基準・手続き等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2010.1.1]

第29条の4(公正代表義務等) ①交渉代表労働組合及び使用者は、交渉窓口単一化手続きに参加した労働組合又はその組合員の間で、合理的理由なく差別をしてはならない。

- ② 労働組合は、交渉代表労働組合及び使用者が前項に違反して差別した場合は、その行為があった日(団体協約の内容の一部又は全部が同項に違反する場合にあっては、団体協約締結日をいう。)から3ヶ月以内に、大統領令で定める方法及び手続きにより、労働委員会にその是正を要請することができる。
- ③ 労働委員会は前項による申請に関し、合理的理由なく差別したものと認めたときは、その是正に必要な命令をしなければならない。
- ④ 前項による労働委員会の命令又は決定に対する不服手続き等に関しては、第85条及び第86条を準用する。

第29条の5(その他の交渉窓口単一化関連事項) 交渉代表労働組合がある場合には、第2条第5号、第29条第3項・第4項、第30条、第37条第2項、第38条第3項、第42条の6第1項、第44条第2項、第46条第1項、第55条第3項、第72条第3項及び第81条第3号中「労働組合」とあるのは「交渉代表労働組合」とみなす。

[本条新設 2010.1.1]

第30条(交渉等の原則) ①労働組合及び使用者又は使用者団体は、信義に基づき誠実に交渉

し、団体協約を締結しなければならず、その権限を乱用してはならない。

- ② 労働組合及び使用者又は使用者団体は、正当な理由なく交渉又は団体協約の締結を拒否し、又は懈怠してはならない。

第 31 条（団体協約の作成） ① 団体協約は、書面で作成し、当事者双方が署名又は捺印しなければならない。 <改正 2006.12.30>

- ② 団体協約の当事者は、団体協約の締結日から 15 日以内にこれを行政官庁に申告しなければならない。 <改正 1998.2.20>

- ③ 行政官庁は、団体協約中違法な内容がある場合には、労働委員会の議決を得て、その是正を命じることができる。 <改正 1998.2.20>

第 32 条（団体協約の有効期間） ① 団体協約には、2 年を超過する有効期間を定めることはできない。

- ② 団体協約にその有効期間を定めない場合又は前項の期間を超過する有効期間を定めた場合は、その有効期間は 2 年とする。

- ③ 団体協約の有効期間が満了する時を前後して当事者双方が新しい団体協約を締結しようとして団体交渉を継続したにもかかわらず新しい団体協約が締結されない場合は、別途の約定がある場合を除き、従前の団体協約は、その効力満了日から 3 月まで引き続き効力を有する。ただし、団体協約に、その有効期間が経過した後に新しい団体協約が締結されないときは、新しい団体協約が締結される時まで従前の団体協約の効力を存続させる旨の別途の約定がある場合にはそれによることとし、当事者の一方は、解約しようと思う日の 6 月前までに相手方に通告することにより、従前の団体協約を解約することができる。

<改正 1998.2.20>

第 33 条（基準の効力） ① 団体協約に定めた勤労条件その他勤労者の待遇に関する基準に違反する就業規則又は勤労契約の部分は、無効とする。

- ② 勤労契約に規定されていない事項又は前項の規定により無効になった部分は、団体協約に定めた基準による。

第 34 条（団体協約の解釈） ① 団体協約の解釈又は履行方法に関し、関係当事者間に意見の不一致があるときは、当事者双方又は団体協約で定めるところによりいずれか一方が、労働委員会にその解釈又は履行方法に関する見解の提示を要請することができる。

- ② 労働委員会は、前項の規定による要請を受けたときは、その日から 30 日以内に明確な見解を提示しなければならない。

- ③ 前項の規定により労働委員会が提示した解釈又は履行方法に関する見解は、仲裁裁定と

同じ効力を有する。

第 35 条（一般的拘束力） 一つの事業又は事業場に常時使用される同種の勤労者の半数以上が一つの団体協約の適用を受けることになったときは、当該事業又は事業場に使用される他の同種の勤労者に対しても当該団体協約が適用される。

第 36 条（地域的拘束力） ①一つの地域において従業する同種の勤労者の 3 分の 2 以上が一つの団体協約の適用を受けることになったときは、行政官庁は、当該団体協約の当事者の双方又は一方の申請により、又はその職権で、労働委員会の議決を得て、当該地域において従業する他の同種の勤労者及びその使用者に対しても当該団体協約を適用することを決定することができる。 <改正 1998.2.20>

② 行政官庁が前項の規定による決定をしたときは、遅滞なくこれを公告しなければならない。 <改正 1998.2.20>

第 4 章 争議行為

第 37 条（争議行為の基本原則） ①争議行為は、その目的・方法及び手続きにおいて法令その他社会秩序に違反してはならない。

② 組合員は、労働組合によって主に導かれない争議行為をしてはならない。

第 38 条（労働組合の指導及び責任） ①争議行為は、その争議行為と関係ない者又は勤労を提供しようとする者の出入り・操業その他正常な業務を妨害する方法により行われてはならず、争議行為への参加を訴え、又は説得する行為として暴行・脅迫を用いてはならない。

② 作業施設の損傷並びに原料・製品の変質又は腐敗を防止するための作業は、争議行為期間中においても、正常に実行されなければならない。

③ 労働組合は、争議行為が適法に実行されるように指導・管理・統制する責任を有する。

第 39 条（勤労者の拘束制限） 勤労者は、争議行為期間中は、現行犯の外には、この法律の違反を理由として拘束されない。

第 40 条 削除<2006.12.30>

第 41 条（争議行為の制限と禁止） ①労働組合の争議行為は、その組合員の直接・秘密・無記名投票による組合員の過半数の賛成により決定しなければ、これを行うことはできない。第 29 条の 2 により交渉代表労働組合が決定されている場合は、その手続きに参加した労

働組合の全体組合員（当該事業又は事業場に所属する組合員に限る。）の直接・秘密・無記名投票による過半数の賛成により決定しなければ、争議行為をできない。

<改正 2010.1.1>

- ② 「防衛事業法」により指定された主要防衛産業関連企業に従事する勤労者であって、電力、用水及び主に防衛産業物資を生産する業務に従事する者は争議行為をできない。主に防衛産業物資を生産する業務に従事する者の範囲は、大統領令で定める。

<改正 2006.1.2>

※大統領令（施行令）

第 20 条（防衛産業物資生産業務従事者の範囲） 法第 41 条第 2 項の「主に防衛産業物資を生産する業務に従事する者」とは、防衛産業物資の完成に必要な製造・加工・組立・整備・再生・改良・性能検査・熱処理・塗装・ガス取扱い等の業務に従事する者をいう。

第 42 条（暴力行為等の禁止）①争議行為は、暴力若しくは破壊行為又は生産その他主要業務に関連する施設及びこれに準ずる施設として大統領令で定める施設を占拠する形態で、これを行うことはできない。

② 事業場の安全保護施設に関し、正常な維持・運営を停止・廃止又は妨害する行為は、争議行為としてこれを行うことはできない。

③ 行政官庁は、争議行為が前項の行為に該当すると認められる場合は、労働委員会の議決を得て、その行為を中止するよう通知しなければならない。ただし、事態が急で差し迫り、労働委員会の議決を得る時間的余裕がないときは、その議決を得ずに直ちにその行為を中止するよう通知することができる。 <改正 1998.2.20,2006.12.30>

④ 前項ただし書きの場合において、行政官庁は、遅滞なく労働委員会の事後承認を得なければならない。その承認を得られないときは、その通知はその時から効力を喪失する。

<改正 1998.2.20,2006.12.30>

第 42 条の 2（必須維持業務に関する争議行為の制限）①この法律で「必須維持業務」とは、第 71 条第 2 項の規定による必須共益事業の業務のうちでその業務が停止し、又は廃止された場合には、公衆の生命・健康若しくは身体の安全又は公衆の日常生活を著しく危険にする業務として大統領令で定める業務をいう。

② 必須維持業務の正当な維持・運営を停止・廃止又は妨害する行為は、争議行為としてこれを行うことはできない。

[本条新設 2006.12.30]

※第 2 項の「公衆の生命・健康若しくは身体の安全又は公衆の日常生活を著しく危険にする業務」は大統

領令（施行令）の別表 1 に掲示されており、鉄道、航空、水道、電力、ガス、石油、病院、血液供給、韓国銀行、通信などの関係業務が定められている。（本法第 71 条第 2 項参照）

第 42 条の 3（必須維持業務協定） 労働関係当事者は、争議行為期間の間における必須維持業務の正当な維持・運営のために、必須維持業務の必要最小限の維持・運営水準、対象職務及び必要人員等を定めた協定（以下「必須維持業務協定」という。）を書面により締結しなければならない。この場合、必須維持業務協定には、労働関係当事者双方が署名又は捺印しなければならない。

[本条新設 2006.12.30]

第 42 条の 4（必須維持業務の維持・運営水準等の決定） ①労働関係当事者双方又はいずれか一方は、必須維持業務協定が締結されないときは、労働委員会に必須維持業務の必要最小限の維持・運営水準、対象職務及び必要人員等の決定を申し込まなければならない。

② 前項の規定による申請を受けた労働委員会は、事業又は事業場別の必須維持業務の特性及び内容等を考慮し、必須維持業務の必要最小限の維持・運営水準、対象職務及び必要人員等を定めることができる。

③ 前項の規定による労働委員会の決定は、第 72 条の規定による特別調停委員会が担当する。

④ 第 2 項の規定による労働委員会の決定に関する解釈又は履行方法に関し、関係当事者間で意見が一致しない場合は、特別調停委員会の解釈に従う。この場合において、特別調停委員会の解釈は、第 2 項の規定による労働委員会の決定と同じ効力を有する。

⑤ 第 2 項の規定による労働委員会の決定に関する不服手続き及び効力に関しては、第 69 条及び第 70 条第 2 項の規定を準用する。

[本条新設 2006.12.30]

第 42 条の 5（労働委員会の決定に伴う争議行為） 前条第 2 項の規定により労働委員会の決定があった場合において、その決定により争議行為をしたときは、必須維持業務を正当に維持・運営しながら争議行為をしたものとみなす。

[本条新設 2006.12.30]

第 42 条の 6（必須維持業務勤務勤労者の指名） ①労働組合は、必須維持業務協定が締結され、又は第 42 条の 4 第 2 項の規定による労働委員会の決定があった場合は、使用者に対し、必須維持業務に勤務する組合員のうちで争議行為期間の間において従事しなければならない組合員を通知しなければならない。ただし、使用者は、これに伴い勤労者を指名し、これを労働組合及びその勤労者に通知しなければならない。ただし、労働組合が争議行為開始前までこれを通知

しない場合は、使用者が必須維持業務に従事しなければならない勤労者を指名し、これを労働組合及びその勤労者に通知しなければならない。

<改正 2010.1.1>

② 前項による通知・指名に際し、労働組合及び使用者は、必須維持業務に従事する勤労者が所属する労働組合が複数以上ある場合は、各労働組合の当該必須維持業務に従事する組合員比率を考慮しなければならない。 <新設 2010.1.1>

[本条新設 2006.12.30]

第 43 条（使用者の採用制限） ①使用者は、争議行為期間中、その争議行為で中断された業務の遂行のために、当該事業と関係のない者を採用し、又はこれに代えることはできない。

② 使用者は、争議行為期間中、その争議行為で中断された業務を請負又は下請けに出してはならない。

③ 前 2 項の規定は、必須共益事業の使用者が、争議行為期間中に限り、当該事業と関係のない者を採用し、若しくはこれに代え、又はその業務を請負若しくは下請けに出す場合は、適用しない。 <新設 2006.12.30>

④ 前項の場合において、使用者は、当該事業又は事業場におけるストライキ参加者の 100 分の 50 を超過しない範囲内で、採用し、若しくは代え、又は請負若しくは下請けに出すことができる。この場合ストライキ参加者数の算定方法等は、大統領令で定める。

<新設 2006.12.30>

第 44 条（争議行為期間中の賃金支給要求の禁止） ①使用者は、争議行為に参加し、勤労を提供しない勤労者に対しては、その期間中の賃金を支給する義務を有しない。

② 労働組合は、争議行為期間に対する賃金の支給を要求し、これを貫徹する目的で争議行為をしてはならない。

第 45 条（調整の前置） ①労働関係当事者は、労働争議が発生したときは、いずれか一方がこれを相手方に書面で通知しなければならない。

② 争議行為は、第 5 章第 2 節から第 4 節までの規定による調整手続き（第 61 条の 2 の規定による調整終了決定後の調整手続きを除く。）を経なければ、これを行うことはできない。ただし、第 54 条の規定による期間内に調整が終了せず、又は第 63 条の規定による期間内に仲裁裁定が成り立たなかった場合には、この限りでない。

<改正 2006.12.30>

第 46 条（職場閉鎖の要件） ①使用者は、労働組合が争議行為を開始した以後にのみ、職場閉鎖ができる。

② 使用者は、真項の規定による職場閉鎖をする場合には、あらかじめ行政官庁及び労働委員会にそれぞれ申告しなければならない。 <改正 1998.2.20>

第5章 労働争議の調整

第1節 通則

第47条（自主的調整の努力） この争議に関する規定は、労働関係当事者が直接労使協議又は団体交渉によって勤労条件その他労働関係に関する事項を定め、又は労働関係に関する主張の不一致を調整し、これに関し必要な努力をすることを妨げない。

第48条（当事者の責務） 労働関係当事者は、団体協約において労働関係の適正化のための労使協議その他団体交渉の手続き及び方式を規定し、労働争議が発生したときは、これを自主的に解決するように努力しなければならない。

第49条（国家等の責務） 国家及び地方自治体は、労働関係当事者間の労働関係に関する主張が一致しない場合において、労働関係当事者がこれを自主的に調整できるように助力することにより、争議行為をできるだけ予防し、労働争議の迅速・公正な解決に努力しなければならない。

第50条（迅速な処理） この法律により労働関係の調整をする場合は、労働関係当事者及び労働委員会その他関係機関は、事件を迅速に処理するように努力しなければならない。

第51条（公益事業等の優先的取り扱い） 国家・地方自治体・国営企業体・防衛産業関連企業及び公益事業における労働争議の調整は、優先的に取り扱い、迅速に処理しなければならない。

第52条（私的調停・仲裁） ①次節及び第3節の規定は、労働関係当事者が双方の合意又は団体協約で定めるところにより、それぞれ他の調停又は仲裁方法（以下この条において「私的調停等」という。）によって労働争議を解決するのを妨げない。

<改正 2006.12.30>

② 労働関係当事者は、前項の規定により労働争議を解決することにしたときは、これを労働委員会に申告しなければならない。

③ 第1項の規定により労働争議を解決することにしたときは、次の各号の規定が適用される。

1. 調停によって解決することにしたときは、第 45 条第 2 項及び第 54 条の規定。この場合にあつては、調停期間は、調停を開始した日から起算する。
2. 仲裁によって解決することにしたときは、第 63 条の規定。この場合にあつては、争議行為の禁止期間は、仲裁を開始した日から起算する。
- ④ 第 1 項の規定により調整又は仲裁が成立した場合は、その内容は、団体協約と同じ効力を有する。
- ⑤ 私的調停等を遂行する者は、「労働委員会法」第 8 条第 2 項第 2 号各モクの資格を有する者とする。この場合、私的調停等を行う者は、労働関係当事者から手数料、手当及び旅費等を受けることができる。 <新設 2006.12.30>

第 2 節 調停

第 53 条（調停の開始） ①労働委員会は、関係当事者の一方が労働争議の調停を申し込んだときは、遅滞なく調停を開始しなければならない。関係当事者双方は、これに誠実に臨まなければならない。

② 労働委員会は、前項の規定による調停申請以前においても、円滑な調整のために交渉を斡旋する等関係当事者の自主的な紛争解決を支援することができる。

<新設 2006.12.30>

第 54 条（調停期間） ①調停は、前条の規定による調停の申請があつた日から、一般事業については 10 日、公益事業については 15 日以内に終了しなければならない。

② 前項の規定による調停期間は、関係当事者間の合意により、一般事業については 10 日、公益事業については 15 日以内で延長することができる。

第 55 条（調停委員会の構成） ①労働争議の調停のために、労働委員会に調停委員会を置く。

② 前項の規定による調停委員会は、調停委員 3 人で構成する。

③ 前項の規定による調停委員は、当該労働委員会の委員で、使用者を代表する者、勤労者を代表する者及び公益を代表する者各 1 名をその労働委員会の委員長が指名するものとし、勤労者を代表する調停委員は使用者が、使用者を代表する調停委員は労働組合が、それぞれ推薦する労働委員会委員の中から指名しなければならない。ただし、調停委員会の会議 3 日前までに、関係当事者が推薦する委員の名簿の提出がないときは、当該委員を委員長が別に指名することができる。

④ 労働委員会の委員長は、勤労者を代表する委員又は使用者を代表する委員の不参加等により前項の規定による調停委員会の構成が難しい場合は、労働委員会の公益を代表する委員のうちから 3 人を調停委員に指名することができる。ただし、関係当事者双方の合意により

選定した労働委員会の委員がいる場合は、その委員を調停委員に指名する。

<新設 2006.12.30>

第 56 条（調停委員会の委員長） ①調停委員会に委員長を置く。

② 委員長は、公益を代表する調停委員をあてる。ただし、前条第 4 項の規定による調停委員会の委員長は、調停委員のうちで互選する。 <改正 2006.12.30>

第 57 条（単独調停） ①労働委員会は、関係当事者双方の申請があり、又は関係当事者双方の同意を得た場合は、調停委員会に代えて、単独調停人に調停を行うこととすることができる。

② 前項の規定による単独調停人は、当該労働委員会の委員で関係当事者の双方の合意により選定された者を、その労働委員会の委員長が指名する。

第 58 条（主張の確認等） 調停委員会又は単独調停人は、期日を定め、関係当事者双方の出席を求め、主張の要点を確認しなければならない。

第 59 条（出席禁止） 調停委員会の委員長又は単独調停人は、関係当事者と参考人外の者の出席を禁止することができる。

第 60 条（調停案の作成） ①調停委員会又は単独調停人は、調停案を作成し、これを関係当事者に提示してその受諾を勧告するとともに、その調停案に理由を付して公表することができ、必要があるときは、新聞又は放送による報道等の協力を要請することができる。

② 調停委員会又は単独調停人は、関係当事者が受諾を拒否してこれ以上調停が成立する余地がないと判断される場合は、調停の終了を決め、これを関係当事者双方に通知しなければならない。

③ 第 1 項の規定による調停案が関係当事者の双方によって受諾された後、その解釈又は履行方法について関係当事者間に意見の不一致があるときは、関係当事者は、当該調停委員会又は単独調停人にその解釈又は履行方法に関する明確な見解の提示を要請しなければならない。

④ 調停委員会又は単独調停人は、前項の規定による要請を受けたときは、その要請を受けた日から 7 日以内に明確な見解を提示しなければならない。

⑤ 第 3 項又は前項の解釈又は履行方法に関する見解が提示されるときまでは、関係当事者は当該調停案の解釈又は履行に関して争議行為を行うことができない。

第 61 条（調停の効力） ①前条第 1 項の規定による調停案が関係当事者によって受諾されたときは、調停委員会又は単独調停人は、調停書を作成し、関係当事者ととも署名又は捺印

しなければならない。 <改正 2006.12.30>

- ② 調停書の内容は、団体協約と同じ効力を有する。
- ③ 前条第4項の規定による調停委員会又は単独調停人が提示した解釈又は履行方法に関する見解は、仲裁裁定と同じ効力を有する。

第61条の2（調停終了決定後の調停） ①労働委員会は第60条第2項の規定による調停の終了が決定された後も、労働争議の解決のために調停ができる。

- ② 前項の規定による調停に関しては、第55条ないし第61条の規定を準用する。

[本条新設 2006.12.30]

第3節 仲裁

第62条（仲裁の開始） 労働委員会は、次の各号のいずれか一つに該当するときは、仲裁を行う。 <改正 2006.12.30>

- 1. 関係当事者の双方が、ともに仲裁を申請したとき
- 2. 関係当事者の一方が、団体協約により仲裁を申請したとき
- 3. 削除 <2006.12.30>

第63条（仲裁時の争議行為の禁止） 労働争議が仲裁に付されたときは、その日から15日間は争議行為を行うことができない。

第64条（仲裁委員会の構成） ①労働争議の仲裁又は再審のために、労働委員会に仲裁委員会を置く。

- ② 前項の規定による仲裁委員会は、仲裁委員3人で構成する。
- ③ 前項の仲裁委員は、当該労働委員会の公益を代表する委員のうち関係当事者の合意により選定した者について、その労働委員会の委員長が指名する。ただし、関係当事者間に合意が成立しない場合は、労働委員会の公益を代表する委員のうちから指名する。

第65条（仲裁委員会の委員長） ①仲裁委員会に委員長を置く。

- ② 委員長は、仲裁委員のうちで互選する。

第66条（主張の確認等） ①仲裁委員会は、期日を定めて、関係当事者双方又は一方の出席を求め、主張の要点を確認しなければならない。

- ② 関係当事者が指名した労働委員会の使用者を代表する委員又は勤労者を代表する委員は、仲裁委員会の同意を得て、その会議に出席して意見を述べることができる。

第 67 条（出席禁止） 仲裁委員会の委員長は、関係当事者と参考人外の者の会議への出席を禁止することができる。

第 68 条（仲裁裁定） ① 仲裁裁定は、書面で作成してこれを行い、その書面には効力発生日を明示しなければならない。

② 前項の規定による仲裁裁定の解釈又は履行方法について関係当事者間に意見の不一致があるときは、当該仲裁委員会の解釈に従うこととし、その解釈は、仲裁裁定と同じ効力を有する。

第 69 条（仲裁裁定等の確定） ① 関係当事者は、地方労働委員会又は特別労働委員会の仲裁裁定が違法又は越権によるものと認める場合は、その仲裁裁定の送達を受けた日から 10 日以内に、中央労働委員会にその再審を申請することができる。

② 関係当事者は、中央労働委員会の仲裁裁定又は前項の規定による再審決定が違法又は越権によるものと認められる場合は、行政訴訟法第 20 条の規定にかかわらず、その仲裁裁定又は再審決定の送達を受けた日から 15 日以内に、行政訴訟を提起することができる。

③ 前 2 項に規定された期間内に再審を申し込まず、又は行政訴訟を提起しなかったときは、その仲裁裁定又は再審決定は確定する。

④ 前項の規定により仲裁裁定又は再審決定が確定したときは、関係当事者は、これに従わなければならない。

第 70 条（仲裁裁定等の効力） ① 第 68 条第 1 項の規定による仲裁裁定の内容は、団体協約と同じ効力を有する。

② 労働委員会の仲裁裁定又は再審決定は、前条第 1 項又は第 2 項の規定による中央労働委員会への再審申請又は行政訴訟の提起によってその効力は停止しない。

[条文改正 2006.12.30]

第 4 節 公益事業等の調整に関する特則

第 71 条（公益事業の範囲等） ① この法律で「公益事業」とは、公衆の日常生活と密接な関連があり、又は国民経済に及ぼす影響が大きい事業であって次の各号の事業をいう。

<改正 2006.12.30>

1. 定期路線旅客運輸事業及び航空運輸事業
2. 水道事業、電気事業、ガス事業、石油精製事業及び石油プロバイダ事業
3. 公衆衛生事業、医療事業及び血液プロバイダ事業

4. 銀行及び造幣事業

5. 放送及び通信事業

② この法律で「必須公益事業」とは、前項の公益事業であつてその業務の停止又は廃止が公衆の日常生活を著しく危険にし、又は国民経済を著しく阻害し、その業務の代替が容易でない次の各号の事業をいう。 <改正 2006.12.30>

1. 鉄道事業、都市鉄道事業及び航空運輸事業

2. 水道事業、電気事業、ガス事業、石油精製事業及び石油プロバイダ事業

3. 病院事業および血液プロバイダ事業

4. 韓国銀行事業

5. 通信事業

第 72 条（特別調停委員会の構成） ①公益事業の労働争議の調整のために、労働委員会に特別調停委員会を置く。

② 前項の規定による特別調停委員会は、特別調停委員 3 人で構成する。

③ 前項の規定による特別調停委員は、その労働委員会の公益を代表する委員で、労働組合及び使用者が順次排除していき、残った 4 人から 6 人までのうちから労働委員会の委員長が指名する。ただし、関係当事者が合意して当該労働委員会の委員ではない者を推薦する場合は、その推薦された者を指名する。 <改正 2006.12.30>

第 73 条（特別調停委員会の委員長） ①特別調停委員会に委員長を置く。

② 委員長は、公益を代表する労働委員会の委員である特別調整委員のうちで互選し、当該労働委員会の委員ではない者だけで構成された場合にあっては、その中で互選する。ただし、公益を代表する委員である特別調停委員が 1 人である場合は、当該委員が委員長になる。

第 74 条 削除 <2006.12.30>

第 75 条 削除 <2006.12.30>

第 5 節 緊急調整

第 76 条（緊急調整の決定） ①雇用労働部長官は、争議行為が公益事業に関するものであること、又はその規模が大きく、若しくはその性質が特別であることから、著しく国民経済を害し、又は国民の日常生活を危くする虞が現存するときは、緊急調整の決定をすることができる。

<改正 2010.6.4>

② 雇用労働部長官は、緊急調整の決定をしようとするときは、あらかじめ中央労働委員会委員長の意見を聴かなければならない。 <改正 2010.6.4>

③ 雇用労働部長官は、前 2 項の規定により緊急調整を決定したときは、遅滞なくその理由を付してこれを公表するとともに、中央労働委員会及び関係当事者にそれぞれ通告しなければならない。 <改正 2010.6.4>

第 77 条（緊急調整時の争議行為の中止） 関係当事者は、前条第 3 項の規定による緊急調整の決定が公表されたときは、直ちに争議行為を中止しなければならない。公表日から 30 日が経過しなければ争議行為を再開することはできない。

第 78 条（中央労働委員会の調整） 中央労働委員会は、第 76 条第 3 項の規定による通告を受けたときは、遅滞なく調整を開始しなければならない。

第 79 条（中央労働委員会の仲裁回付決定権） ① 中央労働委員会の委員長は、前条の規定による調整が成立する見込みがないと認められる場合は、公益委員の意見を聴いて、その事件を仲裁に回付する可否を決めなければならない。

② 前項の規定による決定は、第 76 条第 3 項の規定による通告を受けた日から 15 日以内に行わなければならない。

第 80 条（中央労働委員会の仲裁） 中央労働委員会は、当該関係当事者の一方又は双方から仲裁申請があり、又は前条の規定による仲裁回付の決定をしたときは、遅滞なく仲裁を行わなければならない。

第 6 章 不当労働行為

第 81 条（不当労働行為） 使用者は、次の各号のいずれか一つに該当する行為（以下「不当労働行為」という。）を行ってはならない。 <改正 2006.12.30,2010.1.1>

1. 勤労者が労働組合に加入し、若しくは加入しようとし、若しくは労働組合を組織しようとし、又はその他労働組合の業務のための正当な行為をしたことを理由として、その勤労者を解雇し、又はその勤労者に不利益を与える行為

2. 勤労者がある労働組合に加入しないこと若しくは脱退することを雇用条件とし、又は特定の労働組合の組合員になることを雇用条件とする行為。ただし、労働組合が当該事業場に従事する勤労者の 3 分の 2 以上を代表しているときは、勤労者がその労働組合の組合員になることを雇用条件とする団体協約の締結は妨げられない。この場合において、使用者は、勤労者がその労働組合を除名されたこと又はその労働組合を脱退して新しく労働組合を組織し、

若しくは他の労働組合に加入したことを理由として、勤労者に身分上不利益な行為を行ってはならない。

3. 労働組合の代表者又は労働組合から委任を受けた者との団体協約の締結その他の団体交渉を正当な理由なく拒否し、又は懈怠する行為

4. 勤労者が労働組合を組織又は運営することを支配し、又はこれに対し介入する行為及び労働組合の専任者に対する給与を支給支援し、又は労働組合の運営費を援助する行為。ただし、勤労者が勤務時間中に第24条第4項による活動を行うことを使用者が許容することを妨げないとともに、勤労者の厚生資金若しくは経済上の不幸その他厄難の防及び救済等のための基金の寄付並びに最小限の規模の労働組合事務所の提供は除く。

5. 勤労者が正当な団体行為に参加したことを理由とし、又は労働委員会に対し使用者がこの条の規定に違反した旨を申告し、若しくはそれに関する証言をし、若しくはその他行政官庁に証拠を提出したことを理由としてその勤労者を解雇し、又はその勤労者に不利益を与える行為

第82条（救済申請）①使用者の不当労働行為によりその権利を侵害された勤労者又は労働組合は、労働委員会にその救済を申請することができる。

② 前項の規定による救済の申請は、不当労働行為があった日（継続する行為については、その終了日）から3月以内にこれを行わなければならない。

第83条（調査等）①労働委員会は、前条の規定による救済申請を受けたときは、遅滞なく必要な調査及び関係当事者の尋問を行わなければならない。

② 労働委員会は、前項の規定による尋問をするときは、関係当事者の申請により又はその職権で、証人の出席を求め、必要な事項を質問することができる。

③ 労働委員会は、第1項の規定による尋問を行う場合においては、関係当事者に対し、証拠の提出及び証人に対する反対尋問が行うことができる十分な機会を与えなければならない。

④ 第1項の規定による労働委員会の調査及び尋問に関する手続きは、中央労働委員会が別に定めるところによる。

第84条（救済命令）①労働委員会は、前条の規定による尋問を終了し、不当労働行為が成立すると判定したときは、使用者に対して救済命令を発しななければならない。不当労働行為が成立しないと判定したときは、その救済申請を棄却する決定をしなければならない。

② 前項の規定による判定・命令及び決定は書面にし、当該使用者及び申請人にそれぞれ交付しなければならない。

③ 関係当事者は、第1項の規定による命令があったときは、これに従わなければならない。

第 85 条（救済命令の確定） ①地方労働委員会又は特別労働委員会の救済命令又は棄却決定に不服がある関係当事者は、その命令書又は決定書の送達を受けた日から 10 日以内に、中央労働委員会にその再審を申請することができる。

② 前項の規定による中央労働委員会の再審判定に対し、関係当事者は、その再審判定の送達を受けた日から 15 日以内に、行政訴訟法で定めるところにより訴えを提起することができる。

③ 前 2 項に規定された期間内に再審を申請せず、又は行政訴訟を提起しなかったときは、その救済命令・棄却決定又は再審判定は、確定する。

④ 前項の規定により棄却決定又は再審判定が確定したときは、関係当事者はこれに従わなければならない。

⑤ 使用者が、第 2 項の規定によって行政訴訟を提起した場合において、管轄法院は、中央労働委員会の申し立てにより、決定をもって、判決が確定する時まで中央労働委員会の救済命令の全部若しくは一部を履行するように命じることができ、又は当事者の申し立てにより、若しくは職権でその決定を取り消すことができる。

第 86 条（救済命令等の効力） 労働委員会の救済命令・棄却決定又は再審判定は、前条の規定による中央労働委員会への再審申請又は行政訴訟の提起により、その効力は停止しない。

第 7 章 補則

第 87 条（権限の委任） この法律による雇用労働部長官の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を地方雇用労働官署の長に委任することができる。

<改正 2010.6.4>

第 8 章 罰則

第 88 条（罰則） 第 41 条第 2 項の規定に違反した者は、5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金に処する。

第 89 条（罰則） 次の各号のいずれか一つに該当する者は、3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に処する。 <改正 2006.12.30,2010.1.1>

1. 第 37 条第 2 項、第 38 条第 1 項、第 42 条第 1 項又は第 42 条の 2 第 2 項の規定に違反した者

2. 第 85 条第 3 項（第 29 条の 4 第 4 項で準用する場合を含む。）により確定し、又は行政訴訟を提起して確定した救済命令に違反した者

第 90 条（罰則） 第 44 条第 2 項、第 69 条第 4 項、第 77 条又は第 81 条の規定に違反した者は、2 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

第 91 条（罰則） 第 38 条第 2 項、第 41 条第 1 項、第 42 条第 2 項、第 43 条第 1 項・第 2 項・第 4 項、第 45 条第 2 項本文、第 46 条第 1 項又は第 63 条の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

[条文改正 2006.12.30]

第 92 条（罰則） 次の各号のいずれかに該当する者は、1 千万ウォン以下の罰金に処する。

<改正 2001.3.28,2010.1.1>

1. 第 24 条第 5 項に違反した者
2. 第 31 条第 1 項の規定により締結された団体協約の内容のうち、次のいずれかに該当する事項に関して違反した者
 - イ. 賃金・福利厚生費、退職金に関する事項
 - ロ. 勤労及び休憩時間、休日、休暇に関する事項
 - ハ. 懲戒及び解雇の理由及び重要な手続きに関する事項
 - ニ. 安全保健及び災害扶助に関する事項
 - ホ. 施設・便宜提供及び勤務時間内における会議出席に関する事項
 - ヘ. 争議行為に関する事項
3. 第 61 条第 1 項の規定による調定の内容又は第 68 条第 1 項の規定による仲裁裁定の内容を遵守しない者

第 93 条（罰則） 次の各号のいずれかに該当する者は、500 万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第 7 条第 3 項の規定に違反した者
2. 第 21 条第 1 項・第 2 項又は第 31 条第 3 項の規定による命令に違反した者

第 94 条（両罰規定） 法人又は団体の代表者、法人・団体又は個人の代理人・使用人その他の従業員がその法人・団体又は個人の業務に関し、第 88 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人・団体又は個人に対しても各該当条の罰金刑を科する。

第 95 条（過怠金） 第 85 条第 5 項の規定による裁判所の命令に違反した者は 500 万ウォン以下の金額（当該命令が作為を命じるものであるときは、その命令の不履行日数 1 日につき 50 万ウォン以下の割合で算定した金額）の過怠金に処する。

第96条（過怠金） ①次の各号のいずれかに該当する者は、500万ウォン以下の過怠金に処する。

1. 第14条の規定による書類を備え付け又は保存しない者
 2. 第27条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 3. 第46条第2項の規定による申告をしなかった者
- ② 第13条、第28条第2項又は第31条第2項の規定による申告又は通知をしなかった者は、300万ウォン以下の過怠金に処する。
- ③ 前2項の規定による過怠金は、大統領令で定めるところにより、行政官庁が賦課・徴収する。 <改正 1998.2.20>
- ④ 前項の規定による過怠金の処分に不服がある者は、その処分の告知を受けた日から30日以内に、行政官庁に異議を申し出ることができる。 <改正 1998.2.20>
- ⑤ 第3項の規定による過怠金の処分を受けた者が第4項の規定により異議を申し出たときは、行政官庁は、遅滞なく管轄法院にその事実を通知しなければならず、その通知を受けた管轄法院は、非訟事件手続法による過怠金の裁判を行う。 <改正 1998.2.20>
- ⑥ 第4項の規定による期間内に異議を申し出ることなく、過怠金を納付しないときは、国税滞納処分の例によりこれを徴収する。

付 則 <法律第5310号、1997.3.13>

第1条（施行日） この法律は、公布の日から施行する。

第2条（適用期間） 第71条第2項の規定中第1号の市内バス運送事業に関する規定及び第4号の銀行事業（韓国銀行法による韓国銀行は除く。）に関する規定は、2000年12月31日まで適用する。

第3条（労働組合に関する経過措置） この法律の施行の際に従前の規定により設立申告証の交付を受けている労働組合は、この法律により設立された労働組合とみなす。

第4条（解雇者に関する経過措置） この法律の施行の際に解雇の効力を争っている者は、第2条第4号ラのただし書きの規定にかかわらず、勤労者でない者と解釈してはならない。

第5条 削除 <2010.1.1>

第6条（労働組合前任者に関する適用の特例<改正 2001. 3. 28>） ①削除 <2010.1.1>

② 労働組合及び使用者は、専任者に対する給与支援の規模を労使協議により徐々に縮小するように努力するものとし、この場合、その財源を労働組合の財政自立のために使うようにするものとする。 <改正 2001.3.28>

第7条（団体協約の効力に関する経過措置） この法律の施行の際に従前の規定により締結していた団体協約は、この法律により締結したものとみなす。

第8条（労働争議の調整に関する経過措置） ①この法律の施行の際に従前の規定により申し込まれていた私的調停・仲裁は、この法律により私的調停・仲裁を申し込んだものとみなす。

② この法律の施行の際に従前の規定により労働委員会に申請していた調整・仲裁は、この法により調整・仲裁を申し込んだものとみなす。この場合において、調停期間を算定するときは、第54条の規定にかかわらず、従前の例による。

③ この法律の施行の際に従前の規定により調整が終了していた労働争議は、第45条の規定を適用する場合において、調整を経たものとみなす。

第9条（労働組合業務等に関する経過措置） ①この法律の施行の際に従前の規定により勤労者、労働組合又は使用者が労働部長官、行政官庁又は労働委員会に行っていた申告、申請、要求等は、それぞれこの法律により行ったものとみなす。

② この法律の施行の際に従前の規定により労働部長官又は行政官庁が労働委員会に行った要請等は、それぞれこの法律より行ったものとみなす。

③ この法律の施行の際に従前の規定により労働部長官又は行政官庁が行っていた命令、指名、決定等は、それぞれこの法律により行ったものとみなす。

第10条（罰則に関する経過措置） この法律の施行前の行為に対する罰則の適用については、従前の例による。

第11条（他の法律との関係） この法律の施行の際に他の法令において従前の労働組合及び労働関係調整法又はそれらの規定を引用していた場合は、この法律中それに該当する規定がある場合には、この法律又はこの法律の該当条項を引用したものとみなす。

付 則 <法律第5511号、1998.2.20>

第1条（施行日） この法律は、1998年5月1日から施行する。

第2条（一方解約に関する経過措置） この法律の施行の際に改正前の第32条第3項の規定により団体協約を一方解約していた場合は、改正前の規定による。

第3条（権限変更にともなう経過措置） ①この法律の施行の際に従前の規定により労働部長官が行っていた申告証の交付・命令その他の行為（連合団体である労働組合及び2以上の特別市・広域市・道に係る単位労働組合以外の労働組合に関する事項に限る。）は、この法律により特別市長・広域市長・道知事が行った行為であるとみなす。

② この法律の施行の際に従前の規定により労働部長官に対して行っていた申告・申請その他の行為（連合団体である労働組合及び2以上の特別市・広域市・道に係る単位労働組合以外の労働組合に関する事項に限る。）は、この法律による特別市長・広域市長・道知事に対して行った行為であるとみなす。

付 則 <法律第8158号、2006.12.30>

第1条（施行日） この法律は、2007年7月1日から施行する。ただし、第42条の2から第42条の6まで、第43条第3項・第4項、第62条第3号、第71条、第74条、第75条、第89条第1号（必須維持業務に関する争議行為の制限に関する部分に限る。）の改正規定は2008年1月1日から、第81条第2号の改正規定は2011年7月1日から、法律第5310号労働組合及び労働関係調整法付則（法律第6456号労働組合及び労働関係調整法の改正法律により改正された内容を含む。）第5条第1項・第3項及び第6条第1項の改正規定は2007年1月1日から、それぞれ施行する。

<改正2010.1.1>

第2条（必須維持業務導入のための準備行為） 労働関係当事者又は労働委員会は、必須維持業務の導入のために必要である次の各号の事項に関しては、この法律の施行前に行うことができる。

1. 必須維持業務協定の締結
2. 第42条の4第2項の決定

第3条（権限変更にともなう経過措置） ①この法律の施行の際に従前の規定により特別市長・広域市長・道知事が行っていた申告証の交付、命令その他の行為（2以上の市・郡・区に係る単位労働組合以外の労働組合に関する事項に限る。）は、この法律による特別自治道知事・市長・郡守・区庁長が行った行為であるとみなす。

② この法律の施行の際に従前の規定により特別市長・広域市長・道知事に対して行ってい

た申告・申請その他の行為（2以上の市・郡・区に係る単位労働組合以外の労働組合に関する事項に限る。）は、この法律による特別自治道知事・市長・郡守・区庁長に対して行った行為であるとみなす。

第4条（必須共益事業の調整事件に関する経過措置） 付則第1条ただし書きの規定による第62条第3号、第71条、第74条及び第75条の改正規定の施行前に労働委員会に申請した必須共益事業に関する調整事件については、従前の例による。

第5条（罰則に関する経過措置） この法律の施行前に行った行為に対する罰則の適用については、従前の例による。ただし、第42条第3項の規定による命令に違反した行為に対する罰則の適用については、この限りでない。

付 則 <法律第9930号、2010.1.1>

第1条（施行日） この法律は、2010年1月1日から施行する。ただし、第24条第3項・第4項・第5項、第81条第4号、第92条の改正規定は2010年7月1日から、第29条第2項・第3項・第4項、第29条の2から第29条の5まで、第41条第1項後段、第42条の6、第89条第2号の改正規定は2011年7月1日から、それぞれ施行する。

第2条（最初に施行される勤労時間免除限度の決定に関する経過措置） ①勤労時間免除審議委員会は、この法律の施行後最初に施行される勤労時間免除限度を2010年4月30日までに審議・議決しなければならない。

② 勤労時間免除審議委員会が前項による期限までに審議・議決をできないときは、第24条の2第5項にもかかわらず、国会の意見を聴いて公益委員だけで審議・議決することができる。

第3条（団体協約に関する経過措置） この法律の施行日現在有効な団体協約は、この法律により締結されたものとみなす。ただし、この法律の施行によりその全部又は一部の内容が第24条に違反することとなる場合であっても、この法律の施行にかかわらず、当該団体協約の締結当時の有効期間までは効力があるものとみなす。

第4条（交渉中である労働組合に関する経過措置） この法律の施行日当時団体交渉中である労働組合は、この法律による交渉代表労働組合をみなす。

第5条（必須維持業務協定又は労働委員会の必須維持業務維持・運営水準等の決定に関する経過措置） この法律の施行日当時有効な必須維持業務協定又は労働委員会の必須維持業務維持・運営水準等の決定は、この法律により締結されたものとみなす。

第6条（一つの事業又は事業場に2個以上の労働組合がある場合の経過措置） 2009年12月31日現在一つの事業又は事業場において、組織形態を問わず勤労者が設立し、又は加入している労働組合が2個以上ある場合に該当する事業又は事業場に関しては、第29条第2項・第3項・第4項、第29条の2から第29条の5まで、第41条第1項後段、第89条第2号の改正規定は、2012年7月1日から適用する。

第7条（労働組合設立に関する経過措置） ①一つの事業又は事業場に労働組合が組織されている場合は、第5条にもかかわらず、2011年6月30日まではその労働組合と組織対象を同じくする新しい労働組合を設立できない。

② 行政官庁は、設立を企図された労働組合が前項に違反する場合には、その設立申告書を返還しなければならない。

第8条（労働組合専任者に関する適用特例） 第24条第2項及び第81条第4号（労働組合の専任者に対する給与支援に関する規定に限る。）は2010年6月30日まで適用しない。

付則 <法律第12630号、2014.5.20.>

この法律は、公布の日から施行する。

<労働政策研究・研修機構 研究所長 浅尾 裕 仮訳>

必須維持業務

【労働組合及び労働関係調整法施行令第22条の2】

1. 鉄道事業と都市鉄道事業の必須維持業務

- イ. 鉄道・都市鉄道事業の車両の運転業務
- ロ. 鉄道・都市鉄道の車両運行の管制業務（停車場・車両基地等での鉄道信号等を取扱う運転取扱い業務を含む）
- ハ. 鉄道・都市鉄道の車両運行に必要な電気施設・設備を維持・管理する業務
- ニ. 鉄道・都市鉄道の車両運行と利用者の安全に必要な信号施設・設備を維持・管理する業務
- ホ. 鉄道・都市鉄道の車両運行に必要な通信施設・設備を維持・管理する業務
- ヘ. 安全運行のための必要な車両の日常的点検や整備業務
- ト. 線路点検・保守業務

2. 航空運輸業務の必須維持業務

- イ. 乗客及び乗務員の搭乗手続き業務
- ロ. 乗客及び乗務員と手荷物等に対する保安検査業務
- ハ. 航空機の操縦業務
- ニ. 客室乗務業務
- ホ. 飛行計画樹立、航空機運航監視及び統制業務
- ヘ. 航空機の運航と関係するシステム・通信施設の維持・保守業務
- ト. 航空機の整備（窓整備は除く）業務
- チ. 航空安全及び保安に関連する法令、国際協約または就航国家の遊休による航空運輸事業者の安全または保安措置と関連する業務
- リ. 航空機誘導及び牽引業務
- ヌ. 航空機に対する給油及び地上電源供給業務
- ル. 航空機に対する除雪・除氷業務
- ヲ. 乗客の乗下機施設・車両・荷役業務
- ワ. 「航空法」第2条第16号による航行安全施設と航空機離着陸施設の維持・運営（管制を含む）ための業務

3. 水道事業の必須維持業務

- イ. 取水、浄水（小規模自動化浄水設備を含む）、加圧、配水施設の運営業務
- ロ. 水道施設の統合システムと計測・制御設備の運営業務

ハ．水道施設の緊急復旧と水道水供給のための法定基準や手続き等順守のための業務

4．電気事業の必須維持業務

イ．発電部門の必須維持業務

- 1) 発電設備の運転（運転のための技術支援を含む）業務
- 2) 発電設備の点検及び整備（整備のための技術・行程支援は除く）業務と安全管理業務

ロ．送電・変電及び配電業務の必須維持業務

- 1) 地域電気供給業務（無人変電所巡回・点検業務は除く）
- 2) 電力系統の保護のための保護継電器の試験及び点検業務
- 3) 配電線開閉器及び自動化システムを通じた配電設備の監視・制御と配電線との緊急系統転換業務
- 4) 電力系統保護のための通信センター（電力系統の遠隔監視制御装置を含む）の運営業務
- 5) 通信保安管制センター業務
- 6) 非常時の電力供給における負荷管理業務
- 7) 送電・変電及び配電設備の緊急復旧業務

ハ．電力取引部門の必須維持業務

- 1) 電力供給の運営と送電設備系統の運営の制御業務
- 2) 1週間以内の短期電力需要予測による電力系統の安全な運営計画の樹立等給電運営業務
- 3) 電力系統等の運営のための電算室の運営（出入管理、保安管理を含む）業務

5．ガス事業（液化石油ガス事業は除く）の必須維持業務

イ．天然ガスの引取り、製造、貯蔵及び供給業務

ロ．イと関連した施設の緊急整備及び安全管理業務

6．石油精製事業と石油供給事業（液化石油ガス事業を含む）の必須維持業務

イ．石油（天然ガスは除く）の引取り、製造、貯蔵及び供給業務

ロ．イと関連した施設の緊急整備及び安全管理業務

7．病院事業の必須維持業務

イ．「応急医療に関する法律」第2条による応急医療業務

ロ．重症患者の治療・分娩（新生児看護を含む）・手術・透析業務

ハ．イとロの業務の遂行を支援するための麻酔、診断検査（映像検査を含む）、緊急薬剤、

治療食の患者への給食、酸素供給、非常発電及び冷暖房業務

8. 血液供給事業の必須維持業務

イ. 採血及び採血された血液の検査業務

ロ. 「血液管理法」第2条第6号による血液製剤（輸血用に限定する。以下この号と同じ）
製造業務

ハ. 血液及び血液製剤の輸送業務

9. 韓国銀行事業の必須維持業務

イ. 「韓国銀行法」第6条、第28条、第29条による通貨信用政策と韓国銀行運営に関する業務

ロ. 「韓国銀行法」第47条から第86条までの規定による次の業務

1) 韓国銀行が遂行する韓国銀行券発行業務

2) 金融機関の預金と預金支払い準備業務

3) 金融機関に対する貸出・支払い決済等の業務

ハ. イとロの業務遂行を支援するための各種電算システムの運用・通信及び施設保護の業務

ニ. 他の法令により、韓国銀行に委任または委託されている業務

10. 通信事業の必須維持業務

イ. 機関網、加入者網の運営管理業務

ロ. 通信障害の申告受付及び修理業務

ハ. 「郵便法」第14条による基本郵便役務

ニ. 「郵便法」第15条による付加郵便役務中、内容証明と特別送達の業務

<労働政策研究・研修機構 国際研究部 仮訳>

各国参考資料

【イギリス】

- ・岡久慶（2005）「緊急事態に備えた国家権限の強化－英国 2004 年民間緊急事態法」『外国の立法』223 号

【ドイツ】

- ・ Peter Fairbrother, David Hall, Steve Davies, Nikolaus Hammer, Emanuele Lobina(2002) *The Right to Strike in the Electricity Sector in EU Countries*, Public Services International Research Unit.
- ・ Wiebke Warneck (2007) *Strike rules in the EU27 and beyond A comparative overview*, European Trade Union Institute for Research, Education and Health and Safety (ETUI-REHS).
- ・ (財) 自治総合センター (2011) 『新たな地方公務員制度における給与決定に関する調査研究会～諸外国の地方公務員の給与決定について～』
- ・ 清水 敏 (1975) 「西ドイツの官吏ストをめぐる理論状況」『比較法学 10(1)1975-06』早稲田大学比較法研究所
- ・ 下井 隆史 (1981) 「いわゆるスト権確立の法的意味について」『北大法学論集第 31 卷 第 3・4 合併号 下巻』北海道大学法学部
- ・ 辻村 昌昭 (1994) 「外国労働判例研究⑩ドイツ/郵便ストにおける官吏の代替労働の違憲性」『労働法律旬報 No.1329[1994.02.上旬]労働旬報社
- ・ 森 勇・米津 孝司編 (2014) 『ドイツ弁護士法と労働法の現在-日本比較法研究所研究叢書 93』中央大学出版部
- ・ マンフレート・レーヴィッシュ (著) /西谷 敏/中島 正雄/米津 孝司/村中 孝史 (訳) (1995) 『現代ドイツ労働法』法律文化社
- ・ 労働省労政局 (1992 年) 『欧米諸国の労使関係法制』労働省 (当時)
- ・ 労働政策研究・研修機構(2013) 『労働政策研究報告書 No.157-1 現代先進諸国の労働協約システムードイツ・フランスの産業別協約ー(第 1 巻ドイツ編) (山本陽大執筆)』労働政策研究・研修機構

【フランス】

- ・ 菊谷達弥 (1992) 「フランス労働争議権の史的発展と理論形成」『法学論集』(鹿児島大学法文学部紀要 鹿児島大学法文学部紀要)、28(1), p25-97, 1992-09、鹿児島大学
(<http://www.ls.kagoshima-u.ac.jp/ronshu/ronshu1/46/ronbun/A03890813-00-000460025.pdf>)
- ・ 国務院ホームページ
(<http://www.conseil-etat.fr/Actualites/Communiqués/Droit-de-greve>)
- ・ EDF ホームページ
(<http://presentation.edf.com/presentation-18.html>)
- ・ Stéphane Sirot, Un siècle de coupures de courant dans les grèves des électriciens. De la centralité à la marginalisation (1905-2004)
(http://www.fnme-cgt.fr/pages/cahier_ihs.php?&id_art=90&actif=2&num=24)

【アメリカ】

- ・ 中窪裕也『アメリカ労働法』弘文堂 1995 年

- ・ Rehmus, Charlse M., (1990) Emergency Strikes Revisited, Industrial and Labor Relations Review, Vol. 43, No.2, pp. 175-190.
- ・ Sloan, Arthur A. and Witney, Fred (2010) Labor Relations 13th Edition, Rrentice Hall.
- ・ Holley, Jr., William H., Jennings, Kenneth M., and Wolters, Roger S., (2005) the LABOR RELATIONS PROCESS 8th edition, Thomson South-Western.

【韓国】

- ・ 労働政策研究・研修機構『海外労働時報』（2001年2月）
- ・ 労働政策研究・研修機構『海外労働時報』（2002年6月）
- ・ イ・ヨンミョン（東国大学校）『発電労組の罷業と示唆点』
- ・ 環日本海経済研究所『韓国の規制改革——電力・電気通信の事例——』（2003年2月）
- ・ 労働部（当時）『正当な争議行為の範囲と限界』（2009年2月）
- ・ 雇用労働部ウェブサイト
- ・ 大韓法律構造公団ウェブサイト
- ・ 韓国経済新聞（Hankyung News）ウェブサイト

【各国共通】

- ・ 電気事業連合会ウェブサイト
- ・ 海外電力調査会（JEPIC）ウェブサイト

JILPT 資料シリーズ No.147

諸外国における電気事業の争議規制に関する調査

—イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ、韓国—

発行年月日 2015年3月13日

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23

(照会先) 研究調整部研究調整課 TEL:03-5991-5104

国際研究部 TEL:03-5903-6289

印刷・製本 株式会社相模プリント

©2015 JILPT Printed in Japan

* 資料シリーズ全文はホームページで提供しております。(URL:<http://www.jil.go.jp/>)